

工 事 設 計 書 等

工事設計書等のダウンロードにあたって

知り得た情報は、関東地方整備局以外の者の権利を含む場合があるため、ダウンロードを行った個人又は法人における1次利用に限るものとし、有償無償に関わらず「第三者への提供行為※」を行わないでください。

※「他の第三者への提供行為」・・・PDFデータのまま、あるいは、紙に出力して等の手段に関わらず、ダウンロードを行った個人又は法人以外の他者による2次利用につながる一切の行為を指します。

国土交通省 関東地方整備局
高崎河川国道事務所

鏡

1. 工事名

工事名	R 8・R 9 烏川・神流川維持工事
工事地名	高崎出張所管内

2. 工事内容

1) 発注年月	令和 8年 1月	1 2) 設 計 年 月	令和 8年 1月
2) 事務所名	高崎河川国道事務所 工務第一課	1 3) 機械損料一括補正	0 労務費一括割増 0%
3) 工事番号	2026010001	1 4) 単価適用年月	2026年 3月
4) 契約区分	国債（翌債を含む）の分任官	1 5) 歩掛適用年月	2026年 3月
5) 変更回数	0回	1 6) 前請負工事費	0
6) 主 工 種	河川維持工事	1 7) 前請負代金額	0
7) 工 事 量		1 8) 調 整 区 分	0
8) 工 期	731日間 自 令和 8年 4月 1日 (当初) 至 令和10年 3月31日 (0回変更) 至 年 月 日	1 9) 共通仮設費対象額	
9) 施 工 県	群馬県	2 0) 現場管理費対象額	
1 0) 地 区	前橋・高崎地区	2 1) 一般管理費等対象額	
1 1) 河川・路線	烏川本川	2 2) 処 分 費 等	1,910,500
		2 3) 公 告 日	令和 8年 1月13日
		2 4) 入 札 締 切 日	年 月 日

3. 予算科目

1) 予算科目：	2) 目：	3) 目の細分：	4) 事業名：

設計内訳書

工事名	R 8・R 9 烏川・神流川維持工事 (当 初)					事業区分	河川維持・修繕		
						工事区分	河川維持		
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
河川維持 (R 8年度)			式	1		69,831,735			
除草工			式	1		41,093,397			
堤防除草工			式	1		40,151,547			
堤防除草(複合) 除草・集草・積込 機械施工 集草あり		法面勾配1:2.0以上（ 搭乗式）	千m2	348	37,270	12,969,960			単-1号
堤防除草(複合) 除草・集草・積込 機械施工 集草あり		法面勾配1:1.4以上1:1 .9未満（遠隔操作式）	m2	9,100	38.38	349,258			単-2号
堤防除草(複合) 除草・集草・積込 人力集草		法面勾配1:1.4未満、 構造物周辺（肩掛式 飛散防止対策無し）	m2	7,000	81.22	568,540			単-3号
堤防除草(複合) 除草・集草・積込 人力集草		法面勾配1:1.4未満、 構造物周辺（肩掛式 飛散防止対策有り）	m2	4,000	90	360,000			単-4号
除草 機械施工 集草なし		法面勾配1:2.0以上（ 搭乗式）	千m2	1,533	10,690	16,387,770			単-5号
除草 機械施工 集草なし		法面勾配1:1.4以上1:1 .9未満（遠隔操作式）	千m2	151	12,720	1,920,720			単-6号
除草 機械施工 集草なし		法面勾配1:1.4未満、 構造物周辺（肩掛式 飛散防止対策無し）	m2	9,000	40.59	365,310			単-7号
除草 機械施工 集草なし		法面勾配1:1.4未満、 構造物周辺（肩掛式 飛散防止対策有り）	m2	5,000	49.37	246,850			単-8号
温水除草		温水除草システムにお ける除草工法	m2	4,600	243.6	1,120,560			単-9号

設計内訳書

工事名	R 8 ・ R 9 烏川 ・ 神流川維持工事 (当 初)					事業区分	河川維持・修繕		
						工事区分	河川維持		
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要	
運搬(堤防除草) 堤防除草 玉村町		m2	44,600	5.52	246,192			単-10号	
運搬(堤防除草) 堤防除草 上里町		千m2	100	4,520	452,000			単-11号	
運搬(堤防除草) 堤防除草 神川町		m2	87,700	3.51	307,827			単-12号	
運搬(堤防除草) 堤防除草 藤岡市		千m2	136	4,010	545,360			単-13号	
焼却工		m3	800	5,389	4,311,200			単-14号	
高水敷除草工		式	1		941,850				
堤防除草(複合) 除草・集草・積込 機械施工 集草あり	搭乗式	m2	15,000	37.27	559,050			単-15号	
刈草運搬		m2	15,000	5.52	82,800			単-16号	
処分費 (草)		m3	150	2,000	300,000			単-17号	
堤防養生工		式	1		2,422,712				
芝養生工		式	1		2,422,712				
堤防除草(複合) 刈取・集草・積込 機械施工 集草あり	搭乗式	m2	6,300	37.27	234,801			単-18号	

設計内訳書

工事名	R 8 ・ R 9 烏川 ・ 神流川維持工事 (当 初)					事業区分	河川維持・修繕		
						工事区分	河川維持		
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
施肥		普通化成 (N8-P8-K8) 肥料使用量 300kg/万 m2	m2	12, 600	13. 04	164, 304			単-19号
拔根		拔根+集草	m2	12, 600	77. 73	979, 398			単-20号
芝焼			m2	68, 100	11. 7	796, 770			単-21号
刈草運搬			m2	6, 300	7. 53	47, 439			単-22号
処分費 (草)			m3	100	2, 000	200, 000			単-23号
河川土工			式	1		3, 432, 590			
掘削工			式	1		6, 520			
掘削		土砂 オープンカット 押土無 障害無 5, 000m3未満	m3	20	326	6, 520			単-24号
盛土工			式	1		3, 175, 270			
路体(築堤)盛土 2. 5m未満		2. 5m未満	m3	390	6, 807	2, 654, 730			単-25号
路体(築堤)盛土 2. 5m以上4. 0m未満		2. 5m以上4. 0m未満	m3	120	849	101, 880			単-26号
掘削		土砂 オープンカット 押土無 障害無 5, 000m3未満	式	1		179, 300			内-1号

設計内訳書

工事名	R 8 ・ R 9 烏川 ・ 神流川維持工事 (当 初)					事業区分	河川維持・修繕		
						工事区分	河川維持		
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要	
土砂等運搬	土砂(岩塊・玉石混り土含む)	式	1		239,360			内-2号	
法面整形工		式	1		250,800				
法面整形(盛土部)	法面締固め無 現場制約無	m2	550	456	250,800			単-27号	
法覆護岸工		式	1		1,207,070				
植生工		式	1		1,207,070				
張芝	張芝工 500m2以上	m2	550	1,949	1,071,950			単-28号	
市松芝	野芝	m2	120	1,126	135,120			単-29号	
付帯道路工		式	1		1,006,152				
アスファルト舗装工		式	1		1,006,152				
下層路盤(車道・路肩部)	再生クッション RC-40 仕上り厚 150mm	m2	424	711	301,464			単-30号	
表層(車道・路肩部)	再生密粒度アスコン(13) 舗装厚 40mm 1.4m以上3.0m以下	m2	424	1,662	704,688			単-31号	
公募伐採整備工		式	1		2,244,467				

設計内訳書

工事名	R 8 ・ R 9 烏川 ・ 神流川維持工事 (当 初)					事業区分	河川維持・修繕		
						工事区分	河川維持		
工事区分 ・ 工種 ・ 種別 ・ 細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要	
会場整備工		式	1		351,884				
不陸整正	補足材無し	m2	2,020	174.2	351,884			単-32号	
会場後片付け工		式	1		1,892,583				
集草積込み		m2	2,020	61.16	123,543			単-33号	
伐木伐竹運搬		m3	360	2,914	1,049,040			単-34号	
処分費 (枝・葉)		m3	360	2,000	720,000			単-35号	
観測所設備工		式	1		3,448,416				
観測所設備工		式	1		3,448,416				
局舎設置	1300×600×2000	架	1	2,540,000	2,540,000			単-36号	
足場	安全ネット不要	式	1		908,416			内-3号	
擁壁護岸工		式	1		105,000				
場所打擁壁工		式	1		105,000				

設計内訳書

工事名	R 8 ・ R 9 烏川 ・ 神流川維持工事 (当 初)					事業区分	河川維持・修繕		
						工事区分	河川維持		
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
重力式擁壁		1mを超え2m未満 24-8-40(高炉)	箇所	1	105,000	105,000			単-37号
清掃工				式	1		909,200		
塵芥処理工			式	1		909,200			
堆積塵芥収集(人力処理)			m3	40	10,730	429,200			単-38号
処分費				m3	40	12,000	480,000		
応急処理工			式	1		12,903,000			
応急処理作業工			式	1		12,903,000			
応急作業			式	1		12,903,000			内-4号
構造物撤去工			式	1		308,822			
防護柵撤去工			式	1		1,672			
防護柵(横断・転落防止柵)撤去			m	1	1,672	1,672			単-40号
構造物取壊し工				式	1		276,780		

設計内訳書

工事名	R 8 ・ R 9 烏川 ・ 神流川維持工事 (当 初)					事業区分	河川維持・修繕		
						工事区分	河川維持		
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
コンクリート構造物取壊し		鉄筋構造物 機械施工	m3	1.7	19,750	33,575			単-41号
舗装版切断		アスファルト舗装版 15cm以下							
		m	260	710.4	184,704				単-42号
舗装版破碎		アスファルト舗装版 舗装版厚 4 c m	m2	95	615.8	58,501			単-43号
運搬処理工									
		式	1		30,370				
殻運搬		アスファルト殻	m3	4	2,905	11,620			単-44号
殻運搬		コンクリート殻(鉄筋)	m3	2	1,625	3,250			単-45号
殻処分		アスファルト殻	m3	4	2,000	8,000			単-46号
殻処分		コンクリート殻(鉄筋)	m3	2	■■■■■	■■■■■			単-47号
仮設工			式	1		750,909			
工事用道路工			式	1		510,949			
敷鉄板		22×1,524×6,096(mm)設置・撤去	式	1		510,949			内-5号
交通管理工			式	1		239,960			

設計内訳書

工事名	R 8 ・ R 9 烏川 ・ 神流川維持工事 (当 初)					事業区分	河川維持・修繕		
						工事区分	河川維持		
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要	
交通誘導警備員		式	1		239, 960			内-6号	
直接工事費		式	1		69, 831, 735				
共通仮設費		式	1		7, 217, 751				
共通仮設費		式	1		2, 260, 751				
運搬費		式	1		1, 710, 150			内-7号	
仮設材運搬費		式	1		1, 710, 150				
準備費		式	1		537, 601			内-8号	
表土処理		式	1		167, 970			内-9号	
伐木		式	1		11, 731			内-10号	
木根等処分費		式	1		357, 900				
役務費		式	1		13, 000			内-11号	
借地料		式	1		13, 000				

設計内訳書

工事名	R 8 ・ R 9 烏川 ・ 神流川維持工事 (当 初)					事業区分	河川維持・修繕		
						工事区分	河川維持		
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要	
共通仮設費 (率計上)		式	1		4,957,000				
純工事費		式	1		77,049,486				
現場管理費		式	1		23,792,000				
工事原価		式	1		100,841,486				
一般管理費等		式	1		17,258,514				
業務委託料		式	1		3,380,000				
工事価格		式	1		121,480,000				
消費税相当額		式	1		12,148,000				
工事費計		式	1		133,628,000				

設計内訳書

工事名	R 8 ・ R 9 烏川 ・ 神流川維持工事 (当 初)					事業区分	河川維持・修繕		
						工事区分	河川維持		
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
河川維持 (R 9 年度)			式	1		74,735,941			
除草工			式	1		41,104,087			
堤防除草工			式	1		40,162,237			
堤防除草(複合) 除草・集草・積込 機械施工 集草あり		法面勾配1:2.0以上（ 搭乗式）	千m2	348	37,270	12,969,960			単-1号
堤防除草(複合) 除草・集草・積込 機械施工 集草あり		法面勾配1:1.4以上1:1 .9未満（遠隔操作式）	m2	9,100	38.38	349,258			単-2号
堤防除草(複合) 除草・集草・積込 人力集草		法面勾配1:1.4未満、 構造物周辺（肩掛式 飛散防止対策無し）	m2	7,000	81.22	568,540			単-3号
堤防除草(複合) 除草・集草・積込 人力集草		法面勾配1:1.4未満、 構造物周辺（肩掛式 飛散防止対策有り）	m2	4,000	90	360,000			単-4号
除草 機械施工 集草なし		法面勾配1:2.0以上（ 搭乗式）	千m2	1,534	10,690	16,398,460			単-5号
除草 機械施工 集草なし		法面勾配1:1.4以上1:1 .9未満（遠隔操作式）	千m2	151	12,720	1,920,720			単-6号
除草 機械施工 集草なし		法面勾配1:1.4未満、 構造物周辺（肩掛式 飛散防止対策無し）	m2	9,000	40.59	365,310			単-7号
除草 機械施工 集草なし		法面勾配1:1.4未満、 構造物周辺（肩掛式 飛散防止対策有り）	m2	5,000	49.37	246,850			単-8号
温水除草		温水除草システムにお ける除草工法	m2	4,600	243.6	1,120,560			単-9号

設計内訳書

工事名	R 8 ・ R 9 烏川 ・ 神流川維持工事 (当 初)					事業区分	河川維持・修繕		
						工事区分	河川維持		
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
運搬(堤防除草) 堤防除草 玉村町			m2	44,600	5.52	246,192			単-10号
運搬(堤防除草) 堤防除草 上里町			千m2	100	4,520	452,000			単-11号
運搬(堤防除草) 堤防除草 神川町			m2	87,700	3.51	307,827			単-12号
運搬(堤防除草) 堤防除草 藤岡市			千m2	136	4,010	545,360			単-13号
焼却工			m3	800	5,389	4,311,200			単-14号
高水敷除草工			式	1		941,850			
堤防除草(複合) 除草・集草・積込 機械施工 集草あり		搭乗式	m2	15,000	37.27	559,050			単-15号
刈草運搬			m2	15,000	5.52	82,800			単-16号
処分費 (草)			m3	150	2,000	300,000			単-17号
堤防養生工			式	1		3,260,021			
芝養生工			式	1		3,260,021			
堤防除草(複合) 刈取・集草・積込 機械施工 集草あり		搭乗式	m2	10,500	37.27	391,335			単-18号

設計内訳書

工事名	R 8 ・ R 9 烏川 ・ 神流川維持工事 (当 初)					事業区分	河川維持・修繕		
						工事区分	河川維持		
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
施肥		普通化成 (N8-P8-K8) 肥料使用量 300kg/万 m2	m2	20,100	13.04	262,104			単-19号
拔根		拔根+集草	m2	20,100	77.73	1,562,373			単-20号
芝焼			m2	68,100	11.7	796,770			単-21号
刈草運搬			m2	6,300	7.53	47,439			単-22号
処分費 (草)			m3	100	2,000	200,000			単-23号
河川土工			式	1		5,389,920			
掘削工			式	1		5,389,920			
河床等掘削			m3	1,900	472.1	896,990			単-24号
軟弱土等運搬			式	1		4,256,000			内-1号
整地		敷均し(ルース)	式	1		236,930			内-2号
樹木伐採工			式	1		7,262,279			
伐木除根工			式	1		7,262,279			

設計内訳書

工事名	R 8 ・ R 9 烏川 ・ 神流川維持工事 (当 初)					事業区分	河川維持・修繕		
						工事区分	河川維持		
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
伐木・伐竹(複合)		伐木(機械施工)	m2	16,000	234.7	3,755,200			単-25号
伐木伐竹運搬 枝葉			m3	272	1,987	540,464			単-26号
伐木伐竹運搬 幹			m3	305	3,443	1,050,115			単-27号
処分費 枝葉			m3	272	2,000	544,000			単-28号
処分費 幹			m3	305	4,500	1,372,500			単-29号
公募伐採整備工			式	1		2,244,467			
会場整備工			式	1		351,884			
不陸整正		補足材無し	m2	2,020	174.2	351,884			単-30号
会場後片付け工			式	1		1,892,583			
集草積込み			m2	2,020	61.16	123,543			単-31号
伐木伐竹運搬			m3	360	2,914	1,049,040			単-32号
処分費 (枝・葉)			m3	360	2,000	720,000			単-33号

設計内訳書

工事名	R 8 ・ R 9 烏川 ・ 神流川維持工事 (当 初)					事業区分	河川維持・修繕		
						工事区分	河川維持		
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
清掃工			式	1		909, 200			
塵芥処理工			式	1		909, 200			
堆積塵芥収集(人力処理)			m3	40	10, 730	429, 200			単-34号
処分費			m3	40	12, 000	480, 000			単-35号
応急処理工			式	1		12, 903, 000			
応急処理作業工			式	1		12, 903, 000			
応急作業			式	1		12, 903, 000			内-3号
仮設工			式	1		1, 662, 967			
工事用道路工			式	1		294, 327			
敷鉄板		25×1, 524×6, 096 (mm) 設置・撤去	式	1		294, 327			内-4号
交通管理工			式	1		1, 368, 640			
交通誘導警備員			式	1		1, 368, 640			内-5号

設計内訳書

工事名	R 8 ・ R 9 烏川 ・ 神流川維持工事 (当 初)					事業区分	河川維持・修繕		
						工事区分	河川維持		
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要	
直接工事費		式	1		74,735,941				
共通仮設費		式	1		6,012,950				
共通仮設費		式	1		833,950				
運搬費		式	1		833,950				
仮設材運搬費		式	1		833,950			内-6号	
共通仮設費（率計上）		式	1		5,179,000				
純工事費		式	1		80,748,891				
現場管理費		式	1		24,447,000				
工事原価		式	1		105,195,891				
一般管理費等		式	1		17,704,109				
業務委託料		式	1		3,380,000				
工事価格		式	1		126,280,000				

設計内訳書

工事名	R 8 ・ R 9 烏川 ・ 神流川維持工事 (当 初)					事業区分	河川維持・修繕		
						工事区分	河川維持		
工事区分 ・ 工種 ・ 種別 ・ 細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要	
消費税相当額		式	1		12, 628, 000				
工事費計		式	1		138, 908, 000				

設計内訳書

工事名	R 8 ・ R 9 烏川 ・ 神流川維持工事					事業区分			
						工事区分			
工事区分 ・ 工種 ・ 種別 ・ 細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
工事価格			式	1		121, 480, 000			1年目
工事価格			式	1		126, 280, 000			2年目
工事価格			式	1		247, 760, 000			工事全体
消費税相当額			式	1		24, 776, 000			
工事費計			式	1		272, 536, 000			

一式当たり内訳書

掘削
第 1号内訳書

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
掘削	土砂 オープンカット 無し 無し 5,000m3未満	m 3	550	326	179,300			
合 計					179,300			

一式当たり内訳書

土砂等運搬
第 2号内訳書

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
土砂等運搬	標準 バックホウ山積0.8m3(平積0.6m3) 土砂(岩塊・玉石混り土含む) 無し 0.5km以下	m 3	550	435.2	239,360			
合 計					239,360			

一式当たり内訳書

足場
第 3号内訳書

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
足場工	手摺先行型枠組足場 不要 標準	掛m 2	188	4,832	908,416			
合 計					908,416			

一式当たり内訳書

第 4号内訳書
応急作業

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
普通作業員		人	500	25,806	12,903,000			
合 計					12,903,000			

一式当たり内訳書

敷鉄板
第 5号内訳書

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
敷鉄板設置・撤去	設置・撤去	m 2	762	422. 6	322, 021			
敷鉄板賃料	22×1, 524×6, 096(mm) 無 14日 無 有	枚	82	2, 304	188, 928			
合 計					510, 949			

一式当たり内訳書

交通誘導警備員
第 6号内訳書

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
交通誘導警備員B		人日	14	17,140	239,960			
合 計					239,960			

一式当たり内訳書

仮設材運搬費

第 7号内訳書

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
仮設材等(鋼矢板、H形鋼、覆工板、敷鉄板等)の運	関東・中部・近畿 24.6km 12m以内 各種(実数入力) 0無 無	t	263.1	5,000	1,315,500			
仮設材等の積込み、取卸し 費	積込み、取卸し(片道分)	t	263.1	1,500	394,650			
合 計					1,710,150			

一式当たり内訳書

表土处理

第 8号内訳書

單價使用年月	2026. 3
步掛使用年月	2026. 3
勞務調整係數	1.000-00-00-2-0

[illegible]

一式当たり内訳書

伐木
第 9号内訳書

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
伐木・伐竹（伐木除根）	伐木(機械施工)	m 2	121	35. 8	4, 331			
集積積込み（機械施工）（伐木除根）	無し 全ての費用	m 2	121	61. 16	7, 400			
合 計					11, 731			

一式当たり内訳書

木根等処分費

第 10号内訳書

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
【枝葉】								
運搬（伐木除根）	機械施工 無し 有り 36.0km以下 全ての費用	m 3	30	3,443	103,290			
処分費（m 3）		m 3	30	2,000	60,000			
【幹】								
運搬（伐木除根）	機械施工 無し 無し 16.0km以下 全ての費用	m 3	30	1,987	59,610			
処分費（m 3）		m 3	30	4,500	135,000			
合 計					357,900			

一式当たり内訳書

借地料
第 11号内訳書

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
借地料（一式入力）	13千円	式	1		13,000			
合 計					13,000			

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一1号	堤防除草(複合) 除草・集草・積込 機械施工 集草あり	法面勾配1:2.0以上 (搭乗式)	単位	千m2	数量	1	単価	37,270
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
除草, 集草 (機械), 梱包, 積込・荷卸 (総合)		ハットカイト式(刈幅150cm) 梱包無し ダンプトラック(オンロード・ディーゼル・2t積級)	m 2	1,000	37.27	37,270		
計						37,270		
単価						37,270	円／千m2	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一2号	堤防除草(複合) 除草・集草・積込 機械施工 集草あり	法面勾配1:1.4以上1:1.9未満 (遠隔操作式)	単位	m2	数量	1	単価	38.38
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
除草, 集草 (機械), 梱包, 積込・荷卸 (総合)		遠隔操縦式(刈幅120cm) 梱包無し 持込 ダンプトラック(オンロード・ディーゼル・2t積級)	m 2	1	38.38	38.38		
計						38.38		
単価						38.38	円／m2	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一3号	堤防除草(複合) 除草・集草・積込 人力集草	法面勾配1:1.4未満、構造物周辺(肩掛式 飛散防止 対策無し)	単位	m2	数量	1	単価	81.22
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
除草, 集草(人力), 梱包, 積込・荷卸(総合)		肩掛式(カッタ径255mm) 梱包無し ダンプトラック(オンロード・ディーゼル・2t積級) 無し	m 2	1	81.22	81.22		
計						81.22		
単価						81.22	円/m2	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一4号	堤防除草(複合) 除草・集草・積込 人力集草	法面勾配1:1.4未満、構造物周辺(肩掛式 飛散防止 対策有り)	単位	m2	数量	1	単価	90
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
除草, 集草(人力), 梱包, 積込・荷卸(総合)		肩掛式(カッタ径255mm) 梱包無し ダンプトラック(オンロード・ディーゼル・2t積級) 有り	m 2	1	90	90		
計						90		
単価						90	円/m2	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一5号	除草 機械施工 集草なし	法面勾配1:2.0以上（搭乗式）	単位	千m2	数量	1	単価	10,690
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
除草		ハツトカヰ式(刈幅150cm)	m 2	1,000	10.69	10,690		
計						10,690		
単価						10,690	円／千m2	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一6号	除草 機械施工 集草なし	法面勾配1:1.4以上1:1.9未満（遠隔操作式）	単位	千m2	数量	1	単価	12,720
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
除草		遠隔操縦式(刈幅120cm) 持込	m 2	1,000	12.72	12,720		
計						12,720		
単価						12,720	円／千m2	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一7号	除草 機械施工 集草なし	法面勾配1:1.4未満、構造物周辺（肩掛式 飛散防止 対策無し）	単位	m2	数量	1	単価	40.59
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
除草		肩掛式(カッタ径255mm) 無し	m 2	1	40.59	40.59		
計						40.59		
単価						40.59	円／m2	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一8号	除草 機械施工 集草なし	法面勾配1:1.4未満、構造物周辺（肩掛式 飛散防止 対策有り）	単位	m2	数量	1	単価	49.37
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
除草		肩掛式(カッタ径255mm) 有り	m 2	1	49.37	49.37		
計						49.37		
単価						49.37	円／m2	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一9号	温水除草	温水除草システムにおける除草工法	単位	m2	数量	1	単価	243.6
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
温水除草			m2	1	243.6	243.6		
計						243.6		
単価						243.6	円／m2	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一10号	運搬(堤防除草) 堤防除草 玉村町		単位	m2	数量	1	単価	5.52
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
運搬 (堤防除草)		ダンプトラック(オンロード・ディーゼル・2t積級) 梱包無し 有り 8 .5km以下 全ての費用	m 2	1	5.52	5.52		
計						5.52		
単価						5.52	円／m2	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一11号	運搬(堤防除草) 堤防除草 上里町		単位	千m2	数量	1	単価	4,520
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
運搬 (堤防除草)		ダンプトラック(オンロード・ディーゼル・2t積級) 梱包無し 無し 6.0km以下 全ての費用	m 2	1,000	4.52	4,520		
計						4,520		
単価						4,520	円／千m2	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一12号	運搬(堤防除草) 堤防除草 神川町		単位	m2	数量	1	単価	3.51
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
運搬 (堤防除草)		ダンプトラック(オンロード・ディーゼル・2t積級) 梱包無し 無し 2.5km以下 全ての費用	m 2	1	3.51	3.51		
計						3.51		
単価						3.51	円／m2	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一13号	運搬(堤防除草) 堤防除草 藤岡市		単位	千m2	数量	1	単価	4,010
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
運搬 (堤防除草)		ダンプトラック(オンロード・ディーゼル・2t積級) 梱包無し 無し 4.0km以下 全ての費用	m 2	1,000	4.01	4,010		
計						4,010		
単価						4,010	円／千m2	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一14号	焼却工		単位	m3	数量	800	単価	5,389
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
窯場掘削・防火帯整備工			箇所	4	435,600	1,742,400		
焼却・消化工			m 3	800	3,211	2,568,800		
計						4,311,200		
単価						5,389	円／m3	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一15号	堤防除草(複合) 除草・集草・積込 機械施工 集草あり	搭乗式	単位	m2	数量	1	単価	37.27
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
除草, 集草 (機械), 梱包, 積込・荷卸 (総合)		ハントカイト式(刈幅150cm) 梱包無し ダンプトラック(オンロード・ディーゼル・2t積級)	m 2	1	37.27	37.27		
計						37.27		
単価						37.27	円/m2	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一16号	刈草運搬		単位	m2	数量	1	単価	5.52
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
運搬 (堤防除草)		ダンプトラック(オンロード・ディーゼル・2t積級) 梱包無し 有り 8 .5km以下 全ての費用	m 2	1	5.52	5.52		
計						5.52		
単価						5.52	円/m2	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一17号	処分費 (草)		単位	m3	数量	1	単価	2,000
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
処分費 (m3)			m3	1	2,000	2,000		
計						2,000		
単価						2,000	円／m3	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一18号	堤防除草(複合) 刈取・集草・積込 機械施工 集草あり	搭乗式	単位	m2	数量	1	単価	37.27
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
除草, 集草(機械), 梱包, 積込・荷卸(総合)		ハットカイト式(刈幅150cm) 梱包無し ダンプトラック(オンロード・ディーゼル・2t積級)	m2	1	37.27	37.27		
計						37.27		
単価						37.27	円／m2	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一19号	施肥	普通化成（N8-P8-K8） 肥料使用量 300kg/万m2	単位	m2	数量	1	単価	13.04
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
施肥		全ての費用	m 2	1	13.04	13.04		
計						13.04		
単価						13.04	円／m2	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一20号	抜根	抜根+集草	単位	m2	数量	1	単価	77.73
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
抜根		抜根+集草	m 2	1	77.73	77.73		
計						77.73		
単価						77.73	円／m2	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一21号	芝焼		単位	m2	数量	1	単価	11.7
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
芝焼		風速5m/s以下	m2	1	11.7	11.7		
計						11.7		
単価						11.7	円／m2	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一22号	刈草運搬		単位	m2	数量	1	単価	7.53
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
運搬（堤防除草）		ダンプトラック(オンロード・ディーゼル・2t積級) 梱包無し 無し 1 7.0km以下 全ての費用	m 2	1	7.53	7.53		
計						7.53		
単価						7.53	円／m2	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一23号	処分費 (草)		単位	m3	数量	1	単価	2,000
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
処分費 (m3)			m3	1	2,000	2,000		
計						2,000		
単価						2,000	円/m3	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一24号	掘削	土砂 オープンカット 押土無 障害無 5,000m3未満	単位	m3	数量	1	単価	326
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
掘削		土砂 オープンカット 無し 無し 5,000m3未満	m3	1	326	326		
計						326		
単価						326	円/m3	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一25号	路体(築堤)盛土 2.5m未満	2.5m未満	単位	m3	数量	1	単価	6,807
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
路体（築堤）盛土		2.5m未満	m 3	1	6,807	6,807		
計						6,807		
単価						6,807	円／m3	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一26号	路体(築堤)盛土 2.5m以上4.0m未満	2.5m以上4.0m未満	単位	m3	数量	1	単価	849
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
路体（築堤）盛土		2.5m以上4.0m未満	m 3	1	849	849		
計						849		
単価						849	円／m3	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一27号	法面整形(盛土部)	法面締固め無 現場制約無	単位	m2	数量	1	単価	456
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
法面整形		盛土部 無し 無し 砂質土、砂及び砂質土、粘性土 全ての費用	m 2	1	456	456		
計						456		
単価						456	円／m2	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一28号	張芝	張芝工 500m2以上	単位	m2	数量	1	単価	1,949
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
人力施工による植生工		張芝工 500m2以上(標準) 無	m 2	1	1,949	1,949		
計						1,949		
単価						1,949	円／m2	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一29号	市松芝	野芝	単位	m2	数量	1	単価	1,126
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
市松芝		野芝	m 2	1	1,126	1,126		
計						1,126		
単価						1,126	円／m2	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一30号	下層路盤(車道・路肩部)	再生クラッシュラン RC-40 仕上り厚 150mm	単位	m2	数量	1	単価	711
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
下層路盤(車道・路肩部)		150mm 1層施工 再生クラッシュラン RC-40 全ての費用	m 2	1	711	711		
計						711		
単価						711	円／m2	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一31号	表層(車道・路肩部)	再生密粒度アスコン(13) 舗装厚 40mm 1.4m以上3.0m以下	単位	m2	数量	1	単価	1,662
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
表層(車道・路肩部)		1.4m以上3.0m以下 40mm 再生密粒度アスコン(13) フライムコート PK-3 全ての費用	m2	1	1,662	1,662		
計						1,662		
単価						1,662	円/m2	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一32号	不陸整正	補足材無し	単位	m2	数量	1	単価	174.2
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
不陸整正		無し 全ての費用	m2	1	174.2	174.2		
計						174.2		
単価						174.2	円/m2	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一33号	集草積込み		単位	m2	数量	1	単価	61.16
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
集積積込み（機械施工）（伐木除根）		無し 全ての費用	m 2	1	61.16	61.16		
計						61.16		
単価						61.16	円／m2	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一34号	伐木伐竹運搬		単位	m3	数量	1	単価	2,914
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
運搬（伐木除根）		機械施工 無し 有り 26.0km以下 全ての費用	m 3	1	2,914	2,914		
計						2,914		
単価						2,914	円／m3	

1 次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単-35号	処分費 (枝・葉)		単位	m3	数量	1	単価	2,000
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
処分費 (m3)			m3	1	2,000	2,000		
計						2,000		
単価						2,000	円/m3	

1 次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単-36号	局舎設置	1300×600×2000	単位	架	数量	1	単価	2,540,000
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
【施工手間】								
ラフテレーンクレーン [油圧伸縮ジブ型]		4. 9 t 吊	日	1	40,000	40,000		
【材料費】								
屋外筐体		W=1300×D=600×H=2000	架	1	2,500,000	2,500,000		
計						2,540,000		
単価						2,540,000	円／架	

1 次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単一37号	重力式擁壁	1mを超え2m未満 24-8-40(高炉)	単位	箇所	数量	1	単価	105,000
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
重力式擁壁		1mを超え2m未満 24-8-40(高炉) 無し 無し 一般養生 延長無し	m 3	0.87	69,090	60,108.3		
鉄筋工		SD345 D13	t	0.005	333,000	1,665		
コンクリートはつり		3cm以下 全ての費用	m 2	8	5,368	42,944		
積込 (コンクリート殻)		全ての費用	m 3	0.2	1,311	262.2		
計						104,979.5		
単価						105,000	円/箇所	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1. 000-00-00-2-0	
単一38号	堆積塵芥収集(人力処理)		単位	m3	数量	1	単価	10, 730
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
堆積塵芥収集(人力処理)		収集・集積・積込み・運搬 木片・空き缶・枯草等のかさ高物や軽量物 有り 10. 5km以下 持込 全ての費用	m 3	1	10, 730	10, 730		
計						10, 730		
単価						10, 730	円／m3	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1. 000-00-00-2-0	
単一39号	処分費		単位	m3	数量	1	単価	12, 000
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
処分費 (m 3)			m 3	1	12, 000	12, 000		
計						12, 000		
単価						12, 000	円／m3	

1 次単価表

1 次単価表						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数		2026. 3 2026. 3 1. 000-00-00-2-0	
単一40号	防護柵(横断・転落防止柵)撤去		単位	m	数量	1	単価	1, 672	
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要		
防護柵（横断・転落防止柵）撤去工		プレキャストコンクリートブロック建込 門型 1m 無 無	m	1	1, 672	1, 672			
計						1, 672			
単価						1, 672	円／m		

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1. 000-00-00-2-0	
単一41号	コンクリート構造物取壊し	鉄筋構造物 機械施工	単位	m3	数量	1	単価	19, 750
名 称		規 格	単位	数量	単価	金 額	摘 要	
構造物とりこわし		鉄筋構造物 機械施工 無し 無し 必要	m 3	1	19, 750	19, 750		
計						19, 750		
単価						19, 750	円／m3	

1 次単価表

1 次単価表						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数		2026. 3 2026. 3 1. 000-00-00-2-0	
単一42号	舗装版切断	アスファルト舗装版 15cm以下	単位	m	数量	1	単価	710. 4	
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要		
舗装版切断		アスファルト舗装版 15cm以下 全ての費用	m	1	710. 4	710. 4			
計						710. 4			
単価						710. 4	円／m		

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1. 000-00-00-2-0	
単一43号	舗装版破碎	アスファルト舗装版 舗装版厚 4 c m	単位	m2	数量	1	単価	615. 8
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
舗装版破碎		アスファルト舗装版 無し 必要 15cm以下 有り 全ての費用	m 2	1	615. 8	615. 8		
計						615. 8		
単価						615. 8	円／m2	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一44号	殻運搬	アスファルト殻	単位	m3	数量	1	単価	2,905
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
殻運搬		舗装版破碎 機械積込(騒音対策不要、厚15cm超)又(騒音対策必要) 無し 13.5km以下 全ての費用	m 3	1	2,905	2,905		
計						2,905		
単価						2,905	円／m3	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一45号	殻運搬	コンクリート殻(鉄筋)	単位	m3	数量	1	単価	1,625
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
殻運搬		コンクリート(鉄筋)構造物とりこわし 機械積込 無し 5.7km以下 全ての費用	m 3	1	1,625	1,625		
計						1,625		
単価						1,625	円／m3	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一46号	殻処分	アスファルト殻	単位	m3	数量	1	単価	2,000
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
処分費 (m3)			m3	1	2,000	2,000		
計						2,000		
単価						2,000	円/m3	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一47号	殻処分	コンクリート殻(鉄筋)	単位	m3	数量	1	単価	
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
処分費 (m3)			m3	1				
計								
単価							円/m3	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

	温水除草		単位	m2	数量	1, 000	単価	243. 6
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	土木一般世話役		人	2. 1	32, 946	69, 186		
	特殊作業員		人	2. 1	27, 642	58, 048		
	普通作業員		人	2. 1	25, 806	54, 192		
	運転手（一般）		人	2. 1	23, 766	49, 908		
	ダンプトラック [オンロード・ディーゼル]	2 t 積級						
			供用日	2. 1	5, 520	11, 592		
	ダンプトラック [オンロード・ディーゼル]	タイヤ(供用日当り)						
			供用日	2. 1	298	625		
	諸雑費（まるめ）							
			式	1		49		
	計					243, 600		
	単価					243. 6	円／m2	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	窠場掘削・防火帯整備工		単位	箇所	数量	1	単価	435,600
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
掘削工			m 3	75	1,899	142,425		
防火帯整備工			m 2	936	178.7	167,263		
埋戻工			m 3	75	1,679	125,925		
計						435,613		
単価						435,600	円／箇所	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	焼却・消化工		単位	m 3	数量	100	単価	3,211
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
土木一般世話役			人	1	32,946	32,946		
特殊作業員			人	1	27,642	27,642		
普通作業員			人	1	25,806	25,806		
バックホ運転		クローラ型 山積0.45m3 平積0.35m3 掘み装置有	日	4.3	51,330	220,719		
散水車運転		トラック架装型 タンク容量1800L	日	1	9,714	9,714		
諸雑費（率＋まるめ） 5%			式	1		4,273		
計						321,100		
単価						3,211	円／m 3	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	処分費（m ³ ）		単位	m ³	数量	100	単価	2,000
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
処分費		(株) エコ・プロセス	m ³	100	2,000	200,000		
	計					200,000		
	単価					2,000	円／m ³	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	芝焼	風速5m/s以下	単位	m2	数量	10,000	単価	11.7
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	土木一般世話役		人	0.67	32,946	22,073		
	普通作業員		人	2.67	25,806	68,902		
	散水車運転	トラック架装型 タンク容量1800L	日	0.67	33,480	22,431		
	諸雑費（率＋まるめ） 4%		式	1		3,594		
	計					117,000		
	単価					11.7	円／m2	

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1. 000-00-00-2-0	
	人力施工による植生工	張芝工 500m2以上(標準) 無	単位	m 2	数量	1	単価	1, 949
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
法面工（張芝工）		野芝・高麗芝（全面張）	m 2	1	1, 949. 3	1, 949		
諸雑費（まるめ）			式	1		0		
計						1, 949		
単価						1, 949	円／m 2	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1. 000-00-00-2-0	
	処分費（m 3）		単位	m 3	数量	100	単価	2, 000
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
処分費		（株）ホシノ商事 前橋工場	m 3	100	2, 000	200, 000		
計						200, 000		
単価						2, 000	円／m 3	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	足場工	手摺先行型枠組足場 不要 標準	単位	掛m 2	数量	100	単価	4,832
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	土木一般世話役		人	1.6	32,946	52,713		
	とび工		人	7	28,560	199,920		
	普通作業員		人	1.3	25,806	33,547		
	ラフテレーンクレーン [油圧伸縮ジブ型]	2 5 t 吊	日	1.4	53,200	74,480		
	諸雑費（率＋まるめ） 34%		式	1		122,540		
	計					483,200		
	単価					4,832	円／掛m 2	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

	鉄筋工	SD345 D13	単位	t	数量	1	単価	333, 000
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	土木一般世話役		人	0. 6	32, 946	19, 767		
	鉄筋工		人	3. 9	30, 600	119, 340		
	とび工		人	0. 1	28, 560	2, 856		
	普通作業員		人	2. 2	25, 806	56, 773		
	鉄筋コンクリート用棒鋼	S D 3 4 5 D 1 3	t	1. 05	110, 000	115, 500		
	諸雑費（率＋まるめ） 6%		式	1		18, 764		
	計					333, 000		
	単価					333, 000	円／ t	

参考資料（１）

参考資料（1）						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数		2026. 3 2026. 3 1. 000-00-00-2-0	
	処分費（m 3）		単位	m 3	数量	100	単価	12, 000	
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要		
処分費		大和建設（株）	m 3	100	12, 000	1, 200, 000			
計						1, 200, 000			
単価						12, 000	円／m 3		

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1. 000-00-00-2-0	
	防護柵（横断・転落防止柵）撤去工	プレキャストコンクリートブロック建込 門型 1m 無 無	単位	m	数量	100	単価	1, 672
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
横断・転落防止柵撤去工 ブロック建込用		門型	m	100	1, 671. 27	167, 127		
諸雑費（まるめ）			式	1		73		
計						167, 200		
単価						1, 672	円／m	

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1. 000-00-00-2-0	
	構造物とりこわし	鉄筋構造物 機械施工 無し 無し 必要	単位	m 3	数量	1	単価	19, 750
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
鉄筋構造物		昼間 機械施工 制約無	m 3	1	19, 746. 51	19, 746		
諸雑費（まるめ）			式	1		4		
計						19, 750		
単価						19, 750	円／m 3	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1. 000-00-00-2-0	
	処分費（m 3）		単位	m 3	数量	100	単価	2, 000
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
処分費		（株）高義産業	m 3	100	2, 000	200, 000		
計						200, 000		
単価						2, 000	円／m 3	

参考資料 (1)

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

[illegible]

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	敷鉄板設置・撤去	設置・撤去	単位	m 2	数量	100	単価	422. 6
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	土木一般世話役		人	0. 295	32, 946	9, 719		
	とび工		人	0. 295	28, 560	8, 425		
	普通作業員		人	0. 295	25, 806	7, 612		
	バックホウ（クローラ型）運転		日	0. 295	54, 530	16, 086		
	諸雑費（率＋まるめ） 1%		式	1		418		
	計					42, 260		
	単価					422. 6	円／m 2	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	敷鉄板賃料	22×1,524×6,096(mm) 無 14日 無 有	単位	枚	数量	1	単価	2,304
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	敷き鉄板賃料	22×1524×6096mm	枚	1	1,204	1,204		
	整備費（敷鉄板）	22×1524×6096mm	枚	1	1,100	1,100		
	諸雑費（まるめ）		式	1		0		
	計					2,304		
	単価					2,304	円／枚	

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1. 000-00-00-2-0	
	交通誘導警備員B		単位	人日	数量	1	単価	17, 140
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
交通誘導警備員B			人	1	17, 136	17, 136		
諸雑費（まるめ）			式	1		4		
計						17, 140		
単価						17, 140	円／人日	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1. 000-00-00-2-0	
	仮設材等(鋼矢板、H形鋼、覆工板、敷鉄板等)の運	関東・中部・近畿 24. 6km 12m以内 各種(実数入力) 0無 無	単位	t	数量	1	単価	5, 000
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
基本運賃区分A		製品長12m以内 30kmまで	t	1	5, 000	5, 000		
諸雑費（まるめ）			式	1		0		
計						5, 000		
単価						5, 000	円／t	

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1. 000-00-00-2-0	
	仮設材等の積込み, 取卸し費	積込み, 取卸し(片道分)	単位	t	数量	1	単価	1, 500
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
積込み, 取卸し費 (仮設材等)			t	1	1, 500	1, 500		
諸雑費 (まるめ)			式	1		0		
計						1, 500		
単価						1, 500	円／ t	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1. 000-00-00-2-0	
	処分費 (m 3)		単位	m 3	数量	100	単価	4, 500
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
処分費		(株) 田村組	m 3	100	4, 500	450, 000		
計						450, 000		
単価						4, 500	円／ m 3	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	借地料（一式入力）	13千円	単位	式	数量	1	単価	13,000
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
借地料			式	1		13,000		
	計					13,000		
	単価					13,000	円／式	

参考資料（２）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
	掘削工		単位	m 3	数量	100	単価	1,899
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
バックホー運転		クローラ型 山積0.28m3 平積0.2m3 排対2次	日	4.3	44,160	189,888		
諸雑費（まるめ）			式	1		12		
計						189,900		
単価						1,899	円／m 3	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
	防火帯整備工		単位	m 2	数量	100	単価	178.7
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
バックホー運転		クローラ型 山積0.8m3 平積0.6m3	日	0.33	54,150	17,869		
諸雑費（まるめ）			式	1		1		
計						17,870		
単価						178.7	円／m 2	

参考資料（2）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

	埋戻工		単位	m 3	数量	100	単価	1, 679
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
バックホウ運転		クロー型 山積0. 28m3 平積0. 2m3 排対2次	日	3. 8	44, 160	167, 808		
諸雑費（まるめ）			式	1		92		
計						167, 900		
単価						1, 679	円／m 3	

参考資料（２）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	バックホリ運転	クローラ型 山積0.45m3 平積0.35m3 掘み装置有	単位	日	数量	1	単価	51,330
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	運転手（特殊）		人	1	28,458	28,458		
	軽油		L	50	130	6,500		
	バックホリ	クローラ型 山積0.45m3 平積0.35m3	日	1.5	8,600	12,900		
	掘み装置	開口幅1700～2000爪幅400～750mm	供用日	1.5	2,310	3,465		
	諸雑費（まるめ）		式	1		7		
	計					51,330		
	単価					51,330	円／日	

参考資料（２）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	散水車運転	トラック架装型 タンク容量1800L	単位	日	数量	1	単価	9,714
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	軽油		L	13	130	1,690		
	散水車〔トラック架装型〕	1800L	供用日	1.7	4,720	8,024		
	諸雑費（まるめ）		式	1		0		
	計					9,714		
	単価					9,714	円／日	

参考資料（２）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

	散水車運転	トラック架装型 タンク容量1800L	単位	日	数量	1	単価	33, 480
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	運転手（一般）		人	1	23, 766	23, 766		
	軽油		L	13	130	1, 690		
	散水車〔トラック架装型〕	1 8 0 0 L	供用日	1. 7	4, 720	8, 024		
	諸雑費（まるめ）		式	1		0		
	計					33, 480		
	単価					33, 480	円／日	

参考資料（２）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

	バックホウ（クローラ型）運転		単位	日	数量	1	単価	54, 530
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	運転手（特殊）		人	1	28, 458	28, 458		
	軽油		L	119	130	15, 470		
	バックホウ（クローラ）〔標準・クレーン機能付き〕	山積0. 8 m ³ （平積0. 6 m ³ ） 2. 9 t 吊	日	1. 06	10, 000	10, 600		
	諸雑費（まるめ）		式	1		2		
	計					54, 530		
	単価					54, 530	円／日	

参考資料（3）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	バックホ運転	クローラ型 山積0.28m3 平積0.2m3 排対2次	単位	日	数量	1	単価	44,160
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	運転手（特殊）		人	1	28,458	28,458		
	軽油		L	34	130	4,420		
	バックホウ（クローラ）〔標準〕	排ガス型（第2次） 山積0.28m3	供用日	1.5	7,520	11,280		
	諸雑費（まるめ）		式	1		2		
	計					44,160		
	単価					44,160	円／日	

参考資料（3）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	バックホ運転	クローラ型 山積0.8m3 平積0.6m3	単位	日	数量	1	単価	54,150
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	運転手（特殊）		人	1	28,458	28,458		
	軽油		L	93	130	12,090		
	バックホ	クローラ型 0.8m3（0.6m3）排ガス2014規制	日	1	13,600	13,600		
	諸雑費（まるめ）		式	1		2		
	計					54,150		
	単価					54,150	円／日	

参考資料（３）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	バックホ運転	クローラ型 山積0.28m3 平積0.2m3 排対2次	単位	日	数量	1	単価	44,160
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
運転手（特殊）			人	1	28,458	28,458		
軽油			L	34	130	4,420		
バックホウ（クローラ）〔標準〕		排ガス型（第2次） 山積0.28m3	供用日	1.5	7,520	11,280		
諸雑費（まるめ）			式	1		2		
計						44,160		
単価						44,160	円／日	

一式当たり内訳書

第 1号内訳書 軟弱土等運搬

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
軟弱土等運搬	有り 12.0km以下 全ての費用	m 3	1,900	2,240	4,256,000			
合 計					4,256,000			

一式当たり内訳書

第 2号内訳書 整地

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
整地	敷均し(ルース) 標準(10,000m3未満) 無し	m 3	1,900	124.7	236,930			
合 計					236,930			

一式当たり内訳書

応急作業

第 3号内訳書

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
普通作業員		人	500	25,806	12,903,000			
合 計					12,903,000			

一式当たり内訳書

敷鉄板
第 4号内訳書

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
敷鉄板設置・撤去	設置・撤去	m 2	372	422. 6	157, 207			
敷鉄板賃料	25×1, 524×6, 096 (mm) 無 24日 無 有	枚	40	3, 428	137, 120			
合 計					294, 327			

一式当たり内訳書

交通誘導警備員
第 5号内訳書

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
交通誘導警備員A		人日	26	18,360	477,360			
交通誘導警備員B		人日	52	17,140	891,280			
合 計					1,368,640			

一式当たり内訳書

仮設材運搬費
第 6号内訳書

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
仮設材等(鋼矢板、H形鋼、覆工板、敷鉄板等)の運	関東・中部・近畿 24.6km 12m以内 各種(実数入力) 0無 無	t	128.3	5,000	641,500			
仮設材等の積込み、取卸し費	積込み、取卸し(片道分)	t	128.3	1,500	192,450			
合 計					833,950			

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一1号	堤防除草(複合) 除草・集草・積込 機械施工 集草あり	法面勾配1:2.0以上 (搭乗式)	単位	千m2	数量	1	単価	37,270
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
除草, 集草 (機械), 梱包, 積込・荷卸 (総合)		ハットカイト式(刈幅150cm) 梱包無し ダンプトラック(オンロード・ディーゼル・2t積級)	m 2	1,000	37.27	37,270		
計						37,270		
単価						37,270	円／千m2	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一2号	堤防除草(複合) 除草・集草・積込 機械施工 集草あり	法面勾配1:1.4以上1:1.9未満 (遠隔操作式)	単位	m2	数量	1	単価	38.38
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
除草, 集草 (機械), 梱包, 積込・荷卸 (総合)		遠隔操縦式(刈幅120cm) 梱包無し 持込 ダンプトラック(オンロード・ディーゼル・2t積級)	m 2	1	38.38	38.38		
計						38.38		
単価						38.38	円／m2	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一3号	堤防除草(複合) 除草・集草・積込 人力集草	法面勾配1:1.4未満、構造物周辺(肩掛式 飛散防止 対策無し)	単位	m2	数量	1	単価	81.22
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
除草, 集草(人力), 梱包, 積込・荷卸(総合)		肩掛式(カッタ径255mm) 梱包無し ダンプトラック(オンロード・ディーゼル・2t積級) 無し	m 2	1	81.22	81.22		
計						81.22		
単価						81.22	円/m2	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一4号	堤防除草(複合) 除草・集草・積込 人力集草	法面勾配1:1.4未満、構造物周辺(肩掛式 飛散防止 対策有り)	単位	m2	数量	1	単価	90
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
除草, 集草(人力), 梱包, 積込・荷卸(総合)		肩掛式(カッタ径255mm) 梱包無し ダンプトラック(オンロード・ディーゼル・2t積級) 有り	m 2	1	90	90		
計						90		
単価						90	円/m2	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一5号	除草 機械施工 集草なし	法面勾配1:2.0以上（搭乗式）	単位	千m2	数量	1	単価	10,690
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
除草		ハツトカヰ式(刈幅150cm)	m 2	1,000	10.69	10,690		
計						10,690		
単価						10,690	円／千m2	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一6号	除草 機械施工 集草なし	法面勾配1:1.4以上1:1.9未満（遠隔操作式）	単位	千m2	数量	1	単価	12,720
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
除草		遠隔操縦式(刈幅120cm) 持込	m 2	1,000	12.72	12,720		
計						12,720		
単価						12,720	円／千m2	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一7号	除草 機械施工 集草なし	法面勾配1:1.4未満、構造物周辺（肩掛式 飛散防止 対策無し）	単位	m2	数量	1	単価	40.59
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
除草		肩掛式(カッタ径255mm) 無し	m 2	1	40.59	40.59		
計						40.59		
単価						40.59	円／m2	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一8号	除草 機械施工 集草なし	法面勾配1:1.4未満、構造物周辺（肩掛式 飛散防止 対策有り）	単位	m2	数量	1	単価	49.37
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
除草		肩掛式(カッタ径255mm) 有り	m 2	1	49.37	49.37		
計						49.37		
単価						49.37	円／m2	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一9号	温水除草	温水除草システムにおける除草工法	単位	m2	数量	1	単価	243.6
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
温水除草			m2	1	243.6	243.6		
計						243.6		
単価						243.6	円／m2	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一10号	運搬(堤防除草) 堤防除草 玉村町		単位	m2	数量	1	単価	5.52
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
運搬 (堤防除草)		ダンプトラック(オンロード・ディーゼル・2t積級) 梱包無し 有り 8 .5km以下 全ての費用	m 2	1	5.52	5.52		
計						5.52		
単価						5.52	円／m2	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一11号	運搬(堤防除草) 堤防除草 上里町		単位	千m2	数量	1	単価	4,520
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
運搬 (堤防除草)		ダンプトラック(オンロード・ディーゼル・2t積級) 梱包無し 無し 6.0km以下 全ての費用	m 2	1,000	4.52	4,520		
計						4,520		
単価						4,520	円／千m2	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一12号	運搬(堤防除草) 堤防除草 神川町		単位	m2	数量	1	単価	3.51
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
運搬 (堤防除草)		ダンプトラック(オンロード・ディーゼル・2t積級) 梱包無し 無し 2.5km以下 全ての費用	m 2	1	3.51	3.51		
計						3.51		
単価						3.51	円／m2	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一13号	運搬(堤防除草) 堤防除草 藤岡市		単位	千m2	数量	1	単価	4,010
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
運搬 (堤防除草)		ダンプトラック(オンロード・ディーゼル・2t積級) 梱包無し 無し 4.0km以下 全ての費用	m 2	1,000	4.01	4,010		
計						4,010		
単価						4,010	円／千m2	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一14号	焼却工		単位	m3	数量	800	単価	5,389
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
窯場掘削・防火帯整備工			箇所	4	435,600	1,742,400		
焼却・消化工			m 3	800	3,211	2,568,800		
計						4,311,200		
単価						5,389	円／m3	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一15号	堤防除草(複合) 除草・集草・積込 機械施工 集草あり	搭乗式	単位	m2	数量	1	単価	37.27
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
除草, 集草 (機械), 梱包, 積込・荷卸 (総合)		ハントカイト式(刈幅150cm) 梱包無し ダンプトラック(オンロード・ディーゼル・2t積級)	m 2	1	37.27	37.27		
計						37.27		
単価						37.27	円/m2	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一16号	刈草運搬		単位	m2	数量	1	単価	5.52
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
運搬 (堤防除草)		ダンプトラック(オンロード・ディーゼル・2t積級) 梱包無し 有り 8 .5km以下 全ての費用	m 2	1	5.52	5.52		
計						5.52		
単価						5.52	円/m2	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一17号	処分費 (草)		単位	m3	数量	1	単価	2,000
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
処分費 (m3)			m3	1	2,000	2,000		
計						2,000		
単価						2,000	円／m3	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一18号	堤防除草(複合) 刈取・集草・積込 機械施工 集草あり	搭乗式	単位	m2	数量	1	単価	37.27
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
除草, 集草(機械), 梱包, 積込・荷卸(総合)		ハットカイト式(刈幅150cm) 梱包無し ダンプトラック(オンロード・ディーゼル・2t積級)	m2	1	37.27	37.27		
計						37.27		
単価						37.27	円／m2	

1 次単価表

1 次単価表						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数		2026. 3 2026. 3 1. 000-00-00-2-0	
単一19号	施肥	普通化成（N8-P8-K8） 肥料使用量 300kg/万m2	単位	m2	数量	1	単価	13. 04	
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要		
施肥		全ての費用	m 2	1	13. 04	13. 04			
計						13. 04			
単価						13. 04	円／m2		

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1. 000-00-00-2-0	
単一20号	抜根	抜根+集草	単位	m2	数量	1	単価	77.73
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
抜根		抜根+集草	m 2	1	77.73	77.73		
計						77.73		
単価						77.73	円／m2	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一21号	芝焼		単位	m2	数量	1	単価	11.7
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
芝焼		風速5m/s以下	m2	1	11.7	11.7		
計						11.7		
単価						11.7	円／m2	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一22号	刈草運搬		単位	m2	数量	1	単価	7.53
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
運搬（堤防除草）		ダンプトラック(オンロード・ディーゼル・2t積級) 梱包無し 無し 1 7.0km以下 全ての費用	m 2	1	7.53	7.53		
計						7.53		
単価						7.53	円／m2	

1 次単価表

1 次単価表						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数		2026. 3 2026. 3 1. 000-00-00-2-0	
単一23号	処分費 (草)		単位	m3	数量	1	単価	2, 000	
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要		
処分費 (m 3)			m 3	1	2, 000	2, 000			
計						2, 000			
単価						2, 000	円／m3		

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1. 000-00-00-2-0	
単－24号	河床等掘削		単位	m3	数量	1	単価	472. 1
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
河床等掘削		全ての費用	m 3	1	472. 1	472. 1		
計						472. 1		
単価						472. 1	円／m3	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一25号	伐木・伐竹(複合)	伐木(機械施工)	単位	m2	数量	1	単価	234.7
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
伐木・伐竹(複合)		伐木(機械施工) 有り 機械施工 全ての費用	m 2	1	234.7	234.7		
計						234.7		
単価						234.7	円／m2	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一26号	伐木伐竹運搬 枝葉		単位	m3	数量	1	単価	1,987
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
運搬(伐木除根)		機械施工 無し 無し 16.0km以下 全ての費用	m 3	1	1,987	1,987		
計						1,987		
単価						1,987	円／m3	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一27号	伐木伐竹運搬 幹		単位	m3	数量	1	単価	3,443
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
運搬（伐木除根）		機械施工 無し 有り 36.0km以下 全ての費用						
			m 3	1	3,443	3,443		
計						3,443		
単価						3,443	円／m3	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一28号	処分費 枝葉		単位	m3	数量	1	単価	2,000
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
処分費（m 3）								
			m 3	1	2,000	2,000		
計						2,000		
単価						2,000	円／m3	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一29号	処分費 幹		単位	m3	数量	1	単価	4,500
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
処分費（m3）			m3	1	4,500	4,500		
計						4,500		
単価						4,500	円／m3	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一30号	不陸整正	補足材無し	単位	m2	数量	1	単価	174.2
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
不陸整正		無し 全ての費用	m2	1	174.2	174.2		
計						174.2		
単価						174.2	円／m2	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一31号	集草積込み		単位	m2	数量	1	単価	61.16
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
集積積込み（機械施工）（伐木除根）		無し 全ての費用	m 2	1	61.16	61.16		
計						61.16		
単価						61.16	円／m2	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一32号	伐木伐竹運搬		単位	m3	数量	1	単価	2,914
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
運搬（伐木除根）		機械施工 無し 有り 26.0km以下 全ての費用	m 3	1	2,914	2,914		
計						2,914		
単価						2,914	円／m3	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一33号	処分費 (枝・葉)		単位	m3	数量	1	単価	2,000
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
処分費 (m3)			m3	1	2,000	2,000		
計						2,000		
単価						2,000	円/m3	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一34号	堆積塵芥収集(人力処理)		単位	m3	数量	1	単価	10,730
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
堆積塵芥収集 (人力処理)		収集・集積・積込み・運搬 木片・空き缶・枯草等のかさ高物や軽量物 有り 10.5km以下 持込 全ての費用	m3	1	10,730	10,730		
計						10,730		
単価						10,730	円/m3	

1 次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単-35号	処分費		単位	m3	数量	1	単価	12,000
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
処分費 (m3)			m3	1	12,000	12,000		
計						12,000		
単価						12,000	円/m3	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

	温水除草		単位	m2	数量	1, 000	単価	243. 6
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	土木一般世話役		人	2. 1	32, 946	69, 186		
	特殊作業員		人	2. 1	27, 642	58, 048		
	普通作業員		人	2. 1	25, 806	54, 192		
	運転手（一般）		人	2. 1	23, 766	49, 908		
	ダンプトラック [オンロード・ディーゼル]	2 t 積級	供用日	2. 1	5, 520	11, 592		
	ダンプトラック [オンロード・ディーゼル]	タイヤ(供用日当り)	供用日	2. 1	298	625		
	諸雑費（まるめ）		式	1		49		
	計					243, 600		
	単価					243. 6	円／m2	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	窠場掘削・防火帯整備工		単位	箇所	数量	1	単価	435,600
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
掘削工			m 3	75	1,899	142,425		
防火帯整備工			m 2	936	178.7	167,263		
埋戻工			m 3	75	1,679	125,925		
計						435,613		
単価						435,600	円／箇所	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	焼却・消化工		単位	m 3	数量	100	単価	3,211
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
土木一般世話役			人	1	32,946	32,946		
特殊作業員			人	1	27,642	27,642		
普通作業員			人	1	25,806	25,806		
バックホ運転		クローラ型 山積0.45m3 平積0.35m3 掘み装置有	日	4.3	51,330	220,719		
散水車運転		トラック架装型 タンク容量1800L	日	1	9,714	9,714		
諸雑費（率＋まるめ） 5%			式	1		4,273		
計						321,100		
単価						3,211	円／m 3	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	処分費（m ³ ）		単位	m ³	数量	100	単価	2,000
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
処分費		(株) エコ・プロセス	m ³	100	2,000	200,000		
	計					200,000		
	単価					2,000	円／m ³	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	芝焼	風速5m/s以下	単位	m2	数量	10,000	単価	11.7
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
土木一般世話役			人	0.67	32,946	22,073		
普通作業員			人	2.67	25,806	68,902		
散水車運転		トラック架装型 タンク容量1800L	日	0.67	33,480	22,431		
諸雑費（率＋まるめ） 4%			式	1		3,594		
計						117,000		
単価						11.7	円／m2	

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1. 000-00-00-2-0	
	処分費（m 3）		単位	m 3	数量	100	単価	2, 000
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
処分費		(株) ホシノ商事 前橋工場	m 3	100	2, 000	200, 000		
計						200, 000		
単価						2, 000	円／m 3	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1. 000-00-00-2-0	
	処分費（m 3）		単位	m 3	数量	100	単価	4, 500
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
処分費		(株) 田村組	m 3	100	4, 500	450, 000		
計						450, 000		
単価						4, 500	円／m 3	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	処分費（m ³ ）		単位	m ³	数量	100	単価	12,000
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
処分費		大和建设（株）	m ³	100	12,000	1,200,000		
計						1,200,000		
単価						12,000	円／m ³	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	敷鉄板設置・撤去	設置・撤去	単位	m 2	数量	100	単価	422. 6
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	土木一般世話役		人	0. 295	32, 946	9, 719		
	とび工		人	0. 295	28, 560	8, 425		
	普通作業員		人	0. 295	25, 806	7, 612		
	バックホウ（クローラ型）運転		日	0. 295	54, 530	16, 086		
	諸雑費（率＋まるめ） 1%		式	1		418		
	計					42, 260		
	単価					422. 6	円／m 2	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	敷鉄板賃料	25×1,524×6,096(mm) 無 24日 無 有	単位	枚	数量	1	単価	3,428
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	敷き鉄板賃料	25×1524×6096mm	枚	1	2,328	2,328		
	整備費（敷鉄板）	25×1524×6096mm	枚	1	1,100	1,100		
	諸雑費（まるめ）		式	1		0		
	計					3,428		
	単価					3,428	円／枚	

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1. 000-00-00-2-0	
	交通誘導警備員A		単位	人日	数量	1	単価	18, 360
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
交通誘導警備員A			人	1	18, 360	18, 360		
諸雑費（まるめ）			式	1		0		
計						18, 360		
単価						18, 360	円／人日	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1. 000-00-00-2-0	
	交通誘導警備員B		単位	人日	数量	1	単価	17, 140
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
交通誘導警備員B			人	1	17, 136	17, 136		
諸雑費（まるめ）			式	1		4		
計						17, 140		
単価						17, 140	円／人日	

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1. 000-00-00-2-0	
	仮設材等(鋼矢板、H形鋼、覆工板、敷鉄板等)の運	関東・中部・近畿 24. 6km 12m以内 各種(実数入力) 0無 無	単位	t	数量	1	単価	5, 000
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
基本運賃区分A		製品長12m以内 30kmまで	t	1	5, 000	5, 000		
諸雑費（まるめ）			式	1		0		
計						5, 000		
単価						5, 000	円／ t	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1. 000-00-00-2-0	
	仮設材等の積込み、取卸し費	積込み, 取卸し(片道分)	単位	t	数量	1	単価	1, 500
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
積込み、取卸し費（仮設材等）			t	1	1, 500	1, 500		
諸雑費（まるめ）			式	1		0		
計						1, 500		
単価						1, 500	円／ t	

参考資料（２）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
	掘削工		単位	m 3	数量	100	単価	1,899
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
バックホー運転		クローラ型 山積0.28m3 平積0.2m3 排対2次	日	4.3	44,160	189,888		
諸雑費（まるめ）			式	1		12		
計						189,900		
単価						1,899	円／m 3	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
	防火帯整備工		単位	m 2	数量	100	単価	178.7
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
バックホー運転		クローラ型 山積0.8m3 平積0.6m3	日	0.33	54,150	17,869		
諸雑費（まるめ）			式	1		1		
計						17,870		
単価						178.7	円／m 2	

参考資料（２）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

	埋戻工		単位	m 3	数量	100	単価	1, 679
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
バックホウ運転		クローラ型 山積0. 28m3 平積0. 2m3 排対2次	日	3. 8	44, 160	167, 808		
諸雑費（まるめ）			式	1		92		
計						167, 900		
単価						1, 679	円／m 3	

参考資料（２）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	バックホリ運転	クローラ型 山積0.45m3 平積0.35m3 掘み装置有	単位	日	数量	1	単価	51,330
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	運転手（特殊）		人	1	28,458	28,458		
	軽油		L	50	130	6,500		
	バックホリ	クローラ型 山積0.45m3 平積0.35m3	日	1.5	8,600	12,900		
	掘み装置	開口幅1700～2000爪幅400～750mm	供用日	1.5	2,310	3,465		
	諸雑費（まるめ）		式	1		7		
	計					51,330		
	単価					51,330	円／日	

参考資料（２）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	散水車運転	トラック架装型 タンク容量1800L	単位	日	数量	1	単価	9,714
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	軽油		L	13	130	1,690		
	散水車〔トラック架装型〕	1800L	供用日	1.7	4,720	8,024		
	諸雑費（まるめ）		式	1		0		
	計					9,714		
	単価					9,714	円／日	

参考資料（２）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	散水車運転	トラック架装型 タンク容量1800L	単位	日	数量	1	単価	33,480
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	運転手（一般）		人	1	23,766	23,766		
	軽油		L	13	130	1,690		
	散水車〔トラック架装型〕	1800L	供用日	1.7	4,720	8,024		
	諸雑費（まるめ）		式	1		0		
	計					33,480		
	単価					33,480	円／日	

参考資料（２）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

	バックホウ（クローラ型）運転		単位	日	数量	1	単価	54, 530
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
運転手（特殊）			人	1	28, 458	28, 458		
軽油			L	119	130	15, 470		
バックホウ（クローラ）〔標準・クレーン機能付き〕		山積0． 8 m 3（平積0． 6 m 3） 2． 9 t 吊	日	1. 06	10, 000	10, 600		
諸雑費（まるめ）			式	1		2		
計						54, 530		
単価						54, 530	円／日	

参考資料（3）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	バックホ運転	クローラ型 山積0.28m3 平積0.2m3 排対2次	単位	日	数量	1	単価	44,160
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	運転手（特殊）		人	1	28,458	28,458		
	軽油		L	34	130	4,420		
	バックホウ（クローラ）〔標準〕	排ガス型（第2次） 山積0.28m3	供用日	1.5	7,520	11,280		
	諸雑費（まるめ）		式	1		2		
	計					44,160		
	単価					44,160	円／日	

参考資料（3）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	バックホリ運転	クローラ型 山積0.8m3 平積0.6m3	単位	日	数量	1	単価	54,150
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	運転手（特殊）		人	1	28,458	28,458		
	軽油		L	93	130	12,090		
	バックホリ	クローラ型 0.8m3（0.6m3）排ガス2014規制	日	1	13,600	13,600		
	諸雑費（まるめ）		式	1		2		
	計					54,150		
	単価					54,150	円／日	

参考資料（3）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	バックホ運転	クローラ型 山積0.28m3 平積0.2m3 排対2次	単位	日	数量	1	単価	44,160
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	運転手（特殊）		人	1	28,458	28,458		
	軽油		L	34	130	4,420		
	バックホウ（クローラ）〔標準〕	排ガス型（第2次） 山積0.28m3	供用日	1.5	7,520	11,280		
	諸雑費（まるめ）		式	1		2		
	計					44,160		
	単価					44,160	円／日	

鏡

1. 業務名

業務名	R 8 ・ R 9 烏川 ・ 神流川維持工事
履行場所	高崎出張所管内

2. 業務内容

1) 発注年月	令和 7年 3月	7) 施工県	群馬県
2) 事務所名	高崎河川国道事務所 工務第一課	8) 地 区	前橋 ・ 高崎地区
3) 業務番号	2025030001	9) 河川 ・ 路線	
4) 契約区分	単年度（繰越しを含む）の分任官	1 0) 設計年月	令和 7年 1月
5) 変更回数		1 1) 労務費一括割増	0%
6) 履行期間	366 日間 自 令和 9年 4月 1日 (当初) 至 令和 10年 3月31日 (第 回変更) 至 年 月 日	1 2) 単価適用年月	令和 8年 3月
		1 3) 歩掛適用年月	令和 8年 3月
		1 4) 前請負業務費	円
		1 5) 前契約額	円
設計説明	業務内容		

3. 予算科目

1) 予算科目	2) 目	3) 目の細分	4) 事業名
---------	------	---------	--------

設計内訳書

業務名	R 8 ・ R 9 烏川 ・ 神流川維持工事				業 種 項 目	情況把握業務 情況把握業務		
項目 ・ 工種 ・ 種別 ・ 細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
情況把握業務 (令和 8 年度)		式	1		1, 775, 794			
直接人件費		式	1		1, 706, 230			
実施訓練		式	1		1, 278, 280			
実施訓練		式	1		1, 278, 280			内 1 号
情況把握		式	1		427, 950			
情況把握		式	1		427, 950			内 2 号
直接経費		式	1		69, 564			
現場経費		式	1		69, 564			

設計内訳書

業務名	R 8 ・ R 9 烏川 ・ 神流川維持工事				業 種 項 目	情況把握業務 情況把握業務		
項目 ・ 工種 ・ 種別 ・ 細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
ライトバン運転費		式	1		69,564			内 3 号
直接原価（その他原価除く）		式	1		1,775,794			
その他原価		式	1		426,557			
一般管理費等		式	1		1,177,649			
業務価格		式	1		3,380,000			
消費税相当額		式	1		338,000			
業務委託料		式	1		3,718,000			

1 次 内 訳 書

単価適用年月	2026. 03
歩掛適用年月	2026. 03
労務調整係数	1. 000-0000-0000-0000-0000-1-0 0

内 1 号	実施訓練						
項目	名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要
	実施訓練		回	1	1, 278, 280	1, 278, 280	単 1 号
計						1, 278, 280	

1 次 内 訳 書

単価適用年月	2026. 03
歩掛適用年月	2026. 03
労務調整係数	1. 000-0000-0000-0000-0000-1-0 0

内 2 号	情況把握						
項目	名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要
	A時間 (5:00～22:00 連続8時間以内)		時間	6	71, 325	427, 950	単 2 号
計						427, 950	

1 次 内 訳 書

単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整係数	2026.03 2026.03 1.000-0000-0000-0000-0000-1-0 0
----------------------------	---

内 3 号	ライトバン運転費						
項目	名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要
	実施訓練		回	1	49,008	49,008	単 3 号
	状況把握		時間	6	3,426	20,556	単 4 号
計						69,564	

設計内訳書

業務名	R 8 ・ R 9 烏川 ・ 神流川維持工事				業 種 項 目	情況把握業務 情況把握業務		
項目 ・ 工種 ・ 種別 ・ 細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
情況把握業務		式	1		1, 775, 794			
直接人件費		式	1		1, 706, 230			
実施訓練		式	1		1, 278, 280			
実施訓練		式	1		1, 278, 280			内 1 号
情況把握		式	1		427, 950			
情況把握		式	1		427, 950			内 2 号
直接経費		式	1		69, 564			
現場経費		式	1		69, 564			

設計内訳書

業務名	R 8 ・ R 9 烏川 ・ 神流川維持工事				業 種 項 目	情況把握業務 情況把握業務		
項目 ・ 工種 ・ 種別 ・ 細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
ライトバン運転費		式	1		69,564			内 3 号
直接原価（その他原価除く）		式	1		1,775,794			
その他原価		式	1		426,557			
一般管理費等		式	1		1,177,649			
業務価格		式	1		3,380,000			
消費税相当額		式	1		338,000			
業務委託料		式	1		3,718,000			

1 次 内 訳 書

単価適用年月	2026. 03
歩掛適用年月	2026. 03
労務調整係数	1. 000-0000-0000-0000-0000-1-0 0

内 1 号	実施訓練						
項目	名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要
	実施訓練		回	1	1, 278, 280	1, 278, 280	単 1 号
計						1, 278, 280	

1 次 内 訳 書

単価適用年月	2026. 03
歩掛適用年月	2026. 03
労務調整係数	1. 000-0000-0000-0000-0000-1-0 0

内 2 号	情況把握						
項目	名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要
	A時間 (5:00～22:00 連続8時間以内)		時間	6	71, 325	427, 950	単 2 号
計						427, 950	

1 次 内 訳 書

単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整係数	2026.03 2026.03 1.000-0000-0000-0000-0000-1-0 0
----------------------------	---

内 3 号	ライトバン運転費						
項目	名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要
	実施訓練		回	1	49,008	49,008	単 3 号
	状況把握		時間	6	3,426	20,556	単 4 号
計						69,564	

(当 初) 請負工事費計算書

(1) 直接工事費 -----	69, 831, 735
(2) 共通仮設費 -----	7, 217, 751
(3) 純工事費 -----	77, 049, 486

(1)+(2)

(4) 現場管理費 -----	23, 792, 000
(5) 工期延長等に伴う現場維持等の費用 -----	0

(6) 工事原価 -----	100, 841, 486
-----------------	---------------

(3)+(4)+(5)+(18)

(7') 一般管理費等(計上額) -----	17, 258, 514
------------------------	--------------

(8') その他費目計 -----	0
-------------------	---

(9) 業務委託料等 -----	3, 380, 000
-------------------	-------------

(10) 工事価格 -----	121, 480, 000
-----------------	---------------

(6)+(7')+(8')+(9) (万円未満切り捨て)

(11) 消費税相当額 -----	12, 148, 000
-------------------	--------------

(12) 請負工事価格 -----	133, 628, 000
-------------------	---------------

(10)+(11)

(13) 入札書比較価格 -----	121, 480, 000
--------------------	---------------

(請負工事費の100/110)

(14) 調査基準価格 -----	118, 118, 000
-------------------	---------------

(15) 調査基準価格の100/110 -----	107, 380, 000
---------------------------	---------------

(万円未満切り捨て)

(16) 工場製作純工事費 -----	0
---------------------	---

(17) 工場管理費 -----	0
------------------	---

(18) 工場製作原価 -----	0
-------------------	---

(16)+(17)

((7) 一般管理費等(計算額) -----	17, 264, 062)
-------------------------	----------------

(当 初) 請負工事費計算書

(1) 直接工事費 -----	74, 735, 941
(2) 共通仮設費 -----	6, 012, 950
(3) 純工事費 -----	80, 748, 891

(1)+(2)

(4) 現場管理費 -----	24, 447, 000
(5) 工期延長等に伴う現場維持等の費用 -----	0

(6) 工事原価 -----	105, 195, 891
-----------------	---------------

(3)+(4)+(5)+(18)

(7') 一般管理費等(計上額) -----	17, 704, 109
------------------------	--------------

(8') その他費目計 -----	0
-------------------	---

(9) 業務委託料等 -----	3, 380, 000
-------------------	-------------

(10) 工事価格 -----	126, 280, 000
-----------------	---------------

(6)+(7')+(8')+(9) (万円未満切り捨て)

(11) 消費税相当額 -----	12, 628, 000
-------------------	--------------

(12) 請負工事価格 -----	138, 908, 000
-------------------	---------------

(10)+(11)

(13) 入札書比較価格 -----	126, 280, 000
--------------------	---------------

(請負工事費の100/110)

(14) 調査基準価格 -----	123, 134, 000
-------------------	---------------

(15) 調査基準価格の100/110 -----	111, 940, 000
---------------------------	---------------

(万円未満切り捨て)

(16) 工場製作純工事費 -----	0
---------------------	---

(17) 工場管理費 -----	0
------------------	---

(18) 工場製作原価 -----	0
-------------------	---

(16)+(17)

((7) 一般管理費等(計算額) -----	17, 711, 942)
-------------------------	----------------

請負工事費計算書

(1) 直接工事費 -----	144, 567, 676
(2) 共通仮設費 -----	13, 230, 701
(3) 純工事費 -----	157, 798, 377

(1)+(2)

(4) 現場管理費 -----	48, 239, 000
(5) 工期延長等に伴う現場維持等の費用 -----	0

(6) 工事原価 -----	206, 037, 377
-----------------	---------------

(3)+(4)+(5)+(18)

(7') 一般管理費等(計上額) -----	34, 962, 623
------------------------	--------------

(8) その他費目計 -----	0
-------------------	---

(9) 業務委託料等 -----	6, 760, 000
-------------------	-------------

(10) 工事価格 -----	247, 760, 000
-----------------	---------------

(6)+(7')+(8)+(9) (万円未満切り捨て)

(11) 消費税相当額 -----	24, 776, 000
-------------------	--------------

(12) 請負工事価格 -----	272, 536, 000
-------------------	---------------

(10)+(11)

(13) 入札書比較価格 -----	247, 760, 000
--------------------	---------------

(請負工事費の100/110)

(14) 調査基準価格 -----	241, 252, 000
-------------------	---------------

(15) 調査基準価格の100/110 -----	219, 320, 000
---------------------------	---------------

(万円未満切り捨て)

(16) 工場製作純工事費 -----	0
---------------------	---

(17) 工場管理費 -----	0
------------------	---

(18) 工場製作原価 -----	0
-------------------	---

(16)+(17)

((7) 一般管理費等(計算額)	34, 976, 004	)
-------------------	--------------	---

共通仮設費

主たる工種						
単独（追加工事）： 河川維持工事			合算工事： 0			
対象工事費	70,026,735	直接工事費	69,831,735	準備費	195,000	事業損失 0
対象工事費に含まれる全処分費額		単独（追加工事）	1,910,500	現工事	0	合算工事 0
非対象額計（－）		0				
管理費区分1		0	（橋梁、P C 桁、門扉、ポンプ等購入費）			
管理費区分2， 7		0	（工場原価）			
管理費区分5		0	（一般管理費等のみ対象額）			
管理費区分9		0	（間接費非対象額）			
管理費区分T		0	（全処分費等のうち3 %または3 0 0 0 万円を超える額）			
対象額 支 給 品（＋）		0				
無償貸付機械評価額（＋）		0				
共通仮設費対象額						
単独（追加工事）		70,026,735		現工事	0	合算工事 0
全処分費等を除く共通仮設費対象額		68,116,235			0	0
共通仮設費（率分）						
率（補正前）		6.94 %		0	%	
施工地域等補正		0 %	ICT施工補正	1		
率（補正後）		7.08 %	（6.94% × 週休1.02）			
計上額		4,957,000		0		0
比較結果						
	当該追加工事	A				
	0	0			調整工事計上額	0

共通仮設費

現場環境改善費対象工事費	0	直接工事費	69,831,735		
非対象額計（－）	1,715,500				
管理費区分1	0	（橋梁、P C 桁、門扉、ポンプ等購入費）			
管理費区分2、7	0	（工場原価）			
管理費区分5	0	（一般管理費等のみ対象額）			
管理費区分9	0	（間接費非対象額）			
管理費区分T	1,715,500	（直接工事費に含まれる処分費等）			
対象額 支 給 品（＋）	0				
無償貸付機械評価額（＋）	0				
現場環境改善費対象額（P i）					
単独（追加工事）	0	現工事	0	合算工事	0
現場環境改善費					
率（補正前）	0 %		0 %		0 %
施工地域等補正	市街地以外				
率（補正後）	0 %				
計上額	0		0		0
比較結果	当該追加工事	A		調整工事計上額	0
	0	0			

共通仮設費

共通仮設費（積上分）	2,260,751				
運搬費	1,710,150	準備費	537,601	事業損失防止施設費	0
安全費	0	役務費	13,000	技術管理費	0
営繕費	0	現場環境改善費	0		
共通仮設費計					7,217,751

現場管理費

単独（追加工事）純工事費	77,049,486	単独（追加工事）直接工事費	69,831,735	単独（追加工事）共通仮設費	7,217,751
非対象額計（－）	0				
管理費区分2, 7	0	（工場原価）			
管理費区分5	0	（一般管理費等のみ対象額）			
管理費区分9	0	（間接費非対象額）			
管理費区分T	0	（全処分費等のうち3％または3000万円を超える額）			
対象額　支　給　品（＋）	0				
無償貸付機械等評価額（＋）	0				
現場管理費対象純工事費					
単独（追加工事）	77,049,486	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く	75,138,986		0		0
現場管理費対象純工事費（調整工事入力で使用）					
率（補正前）	29.98％		0％		0％
施工地域等補正	0％				
施工時期補正	0％	熱中症補正	0％	ICT施工補正	1
緊急工事補正	0％				
砂防・地すべり補正	0％		0％		
率（補正後）	30.88％（29.98％×週休1.03）		0％		
計上額	23,792,000		0		0
			7,750,424（工事価格に含まれる平均的な法定福利費概算額）		
比較結果　当該追加工事	A				
0	0			調整工事計上額	0

一般管理費等（当初）

事務所名	高崎河川国道事務所 工務第一課	工事番号	2026010001	第 0 回変更
発注年月	令和08年01月	契約区分	国債（翌債を含む）の分任官	主工種
			河川維持工事	

工事原価	100,841,486				
純工事費	77,049,486	現場管理費	23,792,000	工期延長等に伴う現場維持費	0
非対象額計（一）	0				
管理費区分 9	0	（支給品を除く間接費非対象額）			
管理費区分 T	0	（全処分費等のうち 3 % または 3 0 0 0 万円を超える額）			
一般管理費等対象工事原価					
単独（追加工事）	100,841,486	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く					
一般管理費等対象工事原価	98,930,986	現工事	0	合算工事	0
（調整工事入力で使用）					
前払金支出割合による補正係数	1	現工事			
財団法人等による補正係数	1				
契約保証に係る一般管理費対象工事原価	100,841,486				
契約保証に係る補正值	0.04 %				
一般管理費率					
単独（追加工事）	17.08 %	現工事	0 %	合算工事	0 %
一般管理費	17,258,514				
業務委託料等	3,380,000				
調査基準価格	118,118,000				
調査基準価格の100/110	107,380,000	（ 88.39 % ）			

業務委託料等（当初）

事務所名	高崎河川国道事務所 工務第一課	工事番号	2026010001	第 0 回変更	
発注年月	令和08年01月	契約区分	国債（翌債を含む）の分任官	主工種	河川維持工事

業務委託料	3,380,000
-------	-----------

共通仮設費

主たる工種						
単独（追加工事）： 河川維持工事			合算工事： 0			
対象工事費	74,735,941	直接工事費	74,735,941	準備費	0	事業損失 0
対象工事費に含まれる全処分費額		単独（追加工事）	3,616,500	現工事	0	合算工事 0
非対象額計（－）		1,374,422				
管理費区分 1		0	（橋梁、P C 桁、門扉、ポンプ等購入費）			
管理費区分 2, 7		0	（工場原価）			
管理費区分 5		0	（一般管理費等のみ対象額）			
管理費区分 9		0	（間接費非対象額）			
管理費区分 T		1,374,422	（全処分費等のうち 3 % または 3 0 0 0 万円を超える額）			
対象額 支 給 品（＋）		0				
無償貸付機械評価額（＋）		0				
共通仮設費対象額						
単独（追加工事）		73,361,519	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く共通仮設費対象額		71,119,441		0		0
共通仮設費（率分）						
率（補正前）		6.92 %		0 %		
施工地域等補正		0 %	ICT 施工補正	1		
率（補正後）		7.06 %	（6.92% × 週休1.02）			
計上額		5,179,000		0		0
比較結果						
当該追加工事		A				
	0	0			調整工事計上額	0

共通仮設費

現場環境改善費対象工事費	0	直接工事費	74,735,941		
非対象額計（－）	3,616,500				
管理費区分1	0	(橋梁、P C 桁、門扉、ポンプ等購入費)			
管理費区分2、7	0	(工場原価)			
管理費区分5	0	(一般管理費等のみ対象額)			
管理費区分9	0	(間接費非対象額)			
管理費区分T	3,616,500	(直接工事費に含まれる処分費等)			
対象額 支 給 品（＋）	0				
無償貸付機械評価額（＋）	0				
現場環境改善費対象額（P i）					
単独（追加工事）	0	現工事	0	合算工事	0
現場環境改善費					
率（補正前）	0 %		0 %		0 %
施工地域等補正	市街地以外				
率（補正後）	0 %				
計上額	0		0		0
比較結果	当該追加工事	A		調整工事計上額	0
	0	0			

共通仮設費

共通仮設費（積上分）	833,950				
運搬費	833,950	準備費	0	事業損失防止施設費	0
安全費	0	役務費	0	技術管理費	0
営繕費	0	現場環境改善費	0		
共通仮設費計					6,012,950

現場管理費

単独（追加工事）純工事費	80,748,891	単独（追加工事）直接工事費	74,735,941	単独（追加工事）共通仮設費	6,012,950
非対象額計（一）	1,374,422				
管理費区分2, 7	0	（工場原価）			
管理費区分5	0	（一般管理費等のみ対象額）			
管理費区分9	0	（間接費非対象額）			
管理費区分T	1,374,422	（全処分費等のうち3%または3000万円を超える額）			
対象額　支給品（＋）	0				
無償貸付機械等評価額（＋）	0				
現場管理費対象純工事費					
単独（追加工事）	79,374,469	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く	77,132,391		0		0
現場管理費対象純工事費（調整工事入力で使用）					
率（補正前）	29.9 %		0 %		0 %
施工地域等補正	0 %				
施工時期補正	0 %	熱中症補正	0 %	ICT施工補正	1
緊急工事補正	0 %				
砂防・地すべり補正	0 %		0 %		
率（補正後）	30.8 %（29.9 % × 週休1.03）		0 %		
計上額	24,447,000		0		0
			8,056,664（工事価格に含まれる平均的な法定福利費概算額）		
比較結果　当該追加工事	A				
0	0			調整工事計上額	0

一般管理費等（当初）

事務所名 高崎河川国道事務所 工務第一課

工事番号 2026010001

第 0 回変更

発注年月 令和08年01月

契約区分 国債（翌債を含む）の分任官

主工種 河川維持工事

工事原価	105,195,891				
純工事費	80,748,891	現場管理費	24,447,000	工期延長等に伴う現場維持費	0
非対象額計（一）	1,374,422				
管理費区分 9	0	（支給品を除く間接費非対象額）			
管理費区分 T	1,374,422	（全処分費等のうち 3 % または 3 0 0 0 万円を超える額）			
一般管理費等対象工事原価					
単独（追加工事）	103,821,469	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く					
一般管理費等対象工事原価	101,579,391	現工事	0	合算工事	0
（調整工事入力で使用）					
前払金支出割合による補正係数	1	現工事			
財団法人等による補正係数	1				
契約保証に係る一般管理費対象工事原価	103,821,469				
契約保証に係る補正值	0.04 %				
一般管理費率					
単独（追加工事）	17.02 %	現工事	0 %	合算工事	0 %
一般管理費	17,704,109				
業務委託料等	3,380,000				
調査基準価格	123,134,000				
調査基準価格の100/110	111,940,000	（ 88.64 % ）			

業務委託料等（当初）

事務所名	高崎河川国道事務所 工務第一課	工事番号	2026010001	第 0 回変更	
発注年月	令和08年01月	契約区分	国債（翌債を含む）の分任官	主工種	河川維持工事

業務委託料	3,380,000
-------	-----------

工 事 数 量 総 括 表

工 事 名 R 8 ・ R 9 烏 川 ・ 神 流 川 維 持 工 事

国土交通省 関東地方整備局
高崎河川国道事務所 工務第一課

工事数量総括表

工事名	R 8・R 9 烏川・神流川維持工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
河川維持 (R 8 年度)		式		1		
除草工		式		1		
堤防除草工		式		1		
堤防除草(複合) 除草・集草・積込 機械施工 集草あり	法面勾配1:2.0以上 (搭乗式)	千m2		348		
堤防除草(複合) 除草・集草・積込 機械施工 集草あり	法面勾配1:1.4以上1:1.9未満 (遠隔 操作式)	m2		9,100		
堤防除草(複合) 除草・集草・積込 人力集草	法面勾配1:1.4未満、構造物周辺 (肩 掛式 飛散防止対策無し)	m2		7,000		
堤防除草(複合) 除草・集草・積込 人力集草	法面勾配1:1.4未満、構造物周辺 (肩 掛式 飛散防止対策有り)	m2		4,000		
除草 機械施工 集草なし	法面勾配1:2.0以上 (搭乗式)	千m2		1,533		
除草 機械施工 集草なし	法面勾配1:1.4以上1:1.9未満 (遠隔 操作式)	千m2		151		
除草 機械施工 集草なし	法面勾配1:1.4未満、構造物周辺 (肩 掛式 飛散防止対策無し)	m2		9,000		
除草 機械施工 集草なし	法面勾配1:1.4未満、構造物周辺 (肩 掛式 飛散防止対策有り)	m2		5,000		

工事数量総括表

工事名	R 8 ・ R 9 烏川 ・ 神流川維持工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
温水除草	温水除草システムにおける除草工法	m2		4,600		
運搬(堤防除草) 堤防除草 玉村町		m2		44,600		
運搬(堤防除草) 堤防除草 上里町		千m2		100		
運搬(堤防除草) 堤防除草 神川町		m2		87,700		
運搬(堤防除草) 堤防除草 藤岡市		千m2		136		
焼却工		m3		800		
高水敷除草工		式		1		
堤防除草(複合) 除草・集草・積込 機械施工 集草あり	搭乗式	m2		15,000		
刈草運搬		m2		15,000		
処分費 (草)		m3		150		
堤防養生工		式		1		

工事数量総括表

工事名	R 8 ・ R 9 烏川 ・ 神流川維持工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
芝養生工		式		1		
堤防除草(複合) 刈取・集草・積込 機械施工 集草あり	搭乗式	m2		6,300		
施肥	普通化成 (N8-P8-K8) 肥料使用量 300kg/万m2	m2		12,600		
拔根	拔根+集草	m2		12,600		
芝焼		m2		68,100		
刈草運搬		m2		6,300		
処分費 (草)		m3		100		
河川土工		式		1		
掘削工		式		1		
掘削	土砂 オープンカット 押土無 障害無 5,000 m3未満	m3		20		
盛土工		式		1		

工事数量総括表

工事名	R 8 ・ R 9 烏川 ・ 神流川維持工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
路体(築堤)盛土 2.5m未満	2.5m未満	m3		390		
路体(築堤)盛土 2.5m以上4.0m未満	2.5m以上4.0m未満	m3		120		
掘削	土砂 オープンカット 押土無 障害無 5,000 m3未満	式		1		
土砂等運搬	土砂(岩塊・玉石混り土含む)	式		1		
法面整形工		式		1		
法面整形(盛土部)	法面締固め無 現場制約無	m2		550		
法覆護岸工		式		1		
植生工		式		1		
張芝	張芝工 500m2以上	m2		550		
市松芝	野芝	m2		120		
付帯道路工		式		1		

工事数量総括表

工事名	R 8・R 9 烏川・神流川維持工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
アスファルト舗装工		式		1		
下層路盤(車道・路肩部)	再生クラッシュラン RC-40 仕上り厚 150mm	m2		424		
表層(車道・路肩部)	再生密粒度アスコン(13) 舗装厚 40mm 1.4m以上3.0m以下	m2		424		
公募伐採整備工		式		1		
会場整備工		式		1		
不陸整正	補足材無し	m2		2,020		
会場後片付け工		式		1		
集草積み込み		m2		2,020		
伐木伐竹運搬		m3		360		
処分費 (枝・葉)		m3		360		
観測所設備工		式		1		

工事数量総括表

工事名	R 8・R 9 烏川・神流川維持工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
観測所設備工		式		1		
局舎設置	1300×600×2000	架		1		
足場	安全ネット不要	式		1		
擁壁護岸工		式		1		
場所打擁壁工		式		1		
重力式擁壁	1mを超え2m未満 24-8-40(高炉)	箇所		1		
清掃工		式		1		
塵芥処理工		式		1		
堆積塵芥収集(人力処理)		m3		40		
処分費		m3		40		
応急処理工		式		1		

工事数量総括表

工事名	R 8 ・ R 9 烏川 ・ 神流川維持工事 (当 初)					
工事区分 ・ 工種 ・ 種別 ・ 細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
応急処理事業工		式		1		
応急作業		式		1		
構造物撤去工		式		1		
防護柵撤去工		式		1		
防護柵 (横断 ・ 転落防止柵) 撤去		m		1		
構造物取壊し工		式		1		
コンクリート構造物取壊し	鉄筋構造物 機械施工	m3		1.7		
舗装版切断	アスファルト舗装版 15cm以下	式		1		
舗装版破碎	アスファルト舗装版 舗装版厚 4 c m	m2		95		
運搬処理工		式		1		
殻運搬	アスファルト殻	m3		4		

工事数量総括表

工事名	R 8 ・ R 9 烏川 ・ 神流川維持工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
殻運搬	コンクリート殻 (鉄筋)	m3		2		
殻処分	アスファルト殻	m3		4		
殻処分	コンクリート殻 (鉄筋)	m3		2		
仮設工		式		1		
工事用道路工		式		1		
敷鉄板	22×1,524×6,096 (mm) 設置・撤去	式		1		
交通管理工		式		1		
交通誘導警備員		式		1		
直接工事費		式		1		
共通仮設費		式		1		
共通仮設費		式		1		

工事数量総括表

工事名	R 8 ・ R 9 烏川 ・ 神流川維持工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
運搬費		式		1		
仮設材運搬費		式		1		
準備費		式		1		
表土処理		式		1		
伐木		式		1		
木根等処分費		式		1		
役務費		式		1		
借地料		式		1		
共通仮設費 (率計上)		式		1		
純工事費		式		1		
現場管理費		式		1		

工事数量総括表

工事名	R 8 ・ R 9 烏川 ・ 神流川維持工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
工事原価		式		1		
一般管理費等		式		1		
業務委託料		式		1		
工事価格		式		1		
消費税相当額		式		1		
工事費計		式		1		

工事数量総括表

工事名	R 8・R 9 烏川・神流川維持工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
河川維持 (R 9 年度)		式		1		
除草工		式		1		
堤防除草工		式		1		
堤防除草(複合) 除草・集草・積込 機械施工 集草あり	法面勾配1:2.0以上 (搭乗式)	千m2		348		
堤防除草(複合) 除草・集草・積込 機械施工 集草あり	法面勾配1:1.4以上1:1.9未満 (遠隔 操作式)	m2		9,100		
堤防除草(複合) 除草・集草・積込 人力集草	法面勾配1:1.4未満、構造物周辺 (肩 掛式 飛散防止対策無し)	m2		7,000		
堤防除草(複合) 除草・集草・積込 人力集草	法面勾配1:1.4未満、構造物周辺 (肩 掛式 飛散防止対策有り)	m2		4,000		
除草 機械施工 集草なし	法面勾配1:2.0以上 (搭乗式)	千m2		1,534		
除草 機械施工 集草なし	法面勾配1:1.4以上1:1.9未満 (遠隔 操作式)	千m2		151		
除草 機械施工 集草なし	法面勾配1:1.4未満、構造物周辺 (肩 掛式 飛散防止対策無し)	m2		9,000		
除草 機械施工 集草なし	法面勾配1:1.4未満、構造物周辺 (肩 掛式 飛散防止対策有り)	m2		5,000		

工事数量総括表

工事名	R 8 ・ R 9 烏川 ・ 神流川維持工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
温水除草	温水除草システムにおける除草工法	m2		4,600		
運搬(堤防除草) 堤防除草 玉村町		m2		44,600		
運搬(堤防除草) 堤防除草 上里町		千m2		100		
運搬(堤防除草) 堤防除草 神川町		m2		87,700		
運搬(堤防除草) 堤防除草 藤岡市		千m2		136		
焼却工		m3		800		
高水敷除草工		式		1		
堤防除草(複合) 除草・集草・積込 機械施工 集草あり	搭乗式	m2		15,000		
刈草運搬		m2		15,000		
処分費 (草)		m3		150		
堤防養生工		式		1		

工事数量総括表

工事名	R 8 ・ R 9 烏川 ・ 神流川維持工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
芝養生工		式		1		
堤防除草(複合) 刈取・集草・積込 機械施工 集草あり	搭乗式	m2		10, 500		
施肥	普通化成 (N8-P8-K8) 肥料使用量 300kg/万m2	m2		20, 100		
拔根	拔根+集草	m2		20, 100		
芝焼		m2		68, 100		
刈草運搬		m2		6, 300		
処分費 (草)		m3		100		
河川土工		式		1		
掘削工		式		1		
河床等掘削		m3		1, 900		
軟弱土等運搬		式		1		

工事数量総括表

工事名	R 8 ・ R 9 烏川 ・ 神流川維持工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
整地	敷均し (ルーズ)	式		1		
樹木伐採工		式		1		
伐木除根工		式		1		
伐木・伐竹 (複合)	伐木 (機械施工)	m2		16, 000		
伐木伐竹運搬 枝葉		m3		272		
伐木伐竹運搬 幹		m3		305		
処分費 枝葉		m3		272		
処分費 幹		m3		305		
公募伐採整備工		式		1		
会場整備工		式		1		
不陸整正	補足材無し	m2		2, 020		

工事数量総括表

工事名	R 8 ・ R 9 烏川 ・ 神流川維持工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
会場後片付け工		式		1		
集草積込み		m2		2,020		
伐木伐竹運搬		m3		360		
処分費 (枝・葉)		m3		360		
清掃工		式		1		
塵芥処理工		式		1		
堆積塵芥収集(人力処理)		m3		40		
処分費		m3		40		
応急処理工		式		1		
応急処理作業工		式		1		
応急作業		式		1		

工事数量総括表

工事名	R 8 ・ R 9 烏川 ・ 神流川維持工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
仮設工		式		1		
工事用道路工		式		1		
敷鉄板	25×1,524×6,096(mm) 設置・撤去	式		1		
交通管理工		式		1		
交通誘導警備員		式		1		
直接工事費		式		1		
共通仮設費		式		1		
共通仮設費		式		1		
運搬費		式		1		
仮設材運搬費		式		1		
共通仮設費 (率計上)		式		1		

工事数量総括表

工事名	R 8 ・ R 9 烏川 ・ 神流川維持工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
純工事費		式		1		
現場管理費		式		1		
工事原価		式		1		
一般管理費等		式		1		
業務委託料		式		1		
工事価格		式		1		
消費税相当額		式		1		
工事費計		式		1		

工事数量総括表

工事名	R 8 ・ R 9 烏川 ・ 神流川維持工事					
工事区分 ・ 工種 ・ 種別 ・ 細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
工事価格		式		1		1年目
工事価格		式		1		2年目
工事価格		式		1		工事全体
消費税相当額		式		1		
工事費計		式		1		

数量総括表

業務名	R 8 ・ R 9 烏川・神流川維持工事					業 種 項 目	情況把握業務 情況把握業務
項目・工種・種別・細別	規格	単位	数量(前回)	数量(今回)	数量増減	摘要	
情況把握業務 (令和 8 年度)		式		1			
直接人件費		式		1			
実施訓練		式		1			
実施訓練		式		1			
情況把握		式		1			
情況把握		式		1			
直接経費		式		1			
現場経費		式		1			
ライトバン運転費		式		1			
直接原価（その他原価除く）		式		1			
その他原価		式		1			

数量総括表

業務名	R 8 ・ R 9 烏川 ・ 神流川維持工事					業 種 項 目	情況把握業務 一般管理費等
項目 ・ 工種 ・ 種別 ・ 細別		規格	単位	数量(前回)	数量(今回)	数量増減	摘要
一般管理費等			式		1		
業務価格			式		1		
消費税相当額			式		1		
業務委託料			式		1		

数量総括表

業務名	R 8 ・ R 9 烏川・神流川維持工事					業 種 項 目	情況把握業務 情況把握業務
項目・工種・種別・細別	規格	単位	数量(前回)	数量(今回)	数量増減	摘要	
情況把握業務		式		1			
直接人件費		式		1			
実施訓練		式		1			
実施訓練		式		1			
情況把握		式		1			
情況把握		式		1			
直接経費		式		1			
現場経費		式		1			
ライトバン運転費		式		1			
直接原価（その他原価除く）		式		1			
その他原価		式		1			

数量総括表

業務名	R 8 ・ R 9 烏川 ・ 神流川維持工事					業 種 項 目	情況把握業務 一般管理費等
項目 ・ 工種 ・ 種別 ・ 細別		規格	単位	数量(前回)	数量(今回)	数量増減	摘要
一般管理費等			式		1		
業務価格			式		1		
消費税相当額			式		1		
業務委託料			式		1		

R8・R9 烏川・神流川維持工事

特記仕様書

令和 8 年 1 月

国土交通省 高崎河川国道事務所

第1章 総則

第1条 適用

1. この特記仕様書は、関東地方整備局 土木工事共通仕様書(令和7年度版)(以下「共通仕様書」という。)でいう特記仕様書で、本工事の施工に適用する。
2. この工事の施工にあたっての一般的事項は、共通仕様書によるものとする。
3. この特記仕様書に添付されていない別紙様式等については以下 URL よりダウンロードするものとする。
URL <https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/index00000015.html>
4. 本工事における「条件明示」については、別紙－1「明示項目および明示事項」に記載のとおりとする。

第2条 主任技術者等

本工事の主任技術者又は監理技術者は、受注者が提出した競争参加資格確認申請書に記述した配置予定の技術者でなければならない。

なお、下記に該当する場合で監督職員と協議のうえ認められた者以外は、原則、当該技術者を変更することはできないものとする。

- ①傷病により職務の遂行が出来ないと判断された場合
- ②死亡した場合
- ③退職した場合
- ④真にやむを得ない理由により転勤となる場合
- ⑤発注者の責により工期延期となる場合
- ⑥契約日から令和10年3月31日まで当該技術者が連続して従事した場合。ただし、変更予定技術者が、令和10年3月1日以前の日より本工事に従事している場合に限り変更を可能とする。

第3条 主任技術者等の専任期間

1. 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。
2. 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日（例：「完成通知書」等における日付）とする。
3. 主任技術者又は監理技術者が技術研鑽のための研修、講習、試験等で短期間工事現場を離れる場合は、適切な施工ができる体制を確保したうえで、監督職員の承諾を得るものとする。

第4条 専任特例1号の場合の監理技術者又は主任技術者の配置

専任特例1号の場合の監理技術者又は主任技術者の配置

本工事は、建設業法第26条第3項第一号の規定の適用を受ける監理技術者又は主任技術者の配置は認めない。

第5条 専任特例2号の場合の監理技術者の配置

1. 本工事において、建設業法第26条第3項第二号の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「専任特例2号の場合の監理技術者」という。）の配置を行う場合は以下の（1）～（9）の要件を全て満たさなければならない。

（1）建設業法第26条第3項第二号による監理技術者の職務を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。

（2）監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、専任特例2号の場合の監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。

（3）監理技術者補佐は、直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

（4）同一の専任特例2号の場合の監理技術者が配置できる工事は、本工事を含め同時に2件までとする。なお、専任特例1号の場合の監理技術者又は主任技術者を活用した工事と兼務することは出来ない。

（ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるものについては、これら複数の工事を一の工事とみなす。）

（5）専任特例2号の場合の監理技術者が兼務できる工事は沿川市町（高崎市、藤岡市、玉村町、上里町及び神川町）の工事でなければならない。

（6）専任特例2号の場合の監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。

（7）専任特例2号の場合の監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。

（8）監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。

（9）専任特例2号の場合の監理技術者が兼務できる工事は維持工事以外の工事でなければならない。（※「維持工事」とは通年維持工事等（24時間体制での応急処理工や緊急巡回等が必要な工事）をいう。）

2. 現場の安全管理体制について、平成7年4月21日付基発第267号の2「元方事業者による建設現場安全管理指針」において、「統括安全衛生責任者の選任を要するときには、その事業場に専属の者とする」とされていることから、施工体制に留意すること。

3. 本工事の監理技術者が専任特例2号の場合の監理技術者として兼務し、本工事に監理技術者補佐を配置する事を予定している場合、以下の書類を提出すること。

- 1) 監理技術者補佐の資格を有する書類（一級施工管理技士等の国家資格者の合格証の写しなど）
- 2) 監理技術者補佐の直接的かつ恒常的な雇用関係を証明する書類（監理技術者資格者証、市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書、健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書、所属会社の雇用証明書又はこれらに準ずる資料（いずれも写し可））
- 3) 専任特例 2 号の場合の監理技術者が兼務する工事の箇所、内容を示す書類（CORINS の写し）
4. 本工事の監理技術者が専任特例 2 号の場合の監理技術者として兼務し、本工事に監理技術者補佐を配置する事となった場合、第 1 項（6）～（8）について施工計画書へ記載し、提出すること。
5. 本工事において、専任特例 2 号の場合の監理技術者及び監理技術者補佐の配置を行う場合又は配置を要さなくなった場合は、コリンズ（CORINS）への登録・修正を適切に行うこと。

第 6 条 コリンズ（CORINS）への登録

1. 工事カルテの作成、登録については、土木工事共通仕様書「1-1-1-6 コリンズ（CORINS）への登録」によるものとする。
2. 受注者は、工事受注後又は施工中において当該工事に係る悪質で不誠実な行為（一括下請負等）が発覚し、指名停止の措置を受けた場合は、登録済みの工事カルテの取り下げを行うものとする。
3. 技術者の従事期間は、工期をもって登録するものとする。（余裕期間を含まないことに留意するものとする。）

第 7 条 コリンズ（CORINS）への位置情報の入力

土木工事共通仕様書 1-1-1-6 コリンズ（CORINS）への登録に定める「登録のための確認のお願い」を作成するにあたり、位置情報については以下のとおりとし、工事場所および座標（緯度、経度）を記載するものとする。なお、座標は、世界測地系（JGD2011）に準拠する。

起点 埼玉県上里市八町河原 緯度 36° 16' 20" 経度 139° 09' 55"
 終点 群馬県高崎市上並榎町 緯度 36° 20' 7" 経度 138° 59' 24"

第 8 条 コリンズ（CORINS）への工事概要の入力

土木工事共通仕様書 1-1-1-6 コリンズ（CORINS）への登録に定める「登録のための確認のお願い」を受注時に作成するにあたり、工事概要について必須登録とし、記載例を参考にすること。

記載例)

本工事は、高崎出張所管内における除草工、清掃工、応急処理等の河川の維持及び出水時等における河川の状況把握を実施するものである。

第9条 工事用地等の使用

工事用仮設道路・資機材置場として下記のとおり借地を見込んでいる。

借地場所	面積	借地期間	借地単価
高崎市吉井町岩井 40-1, 43	723m ²	14 日	1.42 円（日）/m ²

※借地料は非課税とし、千円未満を切り捨てるものとする。

・復旧方法等

原型復旧するものとする。復旧費用については設計変更の対象とする。

なお、これにより難い場合は、監督職員と協議するものとする。

第10条 施工体制台帳

工事成績優秀企業に認定され、認定有効期限内に、工事発注の契約を行った工事の監理技術者、主任技術者（工事成績優秀企業に認定された下請負を含む）は、工事成績優秀企業認定マークの使用や金色帯線（黄色もしくは橙色の帯線でも可）を名札上部に印刷することが出来るものとする。

監理（主任）技術者	
写真 2cm×3cm 程 度	氏名 ○○ ○○ 工事名 ○○改良工事 工期 自○○年○○月○○日 至○○年○○月○○日 会社 ◇◇建設株式会社 印
	2006年度 優 国土交通省 工事成績優秀企業 認定マーク

注意 1）用紙の大きさは名刺サイズ以上とする。

注意 2）所属会社の写真とする。

第11条 低入札価格調査制度調査対象工事

予算決算及び会計令第 85 条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合においては、受注者は下記の調査に協力しなければならない。

- (1) 受注者は、下請負者の協力を得て間接工事費等諸経費動向調査票（営繕工事 においては共通費実態調査票）の作成を行い、工事完了後、速やかに発注者に提出するものとする。
- (2) 受注者は、提出された間接工事費等諸経費動向調査票（営繕工事においては共通費実態調査票）の費用の内訳についてヒアリング調査に応じるものとする。この場合において、受注者は下請負者についてもヒアリングに参加させるものとする。
- (3) 工事コスト調査（調査結果でも可）に係る資料は、下記のとおりとし、関東地方整備局又は高崎河川国道事務所のホームページにより公表する。
- (4) 低入札価格調査と工事コスト調査の結果に大きな乖離がある場合、又は、工事コスト調査資料の提出が無い場合には、工事成績評点を減点する場合がある。

なお、低入札価格調査対象工事については、工事コスト調査終了後に、工事成績評

点を通知する。

公表資料は以下のとおり。(別紙様式－０)

資料名	内容
低価格理由とその詳細	当該工事が低価格で施工可能となる理由を示した資料
比較表-1	積算内訳書の発注者と元請における当初と実績の比較表
比較表-2	積算内訳書に対する明細書の発注者と元請における当初と実績の比較表
比較表-3	元請の手持ち資材の当初と実績の比較表
比較表-4	元請の資材購入先一覧の当初と実績の比較表
比較表-5	手持ち機械の当初と実績の比較表
比較表-6	労務者確保計画の当初と実績の比較表
比較表-7	工種別労務者配置計画の当初と実績の比較表
比較表-8	建設副産物の搬出の当初と実績の比較表
諸経費動向調査(工事費)	元請、下請の工事費内訳

第１２条 低入札契約におけるモニターカメラの設置

本工事は、予算決算及び会計令第８５条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合においては、工事の監督補助としてモニターカメラの設置を行う対象工事とする。

なお、モニターカメラの設置費用については、発注者の負担によるものとする。

第１３条 工事書類の作成

- １．工事書類の作成に当たっては、別に定める「土木工事電子書類作成マニュアル（令和７年３月）」に基づき実施するものとする。
- ２．工事書類の作成に当たっては、別に定める「土木工事電子書類スリム化ガイド（令和７年３月）」を参考に書類の電子化、受発注者間での作成書類の役割分担の明確化、書類の削減等に留意すること。
- ３．「工事関係書類一覧表」（別紙－２）により、工事着手前に「作成書類の役割分担」、「作成書類の位置付け」に関して「協議」するものとする。

また、「協議」の内容を変更する場合は、改めて、受発注者で協議を行うものとする。

- ４．電子により提出、提示した書類については、検査時その他の場合においても紙での提示、提出は行わないものとする。

第１４条 設計図書の照査

発注者は、設計図書の照査の範囲を超える資料の作成については、監督職員の指示とし、その作成費用は、設計変更の対象とする。なお、設計変更の対象については、「土木工事における工事請負契約における設計変更ガイドライン（総合版）：令和７年３月」によるものとする。

第１５条 情報共有システムの活用

- １．本工事は、監督職員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共有システムの活用対象工事である。なお、活用にあたっては「土木工事・業務の情報共有システム活用ガイドライン」（令和７年３月版）に基づき実施すること。

2. 受注者は、本工事で使用する情報共有システムを選定し、使用する情報共有システムは次の要件を満たすものとする。
 - ・工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件（Rev5.7）
令和7年3月版 国土交通省（国土技術政策総合研究所）
3. 監督職員及び受注者が使用する情報共有システムのサービス提供者（以下「サービス提供者」という。）との契約は、受注者が行うものとする。また、利用開始日、必要なユーザーID数、ディスク容量等の仕様やワークフロー機能の対象者等については、監督職員の確認を得た上で決定すること。
4. 受注者は、サービス提供者と次の内容を含めた契約を締結するものとする。
 - ①情報共有システムに関する障害を適正に処理、解決できる体制を整える旨
 - ②サービス提供者が善良なる管理者の注意をもってしても防御し得ない不正アクセス等により、情報漏洩、データ破壊、システム停止等があった場合、速やかに受注者に連絡を行い適正な処置を行う旨
 - ③②の場合において、サービス提供者に重大な管理瑕疵があると監督職員若しくは受注者が判断した場合、又は復旧若しくは処理対応が不適切な場合には、受注者はサービス提供者と協議の上情報共有システムの利用を停止することができる旨
5. 受注者は、監督職員等から技術上の問題点の把握、利用にあたっての評価を行うためのアンケート等を求められた場合、協力しなければならない。

第16条 設計審査会の設置

本工事は、発注者と受注者が一堂に会して、現場着手前（準備期間内）に工事工程クリティカルパスの共有及び工事工程の照合（クロスチェック）を実施し、併せて協議資料作成等の受発注者間の役割分担を明確にする場、また、設計変更手続きの透明性と公正性の向上及び迅速化のため、設計変更の妥当性の審議及び設計変更等に伴う工事中止等の判断等を行う場として開催する「設計審査会」（以下、「審査会」という。）の設置対象工事である。「審査会」の運用にあたっては、「設計審査会設置運用方針」(<http://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html>) によるものとする。

第17条 工事環境の改善

本工事の実施にあたっては、工事環境の改善に取り組むウィークリースタンスを考慮するものとする。

ウィークリースタンスの実施にあたっては、関東地方整備局ホームページ <https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html> に掲載している工事環境改善実施要領に基づき、監督職員と確認・調整した内容について取り組むものとする。

第18条 ワンデーレスポンス

1. この工事はワンデーレスポンス実施対象工事である。

- ・「ワンデーレスポンス」とは

受注者からの質問、協議等への回答は、基本的に「その日のうち」に指示、通知等行うよう対応する。ただし、即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議の上、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」に通知することである。

2. 受注者は計画工程表の提出にあたって、作業間の関連把握や工事の進捗状況等を把握できる工程管理方法について、監督職員と協議をおこなうこと。
3. 受注者は工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じた場合は速やかに文書にて監督職員へ報告すること。
4. ワンデーレスポンスの実施にあたっては、関東地方整備局ホームページ <https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html> に掲載しているワンデーレスポンス実施の手引き（令和5年12月）に基づき、取り組むものとする。
5. 効果・課題等を把握するためアンケート等のフォローアップ調査を実施する場合があるため、協力すること。

第19条 契約内容の変更手続きについて

本工事における契約内容の変更は、以下によるものとする。

- ① 本工事における設計変更や契約変更は書面に基づき行うことを徹底し、指示書・協議書があるもののみを契約変更の対象とする。
- ② 受注者は、工事期間中及び工事完成後において、監督職員から契約図書の規定に違反する等の不適切な指示を受けたと思料されるときは、当該監督職員を経由せずに、事務所長へ直接又は契約担当課長経由で書面により、その旨を報告することができる。

第20条 設計図書の変更

設計変更等については、契約書第18条から第25条及び共通仕様書共通編1-1-1-16から1-1-1-18に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「土木工事における工事請負契約における設計変更ガイドライン（総合版）：令和7年3月」によることとする。

第21条 スライド条項

工事請負契約書第26条（スライド条項）については、物価水準の変動により請負代金が不適当となったと認められた時に、相手方に請負代金の変更を請求することができる条項となっている。

単品スライドについては、鋼材類・燃料油の他、コンクリート類、購入土などの主要工事材料も対象となるので、物価水準の変動により請負代金が不適当となった場合には、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

第22条 業務スライドの試行

- 1) 状況把握業務については、「建設コンサルタント業務等における賃金等の変動に基づく

業務委託料の変更の取扱いについて(試行)」(令和7年12月3日付国官技309号、国官総第182号、国営整第141号、国港総第501号、国港技第78号、国空予管第991号、国空空技第379号及び国空交企第267号)に基づく試行業務である。

- 2) 発注者又は受注者は、履行期間内で業務委託契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により業務委託料が不適当となったと認めたときは、相手方に対して業務委託料の変更を請求することができる。
- 3) 発注者又は受注者は、2)の規定による請求があったときは、変動前残業務委託料(業務委託料から当該請求時の履行済部分に相応する業務委託料を控除した額をいう。以下この条において同じ。)と変動後残業務委託料(変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残業務委託料に相応する額をいう。以下この条において同じ。)との差額のうち変動前残業務委託料の1000分の15を超える額につき、業務委託料の変更に応じなければならない。
- 4) 変動前残業務委託料及び変動後残業務委託料は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。
- 5) 2)の規定による請求は、この条の規定により業務委託料の変更を行った後再度行うことができる。この場合において、2)中「業務委託契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく業務委託料変更の基準とした日」とするものとする。
- 6) 予想することのできない特別の事情により、履行期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、業務委託料が著しく不適当となったときは、発注者又は受注者は、2)～5)の定めにかかわらず、業務委託料の変更を請求することができる。
- 7) 6)の場合において、業務委託料の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。
- 8) 4)及び7)の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が2)、6)の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。
- 9) 業務スライドの試行に係る運用については、1)に記載の通知に基づく他、様式等詳細については別途指示する。
- 10) 発注者は受注者の協力のもと試行業務のフォローアップ調査を実施する。詳細については別途指示する。

第23条 公共建設工事における分別解体等・再資源化等及び再生資源活用工事実施要領 (土木)

受注者は、下記の資材の使用に際し、再生資材を利用するものとする。

資 材 名	規 格	備 考
再生クラッシャーラン	RC-40	下層路盤
再生密粒度 As	最大粒径 13mm	表層（天端）

なお、使用に際し「舗装再生便覧」等を遵守するものとする。

1. 本工事は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（（平成 12 年法律第 104 号 最終改正令和 4 年 6 月 17 日法律 68 号）。以下「建設リサイクル法」という。）に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「8 解体工事に要する費用等」に定める事項は契約締結時に発注者と受注者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。ただし工事発注後に明らかになった事情により予定した条件により難しい場合は監督職員と協議するものとする。

（分別解体等の方法）

工程ごとの作業内容及び解体方法	工程	作業内容	分別解体等の方法
	①架設	仮設工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	⑥その他 （構造物撤去工）	その他の工事 ☒ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☒ 手作業・機械作業の併用

（2）再資源化等をする施設の名称及び所在地

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所 在 地	受入時間
コンクリート殻（有筋）	（株）フセコー	群馬県藤岡市中大塚龍前 973	8時30分～ 17時00分
アスファルト殻	（有）高義産業	群馬県高崎市稲荷台町 368	8時00分～ 17時00分

上記（２）については、積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。
なお、受注者の提示する施設と異なる場合でも設計変更の対象としない。ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものでない事項については、監督職員と協議の上、契約変更の対象とすることができる。

2. 受注者は、特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第 18 条に基づき、以下の事項を書面に記載し、監督職員に報告することとする。
なお、書面は「建設リサイクルガイドライン(平成 14 年 5 月)」に定めた様式 1〔再生資源利用計画書(実施書)〕及び様式 2〔再生資源利用促進計画書(実施書)〕を兼ねるものとする。

- ・再資源化等が完了した年月日
- ・再資源化等をした施設の名称及び所在地
- ・再資源化等に要した費用

工事発注後に明らかになった事情により予定していた条件により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

第 2 4 条 建設リサイクル法第 11 条通知の徹底

受注者は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成 12 年 5 月 31 日法律第 104 号）第 11 条に基づく、都道府県知事に対する通知を行った旨の書面を監督職員より受領した後に、工事着手（建設リサイクル法第 10 条第 1 項に規定する工事着手をいう。）するものとする。なお、これによりがたい場合は監督職員と協議の上決定するものとする。

第 2 5 条 施工管理

1. 本工事の施工管理は、関東地方整備局土木工事施工管理基準及び規格値(令和 7 年度版)によるものとする。なお、この管理基準により難しい場合及び基準、規格値が定められていない工種については、監督職員と協議の上、施工管理を行うものとする。
2. 本工事の写真管理は、関東地方整備局土木工事写真管理基準（令和 7 年度版）によるものとする。なお、「撮影項目」、「撮影頻度」等が工事内容に合致しない場合は、監督職員の指示により追加、削減するものとする。

第 2 6 条 デジタル工事写真の黒板情報電子化について

デジタル工事写真の黒板情報電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における黒板の記載情報の電子的記入および、工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るものである。

工事では、以下の 1. から 4. の全てを実施することとする。

1. 対象機器の導入

受注者は、デジタル工事写真の黒板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等（以降、「使用機器」と称する）については、関東地方整備局土木工事写真管理基準（令和 7 年度版）（以下、写真管理基準）「2-2 撮影方法」に示す項目の電子的記入がで

きること、かつ信憑性確認（改ざん検知機能）を有するものを使用することとする。
なお、信憑性確認（改ざん検知機能）は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」(URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」)に記載している技術を使用していること。また、受注者は監督職員に対し、工事着手前に、本工事での使用機器について提示するものとする。

なお、使用機器の事例を以下に示す。

【使用機器の事例】

デジタル工事写真の小黒板情報電子化対応ソフトウェア，（一社）施工管理ソフトウェア産業協会，〈<https://www.jcomsia.org/kokuban>〉。

2. デジタル工事写真における小黒板情報の電子的記入

受注者は、同条1.の使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と小黒板情報を電子画像として同時に記録してもよい。小黒板情報の電子的記入を行う項目は、写真管理基準「2-2 撮影方法」による。

ただし、対象工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。

3. 小黒板情報の電子的記入の取扱い

本工事の工事写真の取扱いは、写真管理基準及びデジタル写真管理情報基準（以下、デジタル写真管理情報基準）に準ずるが、同条2.に示す小黒板情報の電子的記入については、写真管理基準「2-5 写真編集等」及びデジタル写真管理情報基準「6. 写真編集等」で規定されている写真編集には該当しない。

4. 小黒板情報の電子的記入を行った写真の納品

受注者は、同条2.に示す小黒板情報の電子的記入を行った写真（以下、「小黒板情報電子化写真」と称する。）を、工事完成時に監督職員へ納品するものとする。なお納品時に、受注者は改ざん検知機能（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、小黒板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督職員へ提出するものとする。なお、提出された信憑性確認の結果を、監督職員が確認することがある。

また、下記のチェックツールを使用して信憑性確認を行い、結果を出力したものでもよい。

【チェックツールの事例】

信憑性チェックツール（一社）施工管理ソフトウェア産業協会
〈<https://www.jcomsia.org/kokuban>〉。

※ここでは使用機器の事例を示したものであり、この使用機器の事例からの選定に限定するものではないなお、デジタル工事写真の小黒板情報電子化を実施しない工事写真がある場合は、工事契約後、監督職員の承諾を得ること。

第27条 現場環境改善（快適トイレの設置）

1. 内 容

受注者は快適トイレの設置について、監督職員と協議することとする。

快適トイレを設置する場合は、受注者は現場に以下の（１）～（１１）の仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。

（１２）～（１７）については、満たしていればより快適に使用出来ると思われる項目であり、必須ではない。

【快適トイレに求める機能】

- （１）洋式（洋風）便器
- （２）水洗及び簡易水洗機能
（し尿処理装置付き含む）
- （３）臭い逆流防止機能
- （４）容易に開かない施錠機能
- （５）照明設備
- （６）衣類掛け等のフック、又は、荷物の置ける棚等（耐荷重を 5 kg 以上とする）

【付属品として備えるもの】

- （７）現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- （８）周囲からトイレの入口が直接見えない工夫
- （９）サニタリーボックス（女性用トイレに必ず設置）
- （１０）鏡と手洗器
- （１１）便座除菌クリーナー等の衛生用品

【推奨する仕様、付属品】

- （１２）室内寸法 900mm×900mm 以上（面積ではない）
- （１３）擬音装置（機能を含む）
- （１４）着替え台
- （１５）臭気対策機能の多重化
- （１６）室内温度の調整が可能な設備
- （１７）小物置き場
（トイレットペーパー予備置き場等）

２．快適トイレに要する費用

快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。

受注者は、上記 １ の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。【快適トイレに求める機能】（１）～（６）及び【付属品として備えるもの】（７）～（１１）の費用については、従来品相当を差し引いた後、51,000 円/基・月を上限に設計変更の対象とする。

なお、設計変更数量の上限は、男女別で各 1 基ずつ 2 基／工事（施工箇所）※までとする。

また、運搬・設置費は共通仮設費（率）に含むものとし、2 基／工事（施工箇所）

※より多く設置する場合や積算上限額を超える費用については、監督職員と協議するものとする。

※「施工箇所が点在する工事の積算」適用工事や施工延長が長いなどのトイレを施工箇

所に応じて複数設置する必要性が認められる工事については、「工事」を「施工箇所」に読み替え、個々の施工箇所で計上できるものとする。

3. その他

快適トイレを設置しない場合は、監督職員と協議の上、本条項の対象外とする。

第28条 工事中の安全確保

1. 工事の施工にあたっては、関東地方整備局長が定める「重点的安全対策」について留意し、工事事故の防止を図らなければならない。

なお、令和7年度における重点的安全対策項目は以下の7項目である。

- I. 架空線等上空施設の損傷事故防止
- II. 建設機械等の稼働に関連した人身事故防止
- III. 資機材等の下敷きによる人身事故防止
- IV. 足場・法面等からの墜落事故防止
- V. 地下埋設物の損傷事故防止
- VI. 第三者の負傷・第三者車両等に対する損害
- VII. 事故防止

2. 受注者は、工事に従事する就業制限業務及び作業主任者を選任する業務における資格者のうち、資格取得後一定期間経過した資格者に対し、次に掲げる再教育の受講が推進されるよう努めるものとする。

- ①労働安全衛生法第19条の2に基づく足場組立等作業主任者等に対する能力向上教育
- ②労働安全衛生法第60条の2に基づく車両系建設機械運転従事者、移動式クレーン運転士、玉掛業務従事者等に対する危険有害業務従事者教育
- ③厚生労働省通達に基づくドラグ・ショベル運転業務従事者等に対する危険再認識教育

3. 工事の施工にあたっては、工事等の時期、工事等の方法の概要及び工事等を行なう場合における道路交通に対する措置について「道路工事保安施設設置基準（令和6年2月）」に基づき監督職員へ確認を行うものとする。

4. 工事中看板、工事情報看板及び工事説明看板の記載内容及び設置箇所については、監督職員の承諾を得るものとする。

5. 工事期間中に配置する交通誘導警備員は、以下の通りとする。ただし、交通管理者等との協議条件など社会的要件、現地精査に基づき配置人員の変更が必要になった場合は、監督職員と協議するものとする。

作業区分	配置人数（一箇所あたり）	配置時期
昼間作業	1人	令和8年度
昼間作業	3人（うち有資格誘導員1人）	令和9年度

6. UAV等を使用する際の安全面への配慮について

受注者は、起工測量等においてUAV等を使用する場合、安全面への配慮として「公共測量におけるUAVの使用に関する安全基準（案）」（国土地理院・平成28年3月）に基

づいて UAV 等を使用すること。

第 29 条 熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事

1. 本工事は、夏季における真夏日などの気候状況を考慮し、工事現場の熱中症対策に掛かる経費に関して「熱中症対策に資する現場管理費の補正」を行う試行工事である。
2. 真夏日の考え方は下記のとおりである。

(1) 真夏日の定義

日最高気温が 30℃以上の日を指す。

ただし、夜間工事の場合は作業時間帯の最高気温が 30℃以上の場合とする。

(2) 試行にあたっての真夏日の計上の考え方

下記①～③のいずれかに該当する場合、真夏日として計上する。

①環境省が公表している暑さ指数（WBGT）が日最高 25℃以上の場合。

工現場から最寄りの環境省が公表している観測地点の暑さ指数（WBGT）が 25℃以上となる日を真夏日とみなす。

②気象庁が公表している地上気象観測所の日最高気温が 30℃以上の場合。

施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温が 30℃以上の日を真夏日とする。

③夜間工事については、作業時間帯の最高気温が 30℃以上の場合。

施工現場から最寄りの観測地点における作業時間帯の最高気温が 30℃以上、又は暑さ指数（WBGT）が 25℃以上の場合を真夏日とする。

なお、休工日においては、上記に該当した場合でも真夏日としない。

上記①～③によりがたい場合は、監督職員と協議すること。

(3) 工期

工事着手から工事完成日までの期間を指す。なお、年末年始休暇 6 日間、夏季休暇 3 日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

(4) 基準日

受発注者協議により、「基準日」を定めるものとする。「基準日」は工事着手日を基本とする。

当該「基準日」より工期末までの期間のうち、真夏日にあたる日数を算出する。

なお、夏季休暇 3 日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、現場休工日は含まないものとする。

(5) 真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

$$\cdot \text{真夏日率} = \text{基準日から工期末までの真夏日} \div \text{工期}$$

(6) 現場管理費の補正

現場管理費の補正は、工期中の日最高気温の状況に応じて補正値を算出し、現場管理費率に加算する。なお、補正は変更契約において行うものとする。

$$\cdot \text{補正値}(\%) = \text{真夏日率} \times \text{補正係数※}$$

※ 真夏日補正係数：１．２

第３０条 安全管理推進技術者等認定について

１．概要

関東地方整備局（港湾・空港部・営繕部関係を除く）が発注した工事（以下、「直轄工事」という）において、無事故で完成させた技術者に対して、「安全管理推進技術者」（以下、「認定技術者」という）として認定する

２．認定条件

対象とする技術者は、以下の条件によって認定する。

- ・直轄工事において、無事故にて完成させた「安全管理担当者」として、施工期間中、全ての工事（準備工を除く）に従事した者。なお、「安全管理担当者」とは、施工体制上、受注者が配置する「統括安全衛生責任者」、「元方安全衛生管理者」、「ずい道等救護技術管理者」、「店社安全衛生管理者」、「工事現場責任者」として安全管理に従事した者で、現場代理人または、主任（監理）技術者が兼務した場合も認定するものとする。
- ・直轄工事にて、認定技術者として過去５回認定された者については、「優秀安全管理推進技術者」（以下、「優秀認定技術者」という）として認定する。

３．認定技術者の認証

- ・認定技術者及び優秀認定技術者に認定された者については、「安全管理推進技術者認定ロゴマーク」（以下、「認定ロゴマーク」という）を「企業の名刺」、「ヘルメット貼付」等を使用（印刷、シール）することができる。
- ・紛失等による認定書の再発行は行わない。
- ・「認定ロゴマーク」については、当該地方整備局管内で行う直轄工事のみに使用でき、それに要する費用は、当該企業が負担するものとする。

４．認定技術者の認証期間

認定技術者へ授与した認証については、その使用期間に制限を設けないものとする。

５．不適切事項への措置による認証の取り扱い

認定技術者が関係する工事にて、粗雑工事等の発覚より、関東地方整備局から措置（指名停止、文書注意、口頭注意）を受けた場合であっても、過去の認証の取り消しは行わない。ただし、工事完成後、安全管理に関して不適切な事象が発覚した場合、または、不正による認定取得が確認された場合については、認定を取り消す。

第３１条 出水期間中の現場管理及び施工について

本工事における出水期間中の現場管理及び施工については、土木工事共通仕様書第１編「１－１－１－２．９ 工事中の安全確保」に基づき、作業員、仮設物及び資機材等の退避及び流出防止等、施工中の退避時の措置等（以下「防災措置等」という。）必要な対策を講ずるものとする。

なお、上記については、土木工事共通仕様書第１編「１－１－１－５ 施工計画書」に基づき、施工計画書に記載の上、設計審査会で確認したうえで、監督職員に提出するものとする。

る。

また、気象情報や河川水位の収集及び伝達方法等についても施工計画書に記載するものとする。なお、施工計画書に記載すべき標準的な項目については、別紙－３を参考にするものとする。

防災措置に要する費用については第２０条の設計変更ガイドラインに基づき設計変更の対象とする。

第３２条 交通誘導警備員の資格

Ｒ９年度の掘削工時の国道１７号に配置する交通誘導警備員については、資格者（警備業法第２３条に規定する都・県公安委員会の行う１級又は２級検定に合格した者）１名以上を充て、他は経験１年以上の者を配置するものとする。

なお、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

第３３条 架空線等上空施設の事故防止対策について

架空線等上空施設が工事現場内等にある場合は、関係法令並びに、「公衆災害防止マニュアル（河川部運用案）【架空線等上空施設編】（平成２８年１２月 関東地方整備局 河川部）」等を参考とし、公衆災害等の事故防止対策を実施するものとする。

なお、本マニュアルは関東地方整備局 HP＞河川＞技術情報に掲載している。

(<http://www.ktr.mlit.go.jp/river/gijyutu/index00000000.html>)

第３４条 環境対策

受注者は、工事に伴う公害防止（騒音、振動、粉塵、排出ガス等）のため、下記によらなければならない。

１．工種

構造物取壊し工

２．建設機械・設備

低騒音・低振動認定機械、油圧ジャッキ式破砕機（舗装版破砕）

３．施工にあたり現地状況を十分把握し、安全性、経済性等の検討を行い、施工方法に変更が生じた場合、又は上記により難しい場合は、監督職員と協議しなければならない。

舗装版切断作業においては、騒音対策を施した機械を用い、取り壊し作業にあたっては、破砕機（油圧ジャッキ式）を使用するものとする。

なお、これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。また、取り壊し材の二次破砕作業を現場内で行ってはならない。

第３５条 ディーゼル車排出ガス規制に適合した車輛の使用

- １．受注者は、本工事現場で使用し又は使用される関係車輛（以下、本工事関係車輛という。）が、埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県でのディーゼル車排出ガス規制条例（以下、関係法令等という。）の適用を受ける場合は、これに適合した車輛を使用しな

ればならない。

2. 受注者は、本工事の施工に先立ち、本工事関係車輛の「ディーゼル車排出ガス規制に適合する車輛の使用」について、関係法令等の遵守を施工計画書に記載しなければならない。
3. 受注者は、本工事関係車輛にディーゼル車を使用する場合には、車検証等のコピーを保管し、本工事関係車輛を把握しなければならない。
4. 受注者は、取締りにより本工事関係車輛に違法行為等があった場合には、直ちに監督職員に報告しなければならない。
5. 受注者は、資機材の搬出入等において、資材納入業者に関係法令等を遵守させるものとする。

第36条 舗装版切断時に発生する濁水の適正な処理

舗装版切断作業に伴い、切断機械から発生する排水については、排水吸引機能を有する切断機械等により回収するものとする。回収された排水については、地方公共団体の取扱規則等に基づき適正に処理しなければならない。

なお、舗装版切断時に発生する濁水の運搬・処理費用については当初見込んでいないが、建設資材廃棄物に該当するため、適正な処理方法について選定し監督職員と協議すること。なお、濁水の運搬・処理費用等、必要と認められる経費についても契約変更の対象とする。

「適正に処理」とは、「廃棄物処理及び清掃に関する法律」に基づき、産業廃棄物の排出事業者（請負業者）が産業廃棄物の処理を委託する際、適正処理のために必要な廃棄物情報（成分性状等）を処理業者に提供することが必要である。

なお、受注者は、排水の処理に係る産業廃棄物管理票（マニフェスト）について、監督職員から請求があった場合は提示しなければならない。

第37条 交通安全管理・工事現場管理

受注者は、工事の施工にあたっては、次の事項を遵守するものとする。

1. 積載重量制限を超えて土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
2. さし柵装着車、不表示車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
3. 過積載車輛、さし柵装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等過積載を助長することのないようにすること。
4. 取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行った場合、さし柵装着車、不表示車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。
5. 建設発生土の処理及び骨材の購入等にあたって、下請事業者及び骨材納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。
6. 以上のことにつき、下請業者にも十分指導すること。

第38条 工期

1. 令和8年4月1日から令和10年3月31日までとする。
本工事の工期は出水期間を含んでいる。

6月1日から10月31日を出水期間とし、河川区域及びその周辺で工事を行ってはならないが、下記に示す工種等においてはこの限りではない。なお、既存堤防の治水上の安全を下げないように留意すること。

- ・除草工
- ・堤防養生工
- ・公募伐採整備工
- ・清掃工
- ・応急処理工
- ・その他監督職員が承諾した工種

第39条 週休二日の対応

1. 本工事は、監督職員と受注者双方が工程調整を行うことにより、完全週休2日（土日）を達成するよう工事を実施する「現場閉所による週休2日制適用工事（完全週休2日）（受注者希望方式）」の試行工事である。

受注者は、工事契約後、完全週休2日（土日）の取組を希望するか判断の上、発注者に協議するものとし、希望しない場合は月単位の週休2日に取組むものとする。

2. 週休2日の考え方は下記のとおりである。

1) 週休2日

①完全週休2日（土日）

対象期間内の全ての土日において、現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

受注者の責によらず土日に施工を行わざるを得ない場合は、協議により、同一の週に土日に代わる現場閉所日（以下、「代替休日」という。）を設定することによって、土日に現場閉所を行ったとみなす。なお、週の定義は月曜日から日曜日までとする。

②月単位の週休2日

対象期間内の全ての月において、現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」という。）が、28.5%（8日/28日）以上となる現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

2) 対象期間

工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。

【※1 発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間とは、応急処理工（洪水時、水質事故等における緊急時）・出水期及び地震発生後の状況把握業務の作業期間とする。】

また、工事着手後、受注者の責によらず週休2日の実施が困難な期間が生じる場合

は、受発注者間で協議して週休2日の対象外とする作業と期間を決定するとともに、変更契約時の設計図書に対象外とする作業と期間を明示する。ただし、対象外とする期間は災害対応等のやむを得ない期間に限定すること。

3) 現場閉所

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

3. 天候等を天候等による作業環境が厳しい時期を避けることを目的に、1年単位の変形労働時間制を活用する場合は、1週40時間または1日8時間を超える労働時間を設定した月は、週休2日工事の対象期間外とする。また1年単位の変形労働時間制の活用について施工計画書に反映し、労働基準監督署へ提出した下記の資料を提出すること。

- ・1年単位の変形労働時間制を活用する労働者とその使用者が締結した労使協定
- ・変更した就業規則

4. 現場閉所を行うときは、監督職員へ事前に連絡すること。ただし、以下に該当する場合は、連絡は不要である。

- ①施工計画書に記載した法定休日・所定休日の場合
- ②週間工程会議等により監督職員が事前に把握している場合
- ③官公庁の休日の場合

完全週休2日（土日）の実施にあたり、受注者の責に寄らず土日に施工を行わざるを得ない場合は、協議により、同一の週に代替休日を設定すること。なお、夜間工事の場合は作業に着手した日を作業日とみなす。

また、天候等による作業環境が厳しい時期を避けることを目的に、1年単位の変形労働時間制を適用し休日を振り替える場合には、振替前後の日がちが把握出来るよう施工計画書に記載しておくこと。

5. 監督職員は、受注者の月毎の現場閉所率の状況を適宜確認するものとし、受注者側の週休2日の取組状況が十分でない場合は、受発注者双方において要因を分析し、週休2日が確保できるよう改善に取り組むものとする。
6. 工事完了後、週休2日の取得結果が確認できる「取得報告書」を作成し、監督職員に提出するものとする。
7. アンケート調査を実施する場合はこれに協力すること。
8. 明らかに受注者側に月単位の週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、内容に応じて、工事成績評定から点数を減ずる措置を行うものとする。
9. 週休2日に掛かる費用については、当初予定価格から完全週休2日（土日）を達成した場合の補正係数を労務費、市場単価、土木工事標準単価、共通仮設費率、現場管理費率に乗じているが、現場閉所の達成状況を確認後、完全週休2日（土日）が未達成の場合は、月単位の週休2日の補正係数に変更する。月単位の週休2日が未達成の場合は、補正係数を除して変更する。

完全週休2日（土日）の取組を希望しない場合は、月単位の週休2日の補正係数に変更する。また、現場閉所の達成状況を確認後、月単位の週休2日が未達成の場合は、

補正係数を除して変更する。

第40条 他工事との調整

1. 下記工事の請負業者とは、現場が連続し施工が輻輳することから、施工手順・工程については十分な打ち合わせを行い、工事の円滑な進捗に努めるものとする。
2. 本工事との調整工事は以下のとおりとする。

工事名	施工範囲	工期
R 7 鐺川右岸森新田地先法面補修工事	堤防除草工	R 7. 1 2 ～ R 9. 9
R 7 烏川右岸根小屋地先堤防整備工事	堤防除草工	R 8. 4 ～ R 9. 2
R 7 烏川根小屋町地先外築堤他工事	堤防除草工	R 8. 4 ～ R 8. 8
神流堰樋管撤去工事（仮称）	堤防除草工	R 8. 8 ～ R 9. 8

第41条 新技術の定義

1. 本工事は、新技術活用の促進を図ることを目的とした、新技術活用工事である。
2. 新技術の定義
新技術活用の原則化における新技術の定義は以下による。
 - ① 技術の成立性が技術を開発した民間事業者等により実験等の方法で確認されている技術
 - ② 公共工事等において実用段階に達している技術
 - ③ 当該技術の適用範囲において従来技術に比べて活用の効果が同程度以上の技術又は同程度以上と見込まれる技術
 - ④ 実用段階に達していない技術又は要素技術など研究開発段階にある技術であって国により導入促進を図る技術

3. 対象とする新技術

新技術活用の原則義務化の対象とする新技術は以下のとおりとする。

1) 新技術情報提供システム（NETIS）登録技術

URL <http://www.netis.mlit.go.jp>

2) NETIS のテーマ設定型の技術比較表に掲載されている技術

3) 新技術導入促進（Ⅱ）型により活用する技術

4) 新技術のニーズ・シーズマッチングにより現場実証し、従来技術と同等以上と確認できた技術

対象とする技術は、NETIS「マッチング」に掲載された技術のうち、「標準化推進技術」「普及促進技術」のいずれかに該当するものとする。

なお、NETIS 掲載期間終了技術は対象外とする。

第42条 新技術の活用（発注者指定型（選択肢提示型）

1. 本工事は、発注者が提示するテーマに即した複数の新技術のうち、受注者が 1 技術を選択したうえで活用を図る新技術活用工事である。

受注者は、契約締結後、下表（または別表）に示すテーマに即した新技術のうち1技術を選択し、活用する技術について監督職員と協議の上、施工計画書を作成し監督職員に提出するものとする。

なお、活用する新技術が NETIS 登録技術の場合は新技術活用計画書も提出するものとし、新技術活用計画書は、「新技術情報提供システム (NETIS)」より作成し、監督職員に提出するものとする。

また、下表（または別表）に示す技術以外の新技術について、下表（または別表）に示す新技術と同等以上の性能・品質や効果を有する新技術を活用してもよいものとする。

テーマ：堤防除草工（レベル3）の除草（レベル4）における狭隘部の維持管理向上に資する技術

技術名称	NETIS 番号	備考
温水除草システムによる除草工法	QS-240026-A	—
温水除草	KK-210033-VE	—
高温水を用いた雑草抑制技術	KK-210014-VE	—

- NETIS 登録技術の施工にあたっては、本特記仕様書によるほか「新技術情報提供システム (NETIS)」に記載されている NETIS（評価情報）に留意するものとする。
- NETIS 登録技術の施工にあたり疑義がある場合には、NETIS 申請者に確認のうえ監督職員と協議するものとする。
- 1～3 項により変更が生じる場合は、監督職員と協議するものとする。
- 当該技術の施工において、当該技術に起因すると考えられる不具合が生じた場合は、監督職員に速やかに報告し協議を行うものとする。
- 複数の技術を選択する場合には、受注者が選択した1つの技術を対象とし、その他の技術は第43条新技術の活用について（施工者選定型）として取り扱う。
- 受注者は、活用する新技術が情報種別記号「－VE」以外の NETIS 登録技術の場合は、当該技術の施工にあたり「活用効果調査」を行うものとする。「活用効果調査」は、「新技術情報提供システム (NETIS)」より作成し、監督職員に提出するものとする。
- 受注者は、本工事によって知り得た当該技術に係わる情報は、監督職員の許可なく公表してはならない。
- 本工事では、受注者が選択した新技術に応じて設計変更の対象とする。受注者は、選択した新技術に要する費用の見積書と、新技術を選択した理由をとりまとめた上で、監督職員と事前に協議しなければならない。なお、監督職員と協議しない場合は、設計変更の対象としない。
上記によりがたい場合は、監督職員と協議するものとする。

第43条 新技術の活用（施工者選定型）

- 本工事は、施工者が原則1技術以上の新技術を選択したうえで活用を図る新技術活用工事である。
- 本工事において、第41条新技術の定義3. 対象とする新技術に示す1)～4)の技術が選

定されていない場合、受注者は施工に先立ち、当該工事内容について十分把握の上、新技術を原則一つ以上選定し、監督職員の承諾を得た上で活用するものとし、活用する新技術の名称及び内容等を施工計画書に記載するものとする。活用する新技術が NETIS 登録技術の場合は新技術活用計画書も提出するものとする。

3. 受注者は、選定した新技術が第 4 1 条新技術の定義 3. 対象とする新技術に示す 1)～4) のいずれの新技術であるか確認できるよう、施工計画書に記載する。
4. 当該技術については、設計図書等で定められた事項に係る部分でない場合は、設計変更の対象としない
5. 受注者は、試行現場照会中の技術を活用する場合において当該技術の施工にあたり NETIS 申請者が実施する「試行調査」に協力するものとする。なお、試行調査に係る費用は NETIS 申請者が負担する。
6. 試行現場照会中の技術を活用する場合、当該工事の実施箇所において標準的に使用される技術の施工費相当額を超える費用については、試行調査に係る費用とみなし、NETIS 申請者の負担とする。
7. 受注者は、活用する新技術が情報種別記号「－V E」以外の NETIS 登録技術の場合は、当該技術の施工にあたり「活用効果調査」を行うものとする。「活用効果調査」は、「新技術情報提供システム(NETIS)」より作成し、監督職員に提出するものとする。
8. 受注者は、本工事によって知り得た当該技術に係わる情報は、監督職員の許可なく公表してはならない。

第 4 4 条 建設現場における遠隔臨場の実施

1. 建設現場における遠隔臨場の実施

「建設現場における遠隔臨場の実施」は、受注者における「段階確認に伴う手待ち時間の削減や確認書類の簡素化」や発注者（監督員）における「現場臨場の削減による効率的な時間の活用」を目指し、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）と Web 会議システム等を介して「段階確認」、「材料確認」と「立会」の遠隔臨場を行うものとする。

なお、遠隔臨場の実施にあたっては「建設現場における遠隔臨場に関する実施要領(案) R5.3」を参考に実施するものとする。

URL <https://www.mlit.go.jp/tec/content/001594449.pdf>

2. 遠隔臨場を適用する工種、確認項目

現場での適用・不適用については、受発注者間にて協議の上、適用する工種・確認項目を選定することとする。

3. 実施内容

(1) 段階確認・材料確認、立会での確認

①受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）により取得した映像及び音声 Web 会議システム等を介して「段階確認」、「材料確認」と「立会」を行うものとする。

②確認実施者が現場技術員の場合、現場技術員は使用する PC にて遠隔臨場の映像（実

施状況)を画面キャプチャ等で記録し、情報共有システム(ASP)等に登録して保管する。(従来の立会資料の管理と同様とする。)

(2) 動画撮影

動画撮影は、撮影者の安全を確保するため、撮影者が移動の際に横転等が考えられるいわゆる「歩きスマホ」(カメラを手に持って歩きながら撮影)での撮影はしないこと。

動画撮影は、静止して撮影又は撮影者のヘルメットや胸ポケットに付ける等の安全に配慮するものとする。

(3) 機器の準備

遠隔臨場に要する動画撮影用のカメラ(ウェアラブルカメラ等)やWeb会議システム等は受注者が手配、設置するものとする。これによらない場合は監督職員等と協議し決定するものとする。

なお、配信に利用するシステムは、「パッケージ化したシステム」、「情報共有システム(ASP)」、「Web会議システム(teams、zoom等)」等、何れのシステムを利用してよい。

(4) 遠隔臨場を中断した場合の対応

電波状況等により遠隔臨場が中断された場合の対応について、事前に受発注者間で協議を行うものとする。対応方法に関しては、確認箇所を画像・映像で記録したものをメール等の代替手段で共有し、監督職員等は机上確認することも可能とする。なお、本項目は受発注者間で協議し、別日の現場臨場に変更することを妨げるものではない。

(5) フォローアップ調査

工事完了時に別紙様式-7を監督職員へ提出するものとする。

また、遠隔臨場を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示によるものとする。

(6) 費用

遠隔臨場にかかる費用については、工事実施に必要な施工管理費として、全必要額を技術管理費に積み上げ計上し、設計変更するものとする。

なお、機器の手配は基本的にリースとし、その賃料を計上するものとするが、やむを得ず購入せざるを得ない機器がある場合は、その購入費に、機器の耐用年数に対する使用期間(日単位)割合を乗じた分を計上するものとする。また、受注者が所持する機器を使用する場合も、基本的には同様の考え方とするものとする。

(7) 不正行為

遠隔臨場において故意に不良箇所を撮影しない等の不正行為等を行った場合は、「建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準 令和5年3月3日(国不建第578号)」等に従い、監督処分を実施する場合がある。

第45条 建設現場における遠隔臨場を活用した工事検査の実施について

1. 建設現場における遠隔臨場を活用した工事検査の実施

「遠隔臨場を活用した工事検査」は、受注者における「工事検査に伴う移動時間の削減や工事関係書類の簡素化」や発注者（監督職員・検査職員）における「現場実地（現場臨場）の削減による効率的な時間の活用」等を目指し、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ、360 度カメラ等）と Web 会議システム等を介して工事実施状況、出来形、品質と出来ばえの各検査項目を遠隔で行うものである。なお、遠隔臨場による工事検査は、『遠隔臨場による工事検査に関する実施要領（案）』の内容に従い実施する。

2. 遠隔臨場を活用した工事検査の対象

遠隔臨場を活用した工事検査は、完成検査、中間技術検査、既済部分検査、完済部分検査における、工事実施状況、出来形、品質、出来ばえの各検査項目を対象とし、以下の表に示す。また、全ての検査を対象とするが、現場条件や、『遠隔臨場による工事検査に関する実施要領（案）』「7.3 検査項目の適応性」を踏まえ、従来方法（対面書類検査、現場実地検査）を選択することも可能である。

	工事実施状況	出来形		品質		出来ばえ	
	書類	書類	実地	書類	実地	書類	実地
完成検査 中間技術検査 既済部分検査 完済部分検査	○	○	○	○	○	○	○

3. 遠隔臨場を活用した工事検査を適用する検査項目

現場条件により遠隔臨場による工事検査の適応性が一致しない場合も想定されることから、検査項目での適用・不適用については、監督職員が検査職員と調整・決定し、受注者に遠隔臨場による工事検査を適用する検査項目を連絡する。遠隔臨場による工事検査を適用する検査項目については、『遠隔臨場による工事検査に関する実施要領（案）』「7.3 検査項目の適応性」を踏まえ判断する。

4. 実施内容

(1) 技術検査、工事検査での実施

受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ、360 度カメラ等）により取得した映像及び音声を Web 会議システム等を介して工事実施状況、出来形、品質と出来ばえの各検査を実施するものである。

(2) 機器の準備

遠隔臨場による工事検査に要する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ、360 度カメラ等）や Web 会議システム等は受注者が手配、設置するものとする。これによらない場合は監督職員と協議し決定するものとする。

(3) 遠隔臨場による工事検査を中断した場合の対応

電波状況等により遠隔臨場による工事検査が中断された場合の対応について、事前に受発注者間で予備日を取り決めて検査日を連絡する。

(4) 効果の検証

遠隔臨場による工事検査を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示による。

(5) 費用

遠隔臨場による工事検査にかかる費用については、受発注者間の協議を踏まえ、技術管理費に積上げ計上する。なお、監督業務で遠隔臨場を実施する工事については、遠隔検査を行うために追加で要する費用が生じた場合に監督職員と協議するものとする。

(6) 不正行為

遠隔臨場による工事検査において故意に不良箇所を撮影しない等の不正行為等を行った場合は、『建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準 令和 3 年 9 月 30 日 (国不建第 273 号)』等に従い、監督処分を実施する場合がある。

第 4 6 条 契約後 V E 方式

「V E 提案」とは、契約書第 19 条の 2 の規定に基づき、設計図書に定める工事の目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする工事材料、施工方法等に係る設計図書の変更について、受注者が発注者に行う提案である。

1. 受注者が V E 提案を行う範囲は、設計図書に定められている内容のものとする。

2. 以下の提案は、V E 提案の範囲に含まないものとする。

(1) 施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案。

(2) 契約書第 18 条に規定された条件変更等に該当する事実との関係が認められる提案。

(3) 提案の実施に当たり、関係機関協議等、第三者との調整等を要する提案。

3. 受注者は、前項の V E 提案を行う場合は、次に掲げる事項を V E 提案書(別紙様式ー 1 ～ 4)に記載し、発注者に提出しなければならない。

(1) 設計図書に定める内容と V E 提案の内容の対比及び提案理由

(2) V E 提案の実施方法に関する事項(当該提案に係る施工上の条件等を含む)

(3) V E 提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠

(4) 発注者が別途発注する関連工事との関係

(5) 工業所有権等の排他的権利を含む V E 提案である場合、その取扱いに関する事項

(6) その他 V E 提案が採用された場合に留意すべき事項

4. 発注者は、提出された V E 提案書に関する追加的資料、図書その他の書類の提出を受注者に求めることができる。

5. 受注者は、前項の V E 提案を契約の締結日より、当該 V E 提案に係る部分の施工に着手する 3 5 日前までに、発注者に提出できるものとする。

6. V E 提案の提出費用は、受注者の負担とする。

7. 提出された V E 提案は、施工の確実性、安全性が確保され、かつ設計図書に定める工事の目的物と比較し、機能、性能等が同等以上で経済性が優位であると判断されるものについては、V E 提案として採用することを原則として審査を行い、当該提案の採

否を決定するものとする。

8. VE 提案の採否について、原則として、VE 提案の受領後 14 日以内に書面(別紙様式－5)により通知するものとする。ただし、受注者の同意を得た上でこの期間を延長することができるものとする。また、VE 提案を採用しなかった場合には、その理由を付して通知するものとする。
9. VE 提案を採用した場合において、必要があるときは、発注者は設計図書の変更を行わなければならない。
10. 前項の規定により設計図書の変更が行われた場合において、発注者は、必要があるときは請負代金額を変更しなければならない。
11. 前項の変更を行う場合においては、VE 提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の 10 分の 5 に相当する金額(以下「VE 管理費」という。)を削減しないものとする。
12. VE 提案を採用した後、契約書第 18 条の条件変更が生じた場合、発注者が VE 提案に対する変更案を求めた場合、受注者はこれに応じるものとする。なお、VE 管理費については、原則として変更しないものとする。
13. 評定の結果、当該 VE 提案内容の活用が効果的であると認められた場合は、他の工事においても積極的に活用を図るものとする。その場合、工業所有権等の排他的権利を有する提案については、当該権利の保護に留意するものとする。
14. 発注者が VE 提案等を採用し、設計図書の変更を行った場合においても、VE 提案を行った受注者の責任が否定されるものではない。

第 47 条 生産性向上チャレンジ工事

1. 試行の実施

本工事は、受注者の発案による施工手順の工夫等の創意工夫による生産性向上の取組みを推進する「生産性向上チャレンジ」の試行対象工事である。

2. 試行の内容

工事契約後、受注者は、当該工事において、省人化等の生産性向上に資する取組みを実施することができる。

本取組みを実施する場合は、施工計画書に「生産性向上チャレンジ工事」の項目を設け、①取組内容、②期待される効果等を明記するものとし、完成検査までに実施内容及び効果を報告するものとする。また、期待される効果等について、人員削減や作業時間削減等の定量的な効果を記載できる場合は記載することとする。

なお、「技術提案で提案済みの内容」及び「特記仕様書第 41 条 新技術活用「新技術の定義」」において採用した取組については本試行の対象外とする。

3. 工事成績評定

施工計画書で位置づけられた「生産性向上チャレンジ工事」の取組の履行が確認できた場合は加点を行うこととする。

4. 本試行に係る費用については、原則、受注者負担によるものとする。

第48条 出来高部分払方式

本工事の部分払は、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施し、円滑かつ速やかな工事代金の流通を確保することによって、より双務性及び質の高い施工体制の確保を目指すため、「出来高部分払方式実施要領」〔国土交通省 HP

https://www.mlit.go.jp/tec/tec_tk_000052.html 参照〕に基づき行うものとする。

第49条 総価契約単価合意方式について

1. 本工事は、請負代金額の変更があった場合における変更金額や部分払金額の算定を行う際に用いる単価等をあらかじめ協議し、合意しておくことにより、設計変更や部分払に伴う協議の円滑化に資することを目的として実施する総価契約単価合意方式の対象工事である。

（共通仕様書第3編3-1-1-1の適用）

2. 共通仕様書第3編3-1-1-1第2項、第6項及び第7項に係る規定は適用しないものとする。

受注者は、契約書第3条第1項の規定に基づき請負代金内訳書（以下「内訳書」という。）を発注者に提出した後に、当該工事の工事費構成書の提示を求めることができるものとする。

（合意単価の公表）

3. 発注者・受注者間で作成の上合意した単価合意書は、公表するものとする。

第50条 現場技術員

本工事は、現場技術員の配置対象工事であり、現場技術業務を別途委託している。

第51条 施工体制調査員

本工事は、現場における施工体制の点検補助を別途委託している。

また、本工事の施工体制の点検を担当する施工体制調査員の氏名は、別途監督職員より通知する。

なお、施工体制調査員は、工事の情報共有システム（ASP）により電子書類を閲覧し、点検を行うため、施工体制調査員を情報共有システム（ASP）のユーザーに登録するものとする。（「閲覧のみ可能」で登録）

第52条 施工体制の点検

1. 受注者は「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成12年法律第127号 最終改正令和3年9月1日）第15条3により発注者から施工体制について点検を求められたときは、これを受けることを拒んではない。
2. 施工体制の点検員は当該工事の監督職員、施工体制調査員及び発注担当事務所の職員である。
3. 施工体制調査員は、業務証明書を携帯し、胸に委託業務名、委託先、業務職（施工体制

調査員)、氏名、顔写真の入った名札を着用している。

4. 当該工事の監督職員及び発注担当事務所の職員は、所属、氏名、顔写真の入った名札を着用している。
5. 施工体制調査員は、施工体制の点検を行う者で、指示等の権限は有しない。
6. 施工体制調査員は、電子書類の点検を工事の情報共有システム（ASP）により「閲覧」し、点検する。
7. 施工体制調査員は、第1回目の現地点検は現地で点検するが、以降の点検は、映像により点検が可能な項目は、必要に応じ、工事の受注者が導入しているWEB会議や遠隔臨場システムを活用し、点検することを可能とする。

ただし、立会や打合せ等においてWEB会議や遠隔臨場システムを導入していない工事や現地での点検を希望する工事は、従来通り、現地で点検する。

第53条 段階確認

受注者は、下記の工種の施工段階においては、段階確認を受けなければならない。この際、受注者は、種別、細別、確認の予定時期を監督職員に書面により報告しなければならない。ただし、段階確認の実施時期及び実施箇所は監督職員が定めるものとする。

工種	細別	施工段階（確認時期）
除草工	除草	刈り取りが完了した段階
堤防養生工	抜根	抜根が完了した段階
各工種	—	監督職員が必要と認めた段階

第54条 品質証明

本工事は、品質証明対象工事とする。なお、提出様式は別紙様式－6によるものとする。

第55条 工事完成図書の納品

1. 本工事は電子納品対象工事とする。電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。ここでいう電子成果品とは、「工事完成図書の電子納品等要領(令和5年3月)：(以下「要領」という。)」に基づいて作成した電子データを指す。

「要領」で特に記載がない項目については、原則として電子データを提出する義務はないが、「要領」の解釈に疑義がある場合は監督職員と協議の上、電子化の是非を決定する。

なお、電子納品の運用にあたっては、「電子納品等運用ガイドライン【土木工事編】(令和6年3月)」を参考とするものとする。

2. 本工事は「オンライン電子納品実施要領」に基づき、オンライン電子納品を行うものとする。

オンライン電子納品は、発注者が用意した電子納品保管管理サーバへのオンラインによる納品を原則とする。

なお、オンラインによる納品が実施できない場合は、監督職員と協議の上、電子媒体に格納して納品するものとする。

3. 成果品の提出の際には、電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウィルス対策を実施したうえで提出すること。

第56条 書類限定検査

1. 本工事は、検査に必要な書類を限定し、監督職員と技術検査官の重複確認廃止の徹底及び受注者における説明用資料等の書類削減により効率化を図る「書類限定検査」の対象である。
2. 書類限定検査とは、検査時に下記の10書類に限定して資料検査を行うものであり、実施について協議するものとする。

①施工計画書	⑥出来形管理図表
②施工体制台帳（下請引取検査書類を含む。）	⑦品質管理図表
③工事打合せ簿（協議）	⑧品質規格証明資料
④工事打合せ簿（提出）	⑨品質証明書
⑤工事打合せ簿（承諾）	⑩工事写真

なお、以下の工事については対象外とする。

- ・「低入札価格対象工事」又は「監督体制強化工事」は対象外
 - ・施工中、監督職員より文書等により改善指示が発出された工事は対象外
3. 実施状況や改善点等を把握するためのアンケートに協力する。

第57条 ウィルス対策

受注者は、電子納品時のみならず、監督職員に工事に関する事項について電子データを提出する際には、ウィルス対策を実施した上で提出しなければならない。

また、ウィルスチェックソフトは常に最新データに更新（アップデート）しなければならない。

第58条 業務委託

出水期及び地震発生後の状況把握として、下記のとおり業務を実施するものとする。

- ・状況把握業務

別冊特記仕様書及び数量総括表のとおり

第59条 直轄土木工事における賃金・労働時間等の実態調査（試行）（受注者希望方式）

1. 本工事は、受注者の協力の下、賃金・労働時間・労務費（以下「賃金・労働時間等」という。）の実態を調査する試行工事である。
2. 受注者は、契約締結後、賃金・労働時間等の実態調査に協力する意向がある場合には、実態調査に協力する工種・種別・細別（以下、「工種等」という。）を発注者へ報告するものとする。
3. 発注者は、実態調査に協力する工種等の報告を受けた工種等より調査対象を選定する

とともに、調査対象工種等の施工が完了した後、受注者は、別途監督職員より通知される実態調査要領に基づき資料を提出するものとする。

4. 発注者は、提出された資料をもとに賃金、労働時間等の実施率・達成率を算出後、積算上の作業時間を示した資料を提出するとともに、賃金、労働時間等の実施率・達成率を工事完成検査後に受注者、下請業者（注文者）、下請業者（使用者）に通知するものとする。

第2章 個人情報の取り扱いについて

第60条 基本的事項

受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）第66条第2項第1号の規定に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

第61条 秘密の保持

受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

第62条 取得の制限

受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。また、当該利用目的の達成に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段で個人情報を取得しなければならない。

第63条 利用及び提供の制限

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための利用目的以外の目的のために個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

第64条 複写等の禁止

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

第65条 再委託の禁止

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための個人情報については自ら取り扱うものとし、第三者にその取り扱いを伴う事務を再委託してはならない。なお、発注者の指示又は承諾により第三者に個人情報の取り扱いを伴う

事務を再委託する場合（二以上の段階にわたる委託を含む。）には、受注者は当該第三者に対して、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号）第 66 条第 2 項第 4 号に基づく個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じさせなければならない。

第 6 6 条 事案発生時における報告

受注者は、個人情報の漏えい等の事案が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

第 6 7 条 資料等の返却等

1. 受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から貸与され、又は受注者が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の終了後又は解除後速やかに発注者に返却し、又は引き渡さなければならない。ただし、発注者が、廃棄又は消去など別の方法を指示したときは、当該指示に従うものとする。なお、発注者の指示又は承諾により個人情報が記録された資料等を複写等した場合には、確実にそれらを廃棄又は消去するとともに、証明書（別紙－ 4）を発注者に提出しなければならない。
2. 前項の規定は、発注者の指示又は承諾により第三者に個人情報の取り扱いを伴う事務を再委託する場合（二以上の段階にわたる委託を含む。）において準用する。

第 6 8 条 管理の確認等

発注者は、受注者における個人情報の管理の状況について適時確認することができる。また、発注者は必要と認めるときは、受注者に対し個人情報の取り扱い状況について報告を求め、又は検査することができる。

第 6 9 条 管理体制の整備

受注者は、この契約による事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定めなければならない。

第 7 0 条 従事者への周知

受注者は、従事者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

第 3 章 土工

第 7 1 条 一般事項

1. 盛土箇所（掘削箇所）において 2 0 c m 以上の表土の剥ぎ取りを行うものとする。

- 剥ぎ取った表土は烏川右岸 1 2. 2 k へ運搬・敷き均すものとする。

第 7 2 条 盛土工（R 8 年度）

- 盛土基礎地盤の段切りの断面等については、監督職員の承諾を得なければならない。
- 締固め管理は、以下に示す乾燥密度あるいは空気間隙率によるものとする。
乾燥密度・空気間隙率による規定による規定
「関東地方整備局土木工事施工管理基準及び規格値」（R 6 年 3 月改正）によるものとする。
ただし、試験方法が「JISA1214」の場合、測定 1 回当たりの測定点は 3 個を原則とする。
- 構造物周囲 1 m の範囲及び狭隘箇所についての盛土・埋戻しは、人力により敷均し、タンパ等により入念に締固めるものとする。
- 採取土の数量は、締固め後の体積とする。
- 盛土材は烏川右岸 1 2. 2 k 付近の採取土砂を使用するものとし、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする

第 7 3 条 河床掘削（R 9 年度）

- 烏川左岸 1 7. 8 k 付近の掘削についてはロングアームでの施工を見込んでいる。
- 掘削によって発生した土砂については烏川右岸 1 1. 4 k 付近に運搬するものとする。
- 掘削時期については R 9 年 1 1 月 1 日以降に施工を行うものとする。
- 受注者は掘削による河川の濁りの発生を抑制するよう努めるものとする。汚濁防止装置については当初計上していないが、現場条件や漁協関係者との協議により、これによりがたい場合は監督職員と協議の上設計変更の対象とする。

第 4 章 無筋・鉄筋コンクリート

第 7 4 条 レディーミクストコンクリート

- コンクリートはレディーミクストコンクリートを原則とし、下記の仕様によるものとする。

構 造 物	粗 骨 材 最大寸法 (mm)	スランブ (cm)	水セメント 比	設計基準 強 度 (N/mm ²)	セメン トの種 類
コンクリート（場所打擁壁）	40	8	60%以下	24	（高炉）

ただし、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

- コンクリートの耐久性向上の対策は、「コンクリートの耐久性向上」仕様書（土木編）（平成 1 4 年 8 月一部改正）により行うものとする。

第 5 章 材料

第 7 5 条 肥料

施肥に使用する肥料は以下に示すものを基本とする。

肥料の種類	散布量	配合
普通化成	10, 000m ² 当たり 300kg 以上	N8-P8-K8

なお、肥料が適切に散布されている事を確認するため、散布後の肥料の空袋を監督職員に報告するものとする。

これによりがたい場合は監督職員と協議するものとする。

第6章 河川維持

第76条 刈取り高

1. 草の刈取り高については、機械施工で刈り刃高を設定できる機種では、刈り刃高を10cm程度に設定し、実施するものとする。
2. 上記によりがたい場合は、監督職員に承諾を得るものとする。

第77条 除草工

1. 施工区分、範囲、施工時期、安全装置、飛散防止対策については施工計画書に記載するものとする。
2. 除草工は機械施工での施工を基本とするが、法勾配1：1.9未満の箇所については遠隔小型除草機にて除草を行い、法勾配1：1.4未満及び構造物周辺については肩掛け式でおこなうものとする。なお、肩掛け式で行う場合に、飛散防止措置が必要な範囲については監督職員と協議するものとする。
3. 機械式の草刈機を使用する場合は、『安全装置』及び『飛び石等飛散防止装置』を装備している機種を使用すること。安全装置とは、操作員が操作レバーから手を放すと中立に戻り、走行が停止すること、又は操作員と機械をひもで結び、操作員が機械から離れるとひもの先のスイッチが働き、走行が停止する装置である。
4. 除草中、付近住民・交通等の第三者に被害を及ぼすことのないよう十分注意すること。また、苦情や意見があった場合には慎重に対応し、速やかに監督職員に報告するとともに適切な措置を講ずること。
5. 肩掛け式草刈機を使用する箇所の飛び石等の飛散防止対策が必要な箇所において、従来の飛び石対策では防御出来ないと判断される箇所については、上下刃逆回転式の使用を検討するものとする。なお、上下刃逆回転式を使用する場合は、監督職員と協議できるものとする。
6. 飛び石等の飛散防止対策にあたっては、現地の状況を十分把握し、安全性、細部構造等については受注者において十分検討を行い、受注者の責において決定し、施工するものとする。
7. 堤防除草・集草中、堤防や高水敷に損傷、陥没等の異常が発見された場合には、箇所、範囲等必要な情報を速やかに監督職員に報告すること。
8. 除草後の刈草については堤防管理に支障をきたすことのないよう配慮すること。その他、河川管理上支障となる箇所等については、監督職員の指示により行うものとする。上記によりがたい場合やその他、疑義が生じた場合には、監督職員と協議するものとする。
9. R7 鐮川右岸森新田地先法面補修工事にて、「クラピア」を吹付した箇所については、

除草費用のコスト削減をモニタリングするため、堤防除草工及び堤防養生工を行わない。

第78条 堤防除草工

1. 堤防除草は河川巡視や堤防点検などによる河川の状態把握のための環境整備及び堤体の保全を目的として実施するものとする。
2. 施工時期、施工回数については以下を基本とし、集草については2回目の堤防除草が終了した後に行うものとする。
また、施工箇所については図面によるものとする。

	5月～6月	7月～8月	10月～11月
3回除草 (集草なし)	○	○	○
2回除草 (集草あり)	○	—	○
2回除草 (温水除草)	○	—	○
1回除草 (鎗川)	○	—	—
1回除草 (鳥川)	—	○	—

第79条 堤防除草工における数量算出の効率化への取り組み（試行）

本工事は鎗川の堤防除草工に係わる数量算出を、三次元展開図データを用いて管理する試行工事である。

- ・対象範囲：鎗川0k～鎗川3.0k（左岸、右岸、川表、川裏）
- ・貸与資料：三次元展開図データ

1. 受注者は貸与資料の照査を行い、必要なキャリブレーションや追加測量箇所を確認し、監督職員に提出しなければならない。
2. 追加測量については、以下を想定している。
 - ・貸与した三次元展開図データの誤差の修正
 - ・控除面積の算出：河川占用範囲、階段等の河川管理施設（構造物）、距離標等の支障物

測量及び測量成果による貸与資料の修正に要する費用は設計変更の対象とする。

なお、追加測量時の精度については、三次元展開図と同様の水平位置精度0.7m以内とし、受注者が過度な精度管理を実施している場合は、設計変更の対象としない。

3. 監督職員は受注者が提出した照査結果と増加費用について妥当性を確認の上、受注者が1回目の除草に着手するまでに指示しなければならない。なお、追加測量の時期については、数量算出を目的としていることから、除草後も実施することができる。

4. 受注者は写真管理基準（R6.4）に基づき、以下の頻度で計測・撮影を行う。なお、法長や施工前後の草丈を現地で計測する必要はない。

撮影項目	計測・撮影頻度	計測・撮影箇所
出来栄え	1 回刈毎に施工前後を 1 回	除草範囲ポリゴンの 4 隅 (縦断延長が 1km 未満の場合は、 1km 程度まで省略可)

5. 受注者は、除草を行った面積について数量算出を行い、修正した三次元展開図と数量算出の結果が分かる資料を監督職員に提出する。

- ・数量算出方法：貸与資料及び追加測量の結果から、C A D ソフト等を用いて算出を行う。(両辺長を平均したものにその断面間の距離を乗ずる平均面積法では算出しない。)
- ・除草の規格：数量算出時は、除草面積を以下の区分に分けること。

除草面積の区分	積算上の規格
法勾配 1:2.0 以上または水平	搭乗式
法勾配 1:1.4 以上 1:1.9 未満	遠隔操作式
法勾配 1:1.4 未満	肩掛式
護岸や階段等の構造物から 1.0m まで	肩掛式

- ・数量算出精度：延べ除草面積が過年度の除草数量から 10%以上乖離していないか確認するものとし、閾値を超過する場合は主たる要因を確認すること。

6. 貸与する三次元展開図データは、R 5 高崎管内定期縦横断測量他業務（受注者：朝日航洋株式会社）のデータである。

第 8 0 条 焼却工

1. 集草によって発生した刈草については以下へ運搬する。
また、廃棄物処理法の観点から市（町）外に搬出してはならない。

発生場所	運搬先
藤岡市内	神流川左岸 9. 2 k 付近高水敷
玉村町内	烏川左岸 5. 3 k 付近高水敷
上里町内	烏川右岸 0. 2 k 付近高水敷
神川町内	神流川 4. 0 k 付近高水敷

2. 受注者は、野焼工の施工概要、施工箇所、実施時期、延焼防止対策について記載した施工計画書を監督職員に提出しなければならない。
3. 監督職員は関係機関（地元自治体及び消防署）や地元に対して回覧等の十分な周知を行うものとする。
4. 第 3 項の周知については、実施予定時期の 2 ヶ月前までに実施する。
5. 実施時期は 1 2 月～2 月までとする。
6. 上記によりがたい場合やその他、疑義が生じた場合には、監督職員と協議するものと

する。

第81条 除草処分

1. 草の処分は以下の処分場を見込んでいる。
処理場：(株) エコ・プロセス (安中市中野谷 3617-1)
受入時間：8：00～17：00
2. 前項については積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。
3. 受注者の提示する施設と異なる場合においても、設計変更の対象としない。ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものでない事項についてはこの限りではない。
4. 適切に処理したことを証明する書類を監督職員に提出しなければならない。

第82条 高水敷除草工

1. 高水敷除草工は以下のいずれかに該当する箇所において除草・伐採を実施するものとする。
 - ・高水敷等に植生が繁茂し、あるいは樹木が密生する等により水文・水理等観測、巡視・点検時の見通線の確保等に支障を生じる箇所
 - ・高水敷等に河川区域内で火災が発生した際、延焼被害を食い止めるため、带状に除草を行う箇所（防火帯）
 - ・国有地内の高水敷等の植生あるいは樹木が繁茂し、市道や耕作の利用が著しく阻害される恐れがある箇所
2. 除草・集草箇所及び時期については以下を見込んでいる。
 - ・除草箇所：高崎市根小屋地先（鎗川左岸1.4～1.6k付近）
 - ・施工時期：11月（白鳥飛来前）
3. これによりがたい場合は監督職員と協議するものとする。

第83条 除草工における河川維持の助言

堤防除草作業は、河川の維持管理において重要な作業であることから、その品質向上を図るため、堤防除草作業における留意事項に関して、「河川維持管理技術者」から助言を受けるものとする。「河川維持管理技術者」からの助言は、除草作業前に受けるとともに、その内容を記録し提出するものとする。

堤防除草作業における留意事項については、以下の内容を想定している。

- ・堤防法面等の変状発見に関する留意事項
- ・堤防法面等への影響等を考慮した除草作業時の留意事項
- ・河川、地域特性に応じた除草時期に関する留意事項

助言を受ける「河川維持管理技術者」への謝金、旅費交通費等の経費は、監督職員と協議の上、必要額を設計変更の対象とする。

なお、「河川維持管理技術者」の情報については、一般社団法人 河川技術者教育振興機構 HP (<http://www.ree.or.jp/registration-status/>) で公表されている。

第84条 芝養生工

1. 芝養生の施工場所、施工面積は以下のとおり実施する。

年度	養生箇所	施工面積
令和8年度	根小屋地区（1～3年目）	6, 300m ²
令和9年度	根小屋地区（1～3年目）	10, 050m ²

詳細については監督職員と協議をするものとし、変更契約の対象とする。また、実施期間については監督職員の承諾を得るものとする。

2. 施工時期については以下を見込んでいる。

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	施肥	伐根	刈取		伐根	施肥			芝焼		

3. 刈り取り作業にあたっては、むらのないように平滑に仕上げるものとする。

なお、刈取を行った箇所は集草処分を行うものとし、処分方法については第6章 第77条 除草工に準ずるものとする。

4. 抜根作業については、雑草を入念に抜根するものとする。なお、抜根を行った箇所は集草処分を行うものとし、処分方法については第4章 第77条 除草工に準ずるものとする。

5. 受注者は、芝焼工の施工概要、施工箇所、実施時期、延焼防止対策について記載した施工計画書を監督職員に提出しなければならない。

6. 監督職員は関係機関（地元自治体、消防署及び上信電鉄）や地元に対して回覧等の十分な周知を行うものとする。

7. 第6項の周知については、実施予定時期の2ヶ月前までに実施する。

8. 施工予定範囲内に河川管理施設や許可工作物の有無を事前に確認し監督職員に報告するものとする。なお施設に影響を与える恐れがある場合は、必要に応じて延焼防止対策を講じるものとする。

9. 芝焼の施工にあたっては、風向きや風速に十分留意し、作業終了時には火種等が無いか確認を行うものとする。また付近住民・交通等の第三者に被害を及ぼすことのないよう十分注意すること。苦情や意見があった場合には慎重に対応し、速やかに監督職員に報告するとともに適切な措置を講ずること。

10. 異常発生時には直ちに作業を中断し速やかに消火活動を行い鎮火させることが出来るよう受注者において十分検討を行い、受注者の責において決定し、施工するものとする。

11. 上記によりがたい場合やその他、疑義が生じた場合には、監督職員と協議するものとする。

12. 堤防養生工において明記なき事項については、第6章 第77条 除草工に準ずるものとする。

第7章 清掃工

第85条 塵芥処理工

塵芥処理は、河川堤防、高水敷又は中州等の陸上部にある塵芥（空き缶・木片等）を収集・集積・積込・現場外搬出・処分を行うものとする。

施工時期、施工箇所等の詳細については、監督職員の指示によるものとする。

受注者は、産業廃棄物管理票（紙マニフェスト）または電子マニフェストにより、適正に処理されていることを確かめるとともに監督職員に提示しなければならない。

第86条 塵芥の処分

1. 塵芥の処分については「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等の諸法令を遵守し、適切に処理しなければならない。また、作業終了後は清掃及び後片付けを行い、速やかに現場外に搬出するものとする。なお、搬出先は下記によるものとする。

- ・搬出場所：大和建设株式会社 安中事業所
(群馬県安中市大谷1233-1)

- ・受入時間：8:00～17:45

- ・受入条件：安中事業所付近の県道171号は通学路となっているため搬入出の経路として使用しない。

※上記については積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。

なお、受注者の提示する施設と異なる場合においても変更の対象としない。

ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものでない事項についてはこの限りではない。

2. 搬出に先立ち、受入条件について処理場に確認しなければならない。
3. 搬出に際しては、搬出調書を作成し監督職員に提出しなければならない。
4. 工事発注後に明らかになったやむを得ない事情により、前項により難しい場合には、監督職員と協議するものとする。

第8章 応急処理工

第87条 応急処理

応急処理は、河川区域内で発生し、短時間で処理可能な全般的な作業を基本とし、監督職員の指示に基づき以下の作業を行うものとする。

- ・地震時、異常気象時等に実施する河川管理施設の緊急的な維持・修繕作業
- ・要望等の緊急的な河川維持作業（除草、剪定等）
- ・河川巡視や堤防点検、安全利用点検等により発見された河川管理施設の軽微な修繕作業
- ・河川内の不法行為や境界確認に伴う河川内の維持作業（木製看板、境界杭等の設置）
- ・水質事故等河川の水質を保全するための緊急的な作業

1. 受注者は、日々の作業が終了した時に速やかに関係書類（出来高報告）を作成し、その確認を受けなければならない。
2. 作業日、作業場所、作業内容はすべて監督職員の指示に基づいて行うものとする。
3. 作業終了後、関係書類を速やかに提出し、監督職員の確認を得るものとする。
4. 応急処理工はR8・R9それぞれで普通作業員500人を見込んでいる。

第88条 川井陸閘の操作及び点検

1. 川井陸閘（群馬県玉村町川井地先）の操作及び点検整備は、関東地方整備局河川管理施設機械設備定期点検標準要領並びに河川管理施設の操作委託における点検実施要領によるものとする。

2. 出勤、待機等については、樋管操作連絡系統図に基づいて、監督職員からの指示によるものとする。
3. 洪水時操作については、川井陸閘操作要領、及び川井陸閘操作細則により、樋管等の洪水時操作を行うものとする。また、操作等の報告は、適宜監督職員へ行うものとする。
 なお、洪水時に安全に操作を行うことが出来ないと判断される場合には、監督職員が退避を指示するものとする。
 また、現地状況から危険を察知した場合は、監督職員へ退避の指示を求めることができる。
 ただし、緊急を要する場合、観測員は指示を待たずに退避できることとするが、退避後に監督職員へ避難理由等、状況の報告をするものとする。
4. 点検整備について、別に定める点検整備要領及び河川管理施設の操作委託における点検実施要領により、樋管等を操作するために必要な点検整備をするものとする。
5. 平常時は業務完了後、速やかに別に定める操作要領及び操作細則または河川管理施設の操作委託における点検実施要領の点検表（陸閘等）に記入し、作業状況写真と共に監督職員に提出するものとする。
 洪水時においては待機の体制に入る場合は、直ちに監督職員に連絡し、確認を受けるものとする。
6. 点検整備を行う回数は、陸閘 1 箇所あたり 6 回を見込んでいるが費用を計上していないため訓練時の写真等で確認を行った上、設計変更の対象とする。なお、共同点検等と合同で実施する場合は、監督職員から別途指示する。
7. 操作要領等は、監督職員から貸与するものとする。

第9章 一般施工

第89条 公募伐採会場整備工

公募選定者が利用する進入路の整備として、不陸整正を実施するものとする。なお、維持管理コストの縮減や河道内樹木の資源活用の観点から公募選定者による採取を実施していることから、進入路整備に伴う伐採作業は原則実施せず、支障木を避けて進入路を整備するものとする。

第90条 残材の処分

1. 枝葉及び幹については処分を行うものとする。枝葉の処分については「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等の諸法令を遵守し、適切に処理しなければならない。また、作業終了後は清掃及び後片付けを行い、速やかに現場外に搬出するものとする。なお、搬出先は下記によるものとする。

残材の種類	施設の名称	所在地	受入時間
枝葉	(株)ホシノ商事 前橋工場	群馬県前橋市 滝窪 1144-1	8:00～17:00
幹	(株)田村組	群馬県富岡市桑原字 七曲 576-2	8:00～17:00

※上記については積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。

なお、受注者の提示する施設と異なる場合においても変更の対象としない。

ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものでない事項についてはこの限りではない。

2. 搬出に先立ち、受入条件について処理場に確認しなければならない。
3. 搬出に際しては、搬出調書を作成し監督職員に提出しなければならない。
4. 工事発注後に明らかになったやむを得ない事情により、前項により難しい場合には、監

督職員と協議するものとする。

第91条 岩井観測所設備工（令和8年度）

1. 水位観測所屋外自立筐体（DC12V仕様）
既設水位観測所局舎内の水位観測装置及びテレメータ設備を収容出来る屋外自立型筐体を整備するものとする。
- 1.1 水位観測所屋外自立筐体
観測局装置の電源仕様は、DC12V入力とする。

品名	規格	単位	数量	備考
屋外自立筐体	W=1300×D=600×H=2000	架	1	1箇所

1.2 屋外自立筐体

- (1)形状 屋外自立型
 - (2)材質 電気亜鉛メッキ鋼板
 - (3)塗装 ウレタン樹脂塗装
 - (4)塗装色 マンセル 5Y7/1 半ツヤ相当
 - (5)防水等級 JIS C 0920 の保護等級 IPX4 相当以上
 - (6)ハンドル キー付ステンレス製ハンドル(キーNo. 指定)
 - (7)その他 電源ブレーカ、配線用端子台等を含む
W=1300×D=600×H=2000[mm]程度
屋外自立型筐体に収容する機器はラックマウント式であり、水位計等に係る機器類を収容するものであるが、機器の収容方法や形状・サイズ変更等があれば監督職員と協議するものとする。
2. 進入路は高崎市道西浦4号線を見込んでおり、敷鉄板等で養生を行う。
 3. 工事に先立ち、支障となる樹木の撤去を行うものとする。
 4. 局舎の更新は11月以降の設置を見込んでいる。

第92条 堤防拡幅工（令和8年度）

1. 烏川右岸12k付近の堤防天端幅を拡幅するものである。
2. 盛土材については特記仕様書第3章によるものとする。

第10章 材 料

第93条 芝

芝は野芝とする。

第11章 舗装工

第94条 材料

1. 路盤材の種類は、以下のとおりとする。

路盤材の種類	摘 要
RC-40	下層路盤

2. 加熱アスファルト混合物の示方アスファルト量及び骨材の最大粒径は、下記のとおりとする。

加熱アスファルト混合物の種類	示方アスファルト量	骨材の最大寸法	摘 要
再生密粒度 As	5～7%	13mm	表層

第95条 一般瀝青材料

ストレートアスファルトの針入度は下表のとおりとする。

用途	針入度	摘要
表層	40～60	—

第96条 加熱アスファルト混合物

受注者は、本工事に使用する加熱アスファルト混合物(以下「混合物」という。)で、アスファルト混合物事前審査の認定を受けた混合所の混合物を使用する場合は、「アスファルト混合物事前審査における土木工事仕様書」及び「アスファルト混合物事前審査における品質管理基準」によるものとする。

第97条 プライムコート

プライムコートに使用する材料はPK-3とし、使用量は1.26 ℓ/m²を標準とする。

第10章 その他

第98条 震災対策

1. 地震発生等の天災に備えて、あらかじめその対応策を定めておくものとする。
2. 地震注意情報等が発令された場合は、直ちに工事を中断し、その情報に応じた適切な保全措置等を講ずるものとする。

第99条 地震発生後の建設工事現場の点検について

地震発生後の建設工事現場の点検実施及び報告時期については、以下によることとする。

①気象庁地震計で震度4の地震が発生した場合。

- イ) 現場稼働日(開庁日)の夜間に発生した場合には、翌現場稼働日(開庁日)の始業時に点検。異常があった場合は直ちに監督職員に報告。異常が無い場合は、開庁日に速やかに監督職員へ報告。
- ロ) 現場休工期(閉庁日)に発生した場合には、翌現場稼働日(開庁日)の始業時に点検。異常があった場合は直ちに監督職員に報告。異常が無い場合は、開庁日に速やかに監督職員へ報告。

※開庁日に現場が休工期であった場合は開庁日を優先して判断し建設工事現場の点検を行うこと。

②気象庁地震計で震度5弱以上の地震が発生した場合。

夜間・現場休工期(休祭日)に関わらず直ちに点検。点検結果については、速やかに監督職員へ報告。

第100条 工事現場における説明性の向上

受注者は、事業名、事業の目的・内容・効果、工事名、工事内容、連絡先を記した工事説明書を作成し、近隣住民等から事業内容等の説明を求められた場合は、工事の安全確保に支障のない範囲において、当該工事説明書を配布する等、工事現場の説明性の向上を図るものとする。

また、受注者は、工事現場作業員に対し、工事内容及び事業目的・効果を周知するものとする。

第101条 特定外来生物の処理

本工事施工にあたり、工事区域内で「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」による特定外来生物が確認された場合は、速やかに監督職員に報告するものとし、対応については監督職員の指示によるものとする。

第102条 法定外労災保険の付保

本工事において、受注者は法定外の労働保険に付さなければならない。
受注者は、保険契約の証券又はこれに代わるものを監督職員に提示するものとする

明示項目及び明示事項

明示項目	明示事項	記載条項
工程関係	■ 他の工事の開始又は完了の時期により、当該工事の施工時期、全体工事等に影響がある場合は、影響箇所及び他の工事の内容、開始又は完了の時期。 ■ 施工時期、施工時間及び施工方法が制限される場合は、制限される施工内容、施工時期、施工時間及び施工方法。 □ 当該工事の関係機関等との協議に未成立のものがある場合は、制約を受ける内容及びその協議内容、成立見込み時期。 □ 関係機関、自治体等との協議の結果、特定された条件が付され当該工事の工程に影響がある場合は、その項目及び影響範囲。 □ 余裕工期を設定して発注する工事については、工事の着手時期。 □ 工事着手前に地下埋設物及び埋蔵文化財等の事前調査を必要とする場合は、その項目及び調査期間。又、地下埋設物等の移設が予定されている場合は、その移設期間。 ■ 設計工程上見込んでいる休日日数等作業不能日数。	第40条 第38条 第38条
用地関係	□ 工事用地等に未処理部分がある場合は、その場所、範囲及び処理の見込み時期。 □ 工事用地等の使用終了後における復旧内容。 ■ 工事前仮設道路・資機材置き場用の借地をさせる場合、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等。 □ 施工者に、消波ブロック、桁製作等の仮設ヤードとして官有地等及び発注者が借り上げた土地を使用させる場合は、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等。	第9条
公害関係	■ 工事に伴う公害防止（騒音、振動、粉塵、排出ガス等）のため、施工方法、建設機械・設備、作業時間等を指定する必要がある場合は、その内容。 □ 水替・流入防止施設が必要な場合は、その内容、期間。 ■ 濁水、湧水等の処理で特別な対策を必要とする場合は、その内容（処理施設、処理条件等）。 □ 工事の施工に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下、地下水の枯渇等、電波障害等に起因する事業損失が懸念される場合は、事前・事後調査の区分とその調査時期、未然に防止するために必要な調査方法、範囲等。	第34条 第36条
安全対策関係	□ 交通安全施設等を指定する場合は、その内容、期間。 □ 鉄道、ガス、電気、電話、水道等の施設と近接する工事での施工方法、作業時間等に制限がある場合は、その内容。 □ 落石、雪崩、土砂崩落等に対する防護施設が必要な場合は、その内容。 ■ 交通誘導員、警戒船及び発破作業等の保全設備、保安要員の配置を指定する場合又は発破作業等に制限がある場合は、その内容。 □ 有毒ガス及び酸素欠乏等の対策として、換気設備等が必要な場合は、その内容。	第28条
工事前仮設道路関係	一般道路を搬入路として使用する場合 □ 工事前資機材等の搬入経路、使用期間、使用時間帯等に制限がある場合は、その経路、期間、時間帯等。 □ 搬入路の使用後及び使用後の処置が必要である場合は、その処置内容。 仮道路を設置する場合。 □ 仮道路に関する安全施設等が必要である場合は、その内容、期間。 □ 仮道路の工事終了後の処置（存置又は撤去）。 □ 仮道路の維持補修が必要である場合は、その内容。	
仮設備関係	□ 仮土留、仮橋、足場等の仮設備を他の工事に引き渡す場合及び引き継いで使用する場合は、その内容、期間、条件等。 □ 仮設備の構造及びその施工方法を指定する場合は、その構造及びその施工方法 □ 仮設備の設計条件を指定する場合は、その内容。	

明示項目	明示事項	記載条項
建設副産物関係	☐ 建設発生土が発生する場合は、残土の受入場所及び仮置き場所までの距離、時間等の処分及び保管条件。 ☐ 建設副産物の現場内での再利用及び減量化が必要な場合は、その内容。 ☒ 建設副産物及び建設廃棄物が発生する場合は、その処理方法、処理場等の処理条件。 なお、再資源化処理施設又は最終処分場を指定する場合は、その受入場所、距離、時間等の処分条件。	第23条
工事支障物件等	☐ 地上、地下等の占用物件の有無及び占用物件等で工事支障物が存在する場合は、支障物件名、管理者、位置、移設時期、工事方法、防護等。 ☐ 地上、地下等の占用物件工事と重複して施工する場合は、その工事内容及び期間等。	
薬液注入関係	☐ 薬液注入を行う場合は、設計条件、工法区分、材料種類、施工範囲、削孔数量、削孔延長及び注入量、注入圧等。 ☐ 周辺環境への調査が必要な場合は、その内容。	
その他	☐ 工事用資機材の保管及び仮置きが必要である場合は、その保管及び仮置き場所、期間、保管方法等。 ☐ 工事現場発生品がある場合は、その品名、数量、現場内での再使用の有無、引き渡し場所等。 ☐ 支給材料及び貸与品がある場合は、その品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所、引渡期間等。 ☐ 関係機関・自治体等との近接協議に係る条件等その内容。 ☐ 架設工法を指定する場合は、その施工方法及び施工条件。 ☐ 工事用電力等を指定する場合は、その内容。 ☒ 新技術・新工法・特許工法を指定する場合は、その内容。 ☐ 部分使用を行う必要がある場合は、その箇所及び使用時期。 ☐ 給水の必要のある場合は、取水箇所・方法等。	第42条

工事関係電子書類一覧表(作成書類の役割分担・位置付け)

※必要に応じ、項目を追加し、作成書類の役割分担を明確化すること

※本様式もASP(情報共有システム)で電子で管理すること

▼不要

作成 時期	種 別	No.	書 類 名 称	書類作成の組織	工事関係書類 の標準様式(案) (様式No.)	作成書類 役割分担		発注者作成 書類の位置づけ		受注者作成書類の位置付け						工事書類作成 媒体の 事前協議		備 考
						発注者	受注者	指示	通知	提出	提示	監督職 員 へ連絡	監督職 員 へ納品	電子 文	紙 文			
工事 着手前	作成 書類 の 役 割 分 担	設計 書 委 員 会 で 確 認	1【事例】 工事のお知らせ(自治会、住民等へ の周知)	共通仕様書1-1-1-36-7	—		○					○						令和〇年〇月〇日設計審査会で確認
			2【事例】 関係機関(〇〇〇)協議結果に基づ く届出	共通仕様書1-1-1-36-2	—		○					○						令和〇年〇月〇日設計審査会で確認
			3【事例】 土壌汚染対策法第4条1項に基づく届 出	土壌汚染対策法第4条1項	—	○			○									土地の形質の変更に着手する日の30日前までに届出
			4【事例】 概要概略発注等のため関係機 関協議が実施中、未了の場合】 関係機関(〇〇〇)との設計・施工協 議	河川法、道路法、道路交通法 等の個別法	—	○			○									令和〇年〇月〇日設計審査会で確認
			5【事例】 概要概略発注のため関係機 関協議が実施中、未了の場合】 占用物件(〇〇〇)の移設の議定、 監督処分	河川法、道路法	—	○			○									令和〇年〇月〇日設計審査会で確認
			6【事例】 設計図書、条件明示と現地の不整合 による協議資料	共通仕様書1-1-1-3-2	—		○			○								令和〇年〇月〇日設計審査会で確認
			7【事例】 設計図書、条件明示と現地の不整合 による設計図修正(構造計算の件うも のや大規模修正)	共通仕様書1-1-1-15	—	○			○									令和〇年〇月〇日設計審査会で確認 個別の図面修正等について受発注者間で協議し役割 分担を決定。 受発注者が実施する場合は、設計費用を発注者が負 担する。
	契約 図書	設計 図書	8 契約書	—	—	○												
			9 共通仕様書	—	—	○												
			10 特記仕様書	—	—	○												
			11 発注図面	—	—	○												
			12 現場説明書	—	—	○												
			13 質問回答書	—	—	○												
			14 工事数量総括表	—	—	○												
	契約 関係 書類	契約 関係 書類	15 現場代理人等通知書	工事請負契約書第10条1項	様式-1		○			○								
			16 請負代金内訳書	工事請負契約書第3条1項 共通仕様書3-1-1-1	様式-2		○			○								契約書を作成する全ての工事
			17 工事工程表	工事請負契約書第3条1項	様式-3		○			○								
			18 掛金収納書(電子申請方式)	現設特指導事項(R3.3.31付国 会公発第71号) 共通仕様書1-1-1-4-6	様式-4		○			○								電子申請を使用しない場合は、「掛金収納書提出用台 紙」に掛金収納書を張り付けたうえ、提出する。なお、 スキャン、撮影によるデータ化も可とする。
			19 建設共証紙受払簿	現設特指導事項(R3.3.31付国 会公発第71号)	—		○				○							
			20 工事別共済証紙受払簿	現設特指導事項(R3.3.31付国 会公発第71号)	—		○				○							
			21 掛金充当実績総括表	現設特指導事項(R3.3.31付国 会公発第71号)	—		○				○							
			22 被保険者就業状況報告書	現設特指導事項(R3.3.31付国 会公発第71号)	—		○				○							
			23 掛金充当書	現設特指導事項(R3.3.31付国 会公発第71号)	—		○				○							
			24 請求書(前払金)	工事請負契約書第34条1項	様式-5		○			○								
			25 VE提案書(契約後VE時)	特記仕様書	様式-6		○				○							契約締結後にVE提案を行う場合に提出する。
	その他	その他	26 品質証明員通知書	共通仕様書3-1-1-4-5	様式-7		○			○								契約図書で規定された場合に提出する。
			27 再生資源利用計画書 —建設発生土搬入工事用—	共通仕様書1-1-1-19-4	—		○			○								該当する建設資材を搬入する予定がある場合、建設 材産物情報交換システムにより作成し、施工計画書へ 添えて提出する。
			28 再生資源利用促進計画書 —建設副産物搬出工事用—	共通仕様書1-1-1-19-5	—		○			○								該当する建設副産物を搬出する予定がある場合、建 設副産物情報交換システムにより作成し、施工計画書 へ添えて提出する。
			29 建設発生土搬出図書	特記仕様書	—		○			○								
			30 建設発生土搬出のお知らせ	特記仕様書	—		○			○								
施 工 中	工事 書類	1 施 工 計 画	31 施工計画書	共通仕様書1-1-1-4-1	—		○			○								工事着手前又は施工方法が確定した時期に監督職員 に提出 書面の変更が生じた場合(工期や数量等の軽微な変 更以外)には、その都度当該工事に着手する前に、変 更施工計画書を監督職員に提出する。
			32 ISO9001品質計画書	特記仕様書	—		○			○								
			設計図書の照会確認資料 (契約書18条に該当する事実があつ た場合)	共通仕様書1-1-1-3-2	—		○			○								
			工事測量成果表(仮BM及び多角点 の設置)	共通仕様書1-1-1-30-1	—		○			○								
			工事測量結果(設計図書との照合) (設計図書と差異有り)	共通仕様書1-1-1-30-1	—		○			○								設計図書と差異があった場合にのみ監督職員に提出 する。
			36 施工体制台帳	共通仕様書1-1-1-10-1	—		○			○								・「施工体制台帳」に係る書類の提出について「一部 改正について」(令和3年3月5日付け国書技第319 号、国書整第16号)に基づき作成する。 ・建設業及び一次の下請人の営業業以外は不要
			37 施工体系図	共通仕様書1-1-1-10-2	—		○			○								
			38 作業員名簿	共通仕様書1-1-1-10-1	—		○			○								
	3 施 工 状 況	③ 施 工 管 理	39 工事打合せ簿(指示)	共通仕様書1-1-1-2-15	様式-9	○												協議の根拠となる一般的な諸基準値のコピーは添付 不要。
			40 工事打合せ簿(協議)	共通仕様書1-1-1-2-17	様式-9			○		○								
			41 工事打合せ簿(承諾)	共通仕様書1-1-1-2-16	様式-9			○		○								
			42 工事打合せ簿(提出)	共通仕様書1-1-1-2-18	様式-9			○		○								
			43 工事打合せ簿(報告)	共通仕様書1-1-1-2-20	様式-9			○		○								
			44 工事打合せ簿(通知)	共通仕様書1-1-1-2-21	様式-9			○		○								
			材料確認書	共通仕様書2-1-2-4	様式-10		○			○								設計図書に記載しているもの以外材料確認書の提出 は不要
			材料納入伝票	共通仕様書2-1-2-1	—		○				○							設計図書で指定した材料や監督職員から請求があつ た場合は提出する。

工事関係電子書類一覧表(作成書類の役割分担・位置付け)

※必要に応じ、項目を追加し、作成書類の役割分担を明確化すること

※本様式もASP(情報共有システム)で電子で管理すること

▼不要

工 事 関 係 書 類				工事関係書類 の標準様式(※) (様式No.)	作成書類 役割分担		発注者作成 書類の位置づけ		受注者作成書類の位置付け					工事書類作成 後の事前協議	備 考
作成 時期	種 別	No.	書 類 名 称		発注者	受注者	指示	通知	提出	提示	監督職 員 へ連絡	監督職 員 へ納品	電子 ☆	紙 ○	
工 事 中	3 施工状況	47	段階確認書	共通仕様書3-1-1-4-6	様式-11	○			○						・契約図書で規定された場合のみ対象 ・段階確認書に添付する資料は新たに作成する必要なし。 ・監督職員又は現場技術員が臨場した場合の状況写真等は不要。 ・監督職員又は現場技術員が臨場して段階確認した箇所は、出来形管理写真の撮影を省略できる。
		48	確認・立会依頼書	共通仕様書3-1-1-4-1	様式-12	○			○						・確認・立会依頼書添付する資料を新たに作成する必要はない。 ・監督職員又は現場技術員が臨場した場合の状況写真等は不要。 ・監督職員又は現場技術員が臨場して段階確認した箇所は、出来形管理写真の撮影を省略できる。
		49	休日・夜間作業票	共通仕様書1-1-1-37-2	—	○					○				ASP、電子メールなどにより連絡する。 ただし、夜間上の工事については「提出」とする。
		50	安全教育訓練実施資料	共通仕様書1-1-1-27-13	—	○				○					監督職員へ実施内容の提示のみで提出不要。
		51	工事事故通報	共通仕様書1-1-1-30	様式-13	○			○			○			事故が発生した場合、直ちに連絡するとともに、事故の概要を書面により速やかに報告する。
		52	工事事故報告書	共通仕様書1-1-1-30	—	○			○						事故報告書はSAS(建設工事事故データベースシステム)により作成して提出するほか、監督職員から請求があった資料を提出する。
	④安全管理	53	工事履行報告書	工事請負契約書第11条 共通仕様書1-1-1-25	様式-14	○			○						工程の進捗状況を把握するため、実施工程表の提示を求めることがある。根拠資料の添付不要。
		54	品質検核証明資料	共通仕様書2-1-2-1	—	○			○						指定材料のみ提出(設計図書で指定した材料を含む)。
	契約関係書類	55	中間請求書	工事請負契約書第35条4項	様式-15	○			○						
		56	請求書(中間前払金)	工事請負契約書第35条3項	様式-5	○			○						
		57	指定部分完成通知書	工事請負契約書第39条1項	様式-16	○			○						
		58	指定部分引渡書	工事請負契約書第39条1項	様式-17	○			○						
		59	請求書(指定部分完成払金)	工事請負契約書第39条1項	様式-5	○			○						
		60	出来高内訳書	工事請負契約書第38条2項 共通仕様書1-1-1-25-2	様式-18	○			○						
		61	請負工事既完部分検査請求書	工事請負契約書第38条2項	様式-19	○			○						
		62	出来形報告書 (数量内訳書、出来形図)	共通仕様書3-1-1-7-2	—	○			○						中間技術検査料にも提出する。
		62	出来高内訳書	工事請負契約書第38条2項 共通仕様書1-1-1-22-2	様式-18	○			○						
		63	請求書(部分払金)	工事請負契約書第38条5項	様式-5	○			○						
		64	修補完了届	工事請負契約書第32条1項 工事請負契約書第32条6項	様式-21	○			○						
		65	部分使用承認書	工事請負契約書第34条1項	様式-22	○			○						部分使用がある場合に提出する。
		66	工期延期届	工事請負契約書第18条～22条	様式-23	○			○						工期延期が発生する場合に提出する。
	支給品 建設機械	67	支給品受領書	工事請負契約書第15条3項	様式-24	○			○						支給品を受領した場合に提出する。
		68	支給品精算書	共通仕様書1-1-1-17-3	様式-25	○			○						支給品がある場合に提出する。
		69	建設機械使用実績報告書	共通仕様書1-1-1-17-5	様式-26	○			○						建設機械の貸与がある場合に提出する。
		70	建設機械借用・返納書	工事請負契約書第15条3項	様式-27	○			○						建設機械の貸与がある場合に提出する。
		71	現場発生品戻書	共通仕様書1-1-1-18	様式-28	○			○						現場発生品がある場合に提出する。
	その他	72	出来形報告書 (数量内訳書、出来形図)	共通仕様書3-1-1-7	—	○			○						既済部分検査等の際にも提出する。
		73	産業廃棄物管理表(マニフェスト)	共通仕様書1-1-1-19-2	—	○				○					・産業廃棄物がある場合に監督職員へ提示すればよく、ご記入の提出不要。
		74	建設発生土搬出調査書	特記仕様書	—	○			○						
		75	建設発生土搬出のお知らせ	特記仕様書	—	○			○						
		76	新技術活用関係資料	特記仕様書	—	○			○						新技術情報提供システム(NETIS)に登録されている技術を活用して工事施工する場合に提出する。
工 事 完 成 時	契約関係書類	77	完成通知書	工事請負契約書第32条1項	様式-29	○			○						
		78	引渡書	工事請負契約書第32条4項	様式-30	○			○						
		79	請求書(完成代金)	工事請負契約書第33条1項	様式-5	○			○						
	工事書類	80	出来形管理図表	共通仕様書1-1-1-24-6	様式-31	○			○						・施工中は提示とし、工事完成時に提出とする。 ・出来形の測定位置が分かるように断面を記載する。 ・測定結果検査表、測定結果一覧表、出来形管理図(工程能力図)、度数表(ヒストグラム)については、出来形管理図表にて代用可能なため提出不要。
		81	品質管理図表	共通仕様書1-1-1-24-6	様式-32	○			○						・施工中は提示とし、工事完成時に提出とする。 ・品質の測定位置が分かるように断面を記載する。 ・測定結果検査表、測定結果一覧表、品質管理図(工程能力図)、度数表(ヒストグラム)については、品質管理図表にて代用可能なため提出不要。
		82	品質証明書	特記仕様書	様式-33	○			○						・契約図書で規定された場合に提出する。 ・品質証明に関する添付書類は提出不要
		83	工事写真	共通仕様書1-1-1-24-6	—	○			○				☆		・工事写真の撮影にあたっては、写真管理基準(案)を適用する。 ・電子納品等運用ガイドライン(案)【土木工事編】に基づき提出する。 ・他の工事写真後の提出不要 ・写真撮影も含め、監督職員又は現場技術員が臨場して確認した箇所は、出来形管理写真等の撮影は省略 ・監督職員等が確認や立会っている状況写真等も不要。
		84	総合評価実施報告書	特記仕様書	—	○			○						総合評価採点方式を適用して契約した場合に提出する。
		85	創意工夫・安全性等に関する実施状況	特記仕様書 共通仕様書3-1-1-10	様式-34	○			○						自ら立案実施した創意工夫や地域社会への貢献として、特に詳細できる項目を実施すれば提出できる。 1工事につき最大10項目までの提出とする。
	工事完成図書	86	工事完成図	共通仕様書1-1-1-20 共通仕様書3-1-1-7	—	○			○			○	☆		・電子納品等運用ガイドライン(案)【土木工事編】に基づき、原則、電子成果品で納品する。
		87	工事管理台帳	共通仕様書3-1-1-7	—	○			○			○	☆		・電子納品等運用ガイドライン(案)【土木工事編】に基づき、原則、電子成果品で納品する。
	その他	88	再生資源利用実施書 -建設資材搬入工事用-	共通仕様書1-1-1-19-6	—	○			○						該当する建設資材を搬入した場合、建設副産物情報交換システムにより作成して提出する。
		89	再生資源利用促進実施書 -建設副産物搬出工事用-	共通仕様書1-1-1-19-6	—	○			○						該当する建設副産物を搬出した場合、建設副産物情報交換システムにより作成して提出する。
工 事 完 成 後	その他	90	低入札価格検証書 (関係工事長等経歴資料内調査票)	共通仕様書1-1-1-13-5-3	—	○	○		○						「低入札価格検証制度」の調査対象工事の場合に完成日から30日以内に提出する。

出水期施工に関する施工計画書標準的記載項目

番号	項 目	※記載内容のポイント(参考)	備考
1.	出水期施工対象範囲	・図面、工程表を用いて出水期施工対象範囲を具体的に明示	
2.	施工手順	・出水期施工対象範囲の具体的な施工手順を明示 ・有事の機能回復に配慮した部分施工を行う範囲及び手順等を記載	
3.	情報収集・把握	・待避や機能回復等の判断基準となる水位や雨量等の具体的な情報収集の手段を記載	
4.	退避基準	・機能回復措置及び待避を開始する水位、雨量、台風等の判断基準及び待避完了目標を記載 ・退避準備のための体制を確保する時期等を記載。	
5.	退避方法・ルート	・退避対象となる具体的な資機材リスト記載。 ・退避を行うための資機材、労務等(体制)を具体的に記載 ・退避先及び具体的なルートを記載 ・退避に要する時間を待避基準との関係が解るよう具体的に記載	
6.	退避体制及び連絡系統	・機能回復措置及び待避に要する具体的な人員及びその連絡系統を記載	
7.	防災措置	・流出防止措置の具体的な方法を記載 ・部分施工箇所の機能回復を行う具体的な方法を記載	
8.	出来高確認の時期・方法	・出水等の前に出来高確認を行う時期を具体的に記載 ・出水等の前に実施する出来高確認の方法を具体的に記載(発注者立ち会いによる確認の他、受注者の自主確認方法も含む)	

証明書

工事（業務）名：_____

受 注 業 者：_____

証 明 者：_____

個人情報記録された資料等について、廃棄又は消去したことを証明します。

※以下は、紙により提出する場合において、押印を省略する場合のみ記載すること。
連絡先は2以上記載すること。

本件責任者（会社名・部署名・氏名）：_____

担当者（会社名・部署名・氏名）：_____

連絡先 1：_____

連絡先 2：_____

（※証明者について

工事については、「現場代理人」又は「主任（監理）技術者」が行うものとする。
業務については、「管理技術者」が行うものとする。）

別紙様式－０－１

【低価格理由とその詳細】

番号	低価格理由	低 価 格 理 由 の 詳 細 内 容
①	資材費の低減	生石灰、セメント系固化材を材料納入品協力会社から7%引きで購入。コンクリート2次製品は19%引きで購入。生コンクリートはグループ会社から20%引きで購入
②		
③	機械経費の低減	自社保有の建設機械車両（全100台）を使用。ダンプトラック運搬はグループ会社を中心に使用し運賃を削減。
④		
⑤	作業効率の向上	現場経験豊富な熟練したオペレータによるロスのない重機作業。仕上りの精度の高い法面整形。補助労務を必要としない程丁寧な仕上りの床掘作業。
⑥	下請業者の協力	施工協力会社に植生基材吹付工を外注し、設計想定より10%引きとする。
⑦	経費の低減	冬期間においても会社から現場まで45分程度で到着する。
⑧	現場管理費の低減	パソコン、デジカメ、プリンタ、仮設資材等を所有している。
⑨	安全資機材の低減	安全標識類を所有している。
⑩	本支店経費の低減	役員報酬、事務員給料を未計上。
⑪		
⑫	受注実績の取得	国交省発注工事の受注実績の取得
⑬		
⑭	その他	作業員の雇用確保、重機械の稼働率向上

別紙様式－０－２

【比較表－１】

積算内訳書の比較表

記入要領	1)見積り等積算根拠を示すものがあれば添付する。 2)数量総括表に対応する内訳書にして下さい。 3)入札時の元請(当初予定)欄は、入札時に事情聴取した結果と照合確認して下さい。 4)工事完成時の元請(完成時実績)、官積算(最終)欄は、それぞれ調査票の直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費等および工事価格と合致するか確認して下さい。 5)※印の官積算欄(予定価格および最終共)は、発注者が記入する欄なので請負者は記入しないで下さい。													
	工事名	○○道路改良工事												
	工事区分・工種・種別	単位	入札時				元請/ 官積 (%)	工事完成時				元請/ 官積 (%)	備考	
			官積算(予定価格)※		元請(当初予定)			元請(完成時実績)	官積算(最終)※					
			数量	金額	数量	金額			数量	金額				
道路土工	式	1			1			1		1				
地盤改良工	式	1			1			1		1				
法面工	式	1			1			1		1				
カルバート工	式	1			1			1		1				
排水構造物工	式	1			1			1		1				
構造物撤去工	式	1			1			1		1				
仮設工	式	1			1			1		1				
直接工事費	式	1			1			1		1				
共通仮設費	式	1			1			1		1				
共通仮設費	式	1			1			1		1				
純工事費	式	1			1			1		1				
現場管理費	式	1			1			1		1				
工事原価	式	1			1			1		1				
一般管理費	式	1			1			1		1				
基礎工	式	1			1			1		1				
工事価格	式	1			1			1		1				

別紙様式－0－3

【比較表－2】

内 訳 書 に 対 す る 明 細 書 の 比 較 表

工 事 名	工事区分・工種・ 種別・細別	単 位	入 札 時						工 事 完 成 時						備 考	
			官積算(予定価格)※			元請(当初予定)			元請(完成時実績)			官積算(最終)※				
			数量	単価	金額	数量	単価	金額	数量	単価	金額	数量	単価	金額		
			数量	単価	金額	数量	単価	金額	数量	単価	金額	数量	単価	金額		
1) 本様式は、比較表-1に対する明細を記入することとする。さらにその明細が必要な場合は、本様式を使用しその詳細が明確になるようにする。 2) ※印の官積算欄(予定価格および最終共)は、発注者が記入する欄なので請負者は記入しないで下さい。	掘削(土砂)	m3	39,300			39,300				35,800			1			
	掘削(軟岩)	"	2,250			2,250				0			1			
	路体盛土工	式	1			1				1			36			
	路体(流用土)	m3	4,100			4,100				10,600			14			
	法面整形工	式	1			1				1			30			
	法面整形(切土部)	m2	5,920			5,920				5,010			9			
	法面整形(切土部)	"	250			250				0			1			
	法面整形(盛土)	"	330			330				160			11			
	地盤改良工	式	1			1				1			1			
	安定処理工	"	1			1				1			1			
基礎安定処理	45kg/m3	m2	1,000			1,000				0			1			
"	53. 6kg/m3 t=0.5m	"	0			0				115			1			
"	53. 6kg/m3 t=0.8m	"	0			0				785			2			
路体安定処理	30kg/m3	m3	4,100			4,100				0			2			
路体安定処理	33kg/m3	m3	0			0				13,100			200			

- 1) 本様式は、比較表-1に対する明細を記入することとする。さらにその明細が必要な場合は、本様式を使用しその詳細が明確になるようにする。
- 2) ※印の官積算欄(予定価格および最終共)は、発注者が記入する欄なので請負者は記入しないで下さい。

〇〇道路改良工事

別紙様式－０－４

【比較表－３】

手 持 ち 資 材 の 比 較 表 (主 要 資 材)

工 事 名	品 名	規格・型式	単位	使用工種等	入札時(当初の予定)				工事完成時(実績)				官単価※ (最終)	備 考
					手持ち 数量	単価	本工事での 使用予定量	不足数量の 手当方法	手持ち 数量	単価	本工事での 使用量	不足数量の 手当方法		
記 入 要 領	型枠用合板	1800*900*12	枚	排水構造物工	300		70				80		5,594	市場単価
	敷鉄板	5尺*20尺	〃	土工	50		50				100		0	
	ロードマット	3000*2400	〃	〃	54		50				40		0	
	〃	1500*4000	〃	〃	80		50				0		0	
	編鋼板	1350*5000	〃	〃	60		30				0		0	
	再生材	RC-40	m ³	排水構造物工	100		69				55		3,750	
○○道路改良工事														

- 1) 手持ち資材の状況については、主に当該工事で使用予定の資材を記入する。
 2) 官単価が市場単価の場合、備考欄に市場単価を記入して下さい。
 3) 実績と官単価は、同じ単位による単価としてください。単位が一致しない場合はそれぞれの単位を明記してください。
 4) 入札時の欄は、入札時に事情聴取した結果と照合確認してください。完成時及び官単価欄は、主要資材相当品のみを記入する。
 5) ※印の官単価欄は、発注者が記入する欄なので請負者は記入しないで下さい。

【比較表－4】

資 材 購 入 先 一 覧 (主 要 資 材) の 比 較 表

記 入 要 領	1)「入札者との関係」欄は、購入先予定業者との関係を記入。(例)協力会社、同族会社、資本提携会社等 2)官積算が市場単価の場合、備考欄に市場単価を記入してください。 3)総額で値引きし、個々の品目の値引き単価が特定できない場合、実績単価欄は契約単価を記入し、総額値引き率を備考欄に記入する。 4)実績と官積は、同じ単位による単価としてください。単位が一致しない場合はそれぞれの単位を明記してください。 5)入札時の欄は、入札時に事情聴取した結果と照合確認してください。完成時及び官単価の欄は、主要資材(購入価格が工事費の約0.3%以上の資材)とし、軽微な資材は省略する。 6)※印の官単価欄は、発注者が記入する欄なので請負者は記入しないで下さい。																
	〇〇道路改良工事																
	工 事 名				入 札 時 (当初の 予定)				工 事 完 成 時 (実績)				※ 官単価 (最終)		備考		
	工 種 種 別	品 名 規 格	単 位	数 量	単 価	購 入 先 名			数 量	単 価	購 入 先 名			入 札 者 と の 関 係	※ 官単価 (最終)	備考	
						業 者 名	所 在 地	入 札 者 と の 関 係			業 者 名	所 在 地	入 札 者 と の 関 係				
	生コンクリート	18－8－40	m ³	61	13,000	〇〇生コンクリート	〇〇町△△	同族会社	58	13,000	〇〇生コンクリート	〇〇町△△	同族会社	16,100			
	生石灰		t	184.5	14,500	△△セメント商事	〇〇市□□町	協力会社	544	14,500	△△セメント商事	〇〇市□□町	協力会社	16,500			
	セメント系固化剤	タブロック3E	〃	65	9,500	〃	〃	〃	60	9,500	〃	〃	〃	11,400			
	コンクリート2次製品	BOX600＊600	本	18	49,500	(株)□□□	〇〇市△△町	〃	10	49,500	(株)□□□	〇〇市△△町	〃	80,200	市場単価		
	〃	BF300＊2000	〃	290	2,100	〃	〃	〃	185	2,100	〃	〃	〃	2,936			
〃	BF400＊2000	〃	59	3,360	〃	〃	〃	0	0				0				
〃	BF500＊2000	〃	51	4,530	〃	〃	〃	21	4,530	〃	〃	〃	6,040				
〃	BF600＊2000	〃	113	5,520	〃	〃	〃	44	5,520	〃	〃	〃	7,400				

- 1) 「入札者との関係」欄は、購入先予定業者との関係を記入。(例)協力会社、同族会社、資本提携会社等
- 2) 官積算が市場単価の場合、備考欄に市場単価を記入してください。
- 3) 総額で値引きし、個々の品目の値引き単価が特定できない場合、実績単価欄は契約単価を記入し、総額値引き率を備考欄に記入する。
- 4) 実績と官積は、同じ単位による単価としてください。単位が一致しない場合はそれぞれの単位を明記してください。
- 5) 入札時の欄は、入札時に事情聴取した結果と照合確認してください。完成時及び官単価の欄は、主要資材(購入価格が工事費の約0.3%以上の資材)とし、軽微な資材は省略する。
- 6) ※印の官単価欄は、発注者が記入する欄なので請負者は記入しないで下さい。

〇〇道路改良工事

別紙様式－０－６

【比較表－５】

手持ち機械の比較表（主要機械）

工 事 名	機 械 名 称	規 格・型 式・能 力・年 式	単 位	入 札 時 (当 初 の 予 定)				工 事 完 成 時 (実 績)				官 単 価 ※ (最 終)	備 考
				数 量	単 価	メーカ名	現在の利用状況	数 量	単 価	メーカ名			
記 入 要 領	掘削機	0.2～0.45m ³	台	10		〇〇〇	4台空	2		〇〇〇			
	〃	0.7m ³	〃	22		〃	8台空	5		〃			
	〃	0.7m ³	〃	9		□□□	4台空	4		□□□			
	〃	1.2m ³	〃	1		〃	空	1		〃			
	〃	1.6m ³	〃	1		〃	空	1		〃			
	ブルドーザ	D65px	〃	3		〇〇〇	2台空	1		〇〇〇	25,100	供用日	
	不整地運搬車	LD1000	〃	7		△△△	3台空	5		△△△	21,600	供用日	
	掘削機	0.25m ³	〃	4		〃	2台空	0		〃	7,320	供用日	
	〃	0.45m ³	〃	1		〃	空	1		〃	13,000	供用日	
	〃	0.7m ³	〃	6		〃	3台空	1		〃	18,100	供用日	
不整地運搬車	LD700	〃	1		〃	空	1		〃				

1) 本様式には、主に当該工事に使用する予定の手持ち機械の状況を記入して下さい。

2) 実績と官債は、同じ単位による単価としてください。単位が一致しない場合はそれぞれの単位を明記してください。

3) 入札時の欄は、入札時に事情聴取した結果と照合確認してください。完成時及び官単価の欄は、主要機械相当品(各機械経費が工事費の約0.3%以上の機器)のみでよい。

4) ※印の官単価欄は、発注者が記入する欄なので請負者は記入しないで下さい。

〇〇道路改良工事

- 1) 本様式には、主に当該工事使用する予定の手持ち機械の状況を記入して下さい。
- 2) 実績と官価は、同じ単位による単価としてください。単位が一致しない場合はそれぞれの単位を明記してください。
- 3) 入札時の欄は、入札時に事情聴取した結果と照合確認してください。完成時及び官単価の欄は、主要機械相当品(各機械経費が工事費の約0.3%以上の機器)のみでよい。
- 4) ※印の官単価欄は、発注者が記入する欄なので請負者は記入しないで下さい。

労務者の確保計画の比較表

記入要領	1) 下請け労務者と自社労務者を下記のように区分して下さい。 ・下請け労務者は()なしで記入する。 ・自社労務者は()内に記入する。 2) 下請け会社との関係も明記する。 3) 労務単価は必ず記入する。 4) (例)として記入したものは記入例なので、この記入例を消去して使用してください。 5) ※印の官単価欄は、発注者が記入する欄なので請負者は記入しないで下さい。									
	〇〇道路改良工事									
	工 種	職 種	入札時(当初の予定)			工事完成時(実績)			※ 官単価 (最終)	備 考
			単価	員数	下請け会社との関係 下請け会社名等	単価	員数	下請け会社との関係 下請け会社名等		
	道路土工、地盤改良工	オペレーター	(17,000)	(320)	自社		472	自社	17,716	
道路土工	運転手	17,000	220	〇〇運輸(株) 同族会社		102	〇〇運輸(株) 同族会社	17,716		
排水構造物工	オペレーター 普通作業員	(17,000) (15,000)	(60) (225)	自社 自社		138	自社 自社	17,716 14,626		
植生工	法面工	18,000	225	協力会社 〇〇防災(株)		113	協力会社 〇〇防災(株)	18,746		
仮設工	普通作業員	(15,000)	(7)	自社		20	自社	14,626		

別紙様式－０－８

【比較表－７】

工 種 別 労 務 者 配 置 計 画 の 比 較 表

記入要領	1) 職種名は例示したもので、該当する職種名に変更して記入して下さい。 2) 世話役が、他の工種または他の工事と兼任している場合、正当な人数になるように按分してください。 3) (例)として記入したものは記入例なので、この記入例を消去して使用してください。													
工事名	〇〇道路改良工事													
工種	種別	入札時 (当初の予定)					工事完成時 (実績)					備考		
		配置予定人数					配置人数							
		世話役	普通作業員 (特殊含)	配管工	電工	オペ	計	世話役	普通作業員 (特殊含)	配管工	電工		オペ	計
(例) 土工事	床掘工・埋戻工・残土処理	1	2			2	5							
土工事	地盤改良工・掘削工・路体盛土工・残土処理工	1	1			8	10	1	1			8	10	
土工事	法面整形工	1	1			2	4	1	1			2	40	
法面工	植生基材吹付工	1	4			1	6	1	5			1	7	
カルバート工	BOX工	1	4			1	6	1	3			1	5	
排水構造物工	側溝工、集水桝工	1	3			1	5	1	3			1	5	
仮設工	仮水路工	1	4			1	6	1	3			2	6	

【諸経費動向調査（工事費）】

-58-

年月日：

V E 提 案 書

(発注者) 殿

(受注者)

工事請負契約書第１９条の２に基づきV E提案書を提出いたします。

工事件名：		連絡者 氏 名 T E L F A X
契約締結日：		
V E 提案の概要 注) 記入欄が不足する場合には、様式－６(１)の２として 追記して下さい。なお、概算低減額は、提案を審 査する上で参考とするものです。		
番 号	項 目 内 容	概算低減額：千円
概 算 低 減 額 合 計		

番 号	項 目 内 容
-----	---------

(1) 設計図書の定める内容と、V E 提案の内容の対比

【現状】 略図等

【改善案】 略図等

(2) 提案理由

(3) V E 提案の実施方法（材料仕様、施工要領等を記入）

(4) 品質保証の証明（品質保証書の添付等）

(5) その他

番 号		項目内容	
-----	--	------	--

(1) 工業所有権等の排他的権利を含む V E 提案である場合、その取扱いに関する事項

(2) V E 提案が採用された場合に留意すべき事項 (提案内容の公表に係る所見等)

令和 年 月 日 号

V E 提 案 採 否 通 知 書

〇 〇 〇 〇 殿

支出負担行為担当官
〇〇地方整備局長 印

特記仕様書「〇 V E提案について」に基づき、令和 年 月 日付けで提出されましたV E提案に対する審査結果を下記のとおり通知します。

工 事 件 名 : 契約締結日 :		V E 提案項目数 : 採用項目数 : 不採用項目数 :
V E 提案に対する「採否」及びその理由		
番 号	項 目 内 容	概算低減額 : 千円

(注) 採否に関する問い合わせ先

年月日：

品質証明書

工事名：

品質証明事項					
品質証明事項	実施日	箇所	品質証明員氏名	印	記事

社内検査した結果、工事請負工事請負契約書、図面、仕様書、その他関係図書に示された品質を確保していることを確認したので報告します。

受注者 住所
氏 名

【遠隔臨場に関する基礎調査様式】

別紙様式-7

●基本情報

工事名	
会社名	
担当者名	
連絡先	
アドレス	

●遠隔臨場を適用した項目

No.	適用種別 (選択)	工 種 (自由記述)	細 別 (自由記述)	確認時期 (自由記述)	確認項目 (自由記述)	適用理由 (自由記述)	その他意見 (自由記述)
記入例	稼働確認	矢板工	鋼矢板	打込時	長さ	・ 検尺及び目視確認が可能だったため ・ 確認頻度が多くあり、現場作業の調整の効率化を図るために実施	

※行が不足する場合は、適宜行を追加願います。

●遠隔臨場を適用せず、従来の現場臨場とした項目

No.	適用種別 (選択)	工 種 (自由記述)	細 別 (自由記述)	確認時期 (自由記述)	確認項目 (自由記述)	適用理由 (自由記述)	その他意見 (自由記述)
記入例	稼働確認	掘削工		土質の変化した時	土質、変化位置	・ 土(岩)質の確認は対象では困難のため	

※行が不足する場合は、適宜行を追加願います。

●遠隔臨場を使用した機器

No.	機器構成 (選択)	遠隔臨場システムの名称 (自由記述)	遠隔臨場システムのメーカー名 (自由記述)	監督職員P Cとのセキュリティ上の通信可否 (つながらず or つながらない)
記入例	バックカメラシステム	Generation-eye	(株) Atos	つながらない

※行が不足する場合は、適宜行を追加願います。

情況把握業務特記仕様書

令和 8 年 1 月

国土交通省関東地方整備局
高崎河川国道事務所

第1条 適用

本特記仕様書は、土木工事共通仕様書(令和7年度版)(以下「共通仕様書」という。)でいう特記仕様書で、出水時及び地震発生後の「状況把握業務」(以下「業務」という。)に適用する。

第2条 用語の定義

本特記仕様書に使用する用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

1. 「管理技術者」とは、契約の履行に関し、業務の管理及び統轄等を行う者で、受注者が定めた者をいう。
また、管理技術者を本工事の現場代理人または主任技術者(監理技術者)が兼ねることとする。
2. 「状況把握員」とは、受注者が業務を履行するために使用している者(管理技術者を除く。)をいう。
3. 「打合せ」とは、業務を適正かつ円滑に実施するために管理技術者等と監督職員が面談により、業務の方針及び条件等の疑義を正すことをいう。

第3条 一般留意事項

1. 管理技術者は、本特記仕様書第5条で示された業務の適正な履行を確保するため、状況把握員を指揮監督しなければならない。
 - 一. 業務の実施にあたって、設計図書等の内容を十分理解し、状況把握区域内について精通しておかなければならない。
 - 二. 業務の実施にあたっては、業務に関する図書を適切に整備しておくこと。
2. 管理技術者は、本特記仕様書に定めるところにより監督職員と打合せを行うものとし、その結果について打合せ記録簿に記録し相互に確認しなければならない。
3. 状況把握員は、管理技術者のもとに本特記仕様書第5条のうち監督職員から指示された業務を適正に実施するものとする。

第4条 状況把握員の資格

状況把握員の資格は、以下の条件を満たす者であることとする。また、受注者は状況把握員として必要な資格要件を証明する書面(経歴書等)を提出すること。

区 分	資 格 等
状況把握員	以下の①～⑤のいずれかの要件を有する者であること ① 河川維持管理技術者又は河川点検士の資格を有する者。 ② 1級土木施工管理技士の資格を有する者。 ③ 1級土木施工管理技士補の資格を有する者。 ④ 2級土木施工管理技士の資格を有する者。

	⑤ 発注者が上記④と同等以上であると認めた者。 ※⑤でいう同等とは以下のとおりとする。 ア) 2級建設機械施工技士 イ) 2級造園管理技士 ウ) 2級土木施工管理技術検定試験の受験資格を満たし、うち河川工事に関する実務経験を1年以上有している者 エ) 地方整備局、北海道開発局、内閣府沖縄総合事務局開発建設部、都道府県または政令市が発注した河川の状況把握業務の経験を有している者。
--	--

第5条 業務内容

状況把握員の業務内容は、以下のとおりとする。

①出水時の状況把握

出水時の状況把握については、「関東地方整備局出水時河川巡視規則（平成23年12月26日付け国関整河管第127号）」（以下、「出水時巡視規則」という。）によるものとする。

②地震発生後の状況把握

地震発生後の状況把握については、「地震発生後の河川管理施設・砂防設備及び許可工作物の点検要領（令和4年8月22日付け国関整河管第19号）」（以下「地震点検要領」という。）によるものとする。

③その他

その他、発注者の指示に基づき管理技術者から指示された業務を行う。

第6条 業務の履行範囲

業務の履行範囲は、次に示す河川区域、河川保全区域及び河川予定地（以下「業務履行区域」という）を対象範囲とする。

出張所及び 管理支所名	河川名	上流端		下流端		適 要
		左岸	右岸	左岸	右岸	
高崎出張所	烏川	19.0k	19.0k	0.0k	0.0k	—
	神流川	11.6k	11.6k	0.0k	0.0k	—
	鐺川	3.0k	3.0k	0.0k	0.0k	—
	碓氷川	0.8k	0.8k	0.0k	0.0k	—

第7条 業務計画書

受注者は、業務の実施に先立ち以下の項目について記載した業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。

- (1) 業務の内容、実施項目
- (2) 業務の実施体制
- (3) 業務の実施方法
- (4) 連絡体制
- (5) その他の業務実施上の必要となる事項

業務計画書には、本特記仕様書18条状況把握員の安全等に関する事項も含めるものとする。

第8条 状況把握員の班編成

状況把握員の班編成は以下のとおりとし、長時間に亘る場合は、交替班を用意するものとする。また、あらかじめ班毎の名簿を監督職員に提出するものとし、交替班の場合も同様とする。

出張所名	班体制
高崎出張所	6班

第9条 状況把握員の携帯品

状況把握員は以下のものを必ず携帯すること。

1. 記録用紙、若しくは記録用携帯端末（タブレット）または携帯電話
2. 携帯無線機
3. 身分証明書（腕章）
4. カメラ
5. 照明器具
6. 安全ロープ
7. 鎌、巻尺、ポール（目印用）
8. その他業務の遂行に必要なもの

なお、発注者貸与品は、携帯無線機、身分証明書（腕章）とするが、携帯無線機については貸与することができる数に限りがあるため、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

また、記録用携帯端末（タブレット）を使用する場合は、監督職員と協議し、貸与するものとする。なお、記録用携帯端末（タブレット）の使用にあたっては、国土交通省情報セキュリティポリシー及び関東地方整備局情報セキュリティポリシー実施手順書を準用するものとする。

第10条 貸与品の使用

貸与品の取扱いについては十分注意することとし、明らかに受注者の責に帰すべき

事由による故障・破損・損傷等が発生した場合は、修理等必要な措置を講ずること。

第 11 条 貸与品の返却

貸与物品は、業務完了後速やかに返還しなければならない。

第 12 条 身分証明書

状況把握員は、発注者が交付する身分証明書を常に携帯し、第三者からの身分証明書の提示要求があった場合は、これを提示しなければならない。受注者は、業務が完了したときは、すみやかに発注者に、交付された身分証明書を返却するものとする。

第 13 条 実施訓練等

事前に業務履行区域について、現地状況を十分把握するとともに、業務の実施及び連絡方法等について訓練を実施するものとする。

なお、実施日数は 1 日とし、管理技術者立会のもと、交替班の要員を含め、訓練を実施するものとし、日時については監督職員と管理技術者が協議して定めるものとする。

第 14 条 状況把握の出動・開始及び終了

出水時及び地震発生後、監督職員の指示により、管理技術者が状況把握員を出張所等へ出動させるものとする。ただし、状況把握班の出発及び帰着場所は高崎出張所とする。なお、監督職員が不在等のときは、管理技術者が河川情報等により情報を得て状況把握員の出動を指示するものとする。ただし、状況把握員においても出動条件を熟知しておくとともに、大規模地震による電話回線の輻輳等により管理技術者の指示が届かない場合を想定し、定められた参集場所に自主的に参集できるよう情報の収集に努めること。

また、状況把握の開始及び終了は、監督職員が管理技術者に指示するものとする。

出水時の観測所毎の集合等の基準

観測所名	水防団待機 水位	氾濫注意 水位	左岸	右岸
高松	1. 60m	3. 60m	(烏川) 自 群馬県高崎市並榎町 532 番地 至 群馬県高崎市倉賀野町	(烏川) 自 群馬県高崎市下豊岡 町番地字北久保 861 番地先 至 鎭川合流点
			(碓氷川) 自 群馬県高崎市下豊岡町字 西本屋敷 488 番の 3 地先 至 烏川合流点	(碓氷川) 自 群馬県高崎市乗附町 字内田 1225 番地の 2 地先 至 烏川合流点

岩鼻	1.00m	3.30m	(烏川) 自 群馬県高崎市倉賀野町 至 利根川合流点	(烏川) 自 鐺川合流点 至 利根川合流点
山名	2.20m	2.60m	(鐺川) 自 群馬県高崎市山名町字田 中地 480 番の 1 地先 至 烏川合流点	(鐺川) 自 群馬県藤岡市大字落合 字長津 506 番地先 至 烏川合流点
若泉	2.00m	3.00m	(神流川) 自 群馬県藤岡市浄法寺字平 954 番の 1 地先 至 烏川合流点	(神流川) 自 埼玉県児玉郡神川町大 字新宿寄島 581 番の 4 番地 先 至 烏川合流点

地震発生後の出張所毎の対象震度発表地点
気象庁発表地点

出張所	発表地域	発表地点
高崎出張所	群馬県南部	高崎市高松町
		高崎市新町
		藤岡市中栗須
		藤岡市鬼石
		玉村町下新田
	埼玉県北部	上里町七本木

○集合の目安

<洪水時>

- ・水防団待機水位を超え氾濫注意水位を超過する恐れがある場合。

<地震発生時>

- ・高崎出張所管内で震度 5 弱以上の場合。
- ・高崎出張所管内で震度 4 以上かつ出水等に影響がある場合（※ 1）

（※ 1）①出水により水防団待機水位を超えはん濫注意水位に達する恐れがある場合。

②直前に発生した地震又は出水、その他原因により既に河川管理施設等が被災しており、新たな被害の発生が懸念される場合。

③地震後の点検中に震度 4 以上の次の地震が発生し、被害の発生が懸念される場合

第 15 条 河川情報・地震情報の入手

河川情報（水位、雨量等）・地震情報（各地の震度等）は、インターネット等によ

り収集するものとする。

URL	https://www.river.go.jp/portal/#83	川の防災情報
	http://www1.river.go.jp/	水文水質データベース
	https://www.data.jma.go.jp/svd/eqdb/data/shindo/index.html	気象庁 震度データベース検索
	http://www.keitai-taisei.ktr.mlit.go.jp/	関東地方整備局体制発令支援メニュー
	https://www.ktr.mlit.go.jp/	国土交通省関東地方整備局
	https://weathernews.jp/	(株) ウェザーニュース
	https://tenki.jp/	(財) 日本気象協会

第16条 状況把握の方法・実施時間

車両により状況把握を実施することを標準とし、速やかに堤防天端等から川表、川裏を同時に把握するものとする。ただし、必要に応じて車外にて状況把握を行うものとする。

出水時の状況把握は、業務履行区域を原則として概ね1時間で1巡するものとする。地震発生後の状況把握は、地震点検要領に基づくものとする。

状況把握班1班あたりの実施時間は、下表を見込んでいるが、実施時間に増減が生じた場合は実績を監督職員に報告するものとし、設計変更の対象とする。

時間帯	勤務時間	実施時間
5:00～22:00	連続8h以内	6時間

第17条 監督職員への報告

監督職員への報告は、携帯電話、携帯無線機または記録用携帯端末（タブレット）により直ちに行うものとする。携帯電話、携帯無線機または記録用携帯端末（タブレット）による通信ができない場合は、公衆電話等により速やかに連絡するものとする。なお、監督職員への報告は次のとおりとする。

- ①状況把握に出動した時。
- ②状況把握が完了した時。
- ③河川管理施設等に異常を発見した場合。
- ④その他、監督職員への報告を要する事象が発生した場合

また、異常に対する初期対応等の必要が生じた場合は、監督職員から管理技術者に指示するものとする。

第18条 状況把握員の安全等

1. 状況把握員は、異常発見に細心の注意を払うものとするが、自身の安全には十分留意すること。

2. 状況把握員は、状況把握中において、業務を遂行することが危険と判断される場合は、業務を一時中断し、自らの安全を図るものとする。

また、その旨を管理技術者に報告し、管理技術者は監督職員に報告するものとする。その後の行動については、臨機の処置をとるものとする。

第19条 成果品の提出

受注者は、業務完了後速やかに次の成果品を提出するものとする。

1. 出水時状況把握

- | | |
|--------------------|-----|
| (1) 状況把握状況定時報告（洪水） | 1 部 |
| (2) 異常発見報告 | 1 部 |
| (3) 写真集 | 1 式 |

2. 地震発生後状況把握

- | | |
|---------------------|-----|
| (1) 状況把握状況定時報告（地震） | 1 部 |
| (2) 施設点検結果票（異常発見報告） | 1 部 |
| (3) 写真集 | 1 式 |

3. その他 監督職員が指示したもの 1 式

また、受注者は別紙－1 のとおり業務処理結果報告書を作成し、状況把握終了後、速やかに監督職員に提出するものとする。

第20条 その他

1. 大規模災害の発生時に、周辺道路等に大きな被災が確認され、業務場所に参集困難な時は、対応策を発注者と受注者が協議して定めるものとする。
2. 状況把握員の作業服・安全服・安全靴等常時身につけるものは、受注者で用意すること。
3. 本特記仕様書の記載事項に疑義や変更が生じた場合には、監督職員と管理技術者が協議し決定するものとする。

第21条 再委託

1. 本業務の「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、受注者は、これを再委託することはできない。
 - 一 業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等
2. 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、資料整理などの簡易な業務の再委託に当たっては、発注者の承諾を必要としない。
3. 受注者は、第1項、第2項に規定する業務以外の再委託にあたっては、発注者の承諾を得なければならない。
4. 受注者は、業務を再委託に付する場合、書面により再委託の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

第 22 条 セキュリティ

受注者は、発注者と同等以上の情報セキュリティを確保しなければならない。また、受注者は、本業務の実施過程において知り得た情報を監督職員の許可なく第三者に漏らしてはならない。

第 23 条 ウイルス対策

受注者は、監督職員と業務に関する事項について電子データを提出する際には、ウイルス対策を実施した上で提出しなければならない。また、ウイルスチェックソフトは常に最新データに更新しなければならない。

第 24 条 履行期間

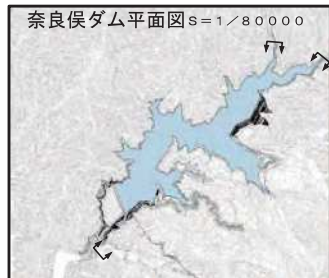
業務の履行期間は、令和 8 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日までとする。

(情況把握 別紙一 1)

業務処理結果報告書

[illegible]

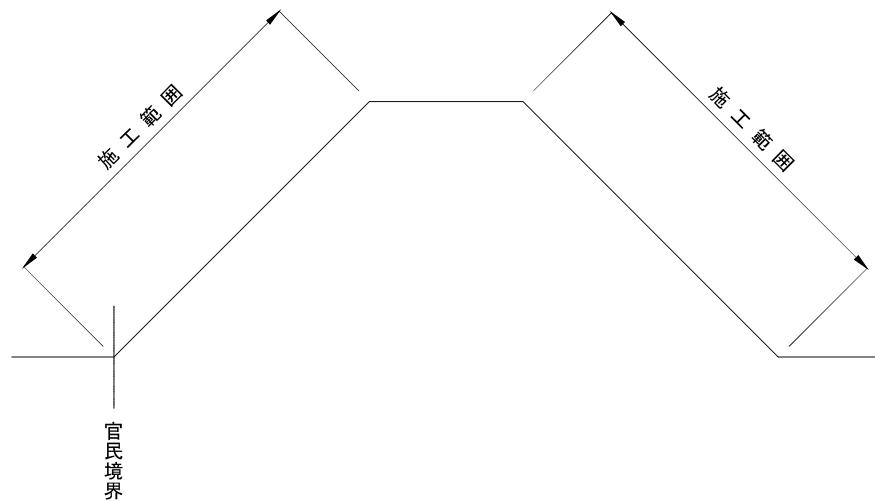
位置図 S=1/80000



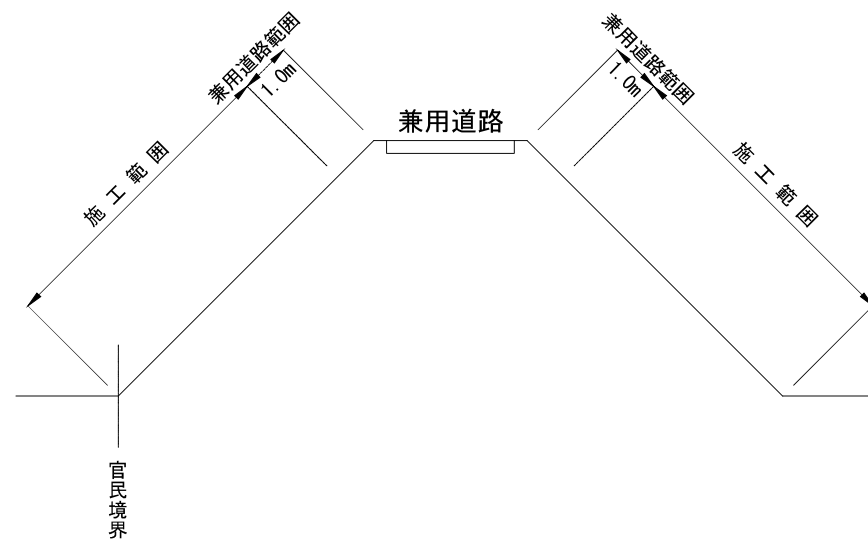
工事名	R 8 ・ R 9 烏 川 ・ 神 流 川 維 持 工 事			
図面名	位 置 図			
年月日	令 和 8 年 1 月			
縮 尺	図 示	図面番号	2 1 の 1	
会社名				
事務所名	国土交通省 高崎河川国道事務所			
所長	副所長	課長	係長	設計

除草工標準断面図 $S=1/100$
(R8・9年度)

兼用道路無



兼用道路有



本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

工事名	R8・R9鳥川・神流川維持工事		
図面名	除草工標準断面図		
年月日	令和8年1月		
縮尺	$S=1:100$	図面番号	21の2
会社名			
事務所名	国土交通省 高崎河川国道事務所		

(R 8 年度)

$S=1:500$



工事起点
No.13+10.86

工事延長 L=261.7m

工事起点
No.1' +10.87

高崎商科大学
(グラウンド)

高崎商科大学

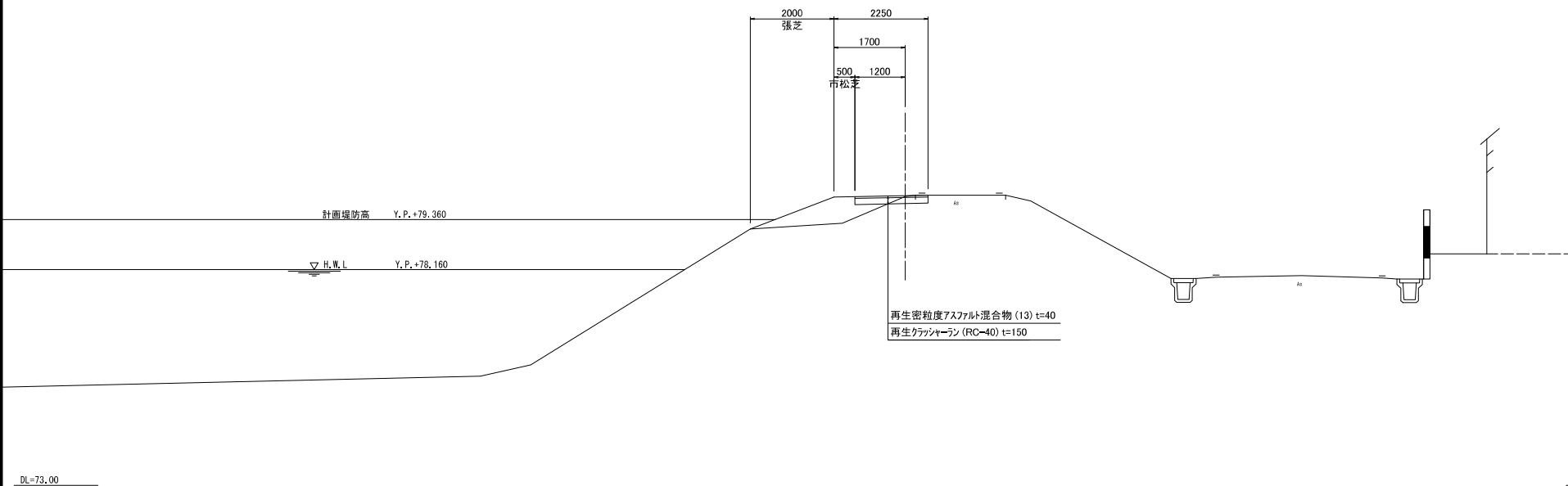
工事名	R8・R9 烏川・神流川維持工事		
図面名	一本松築堤 平面図		
年月日	令和 8 年 1 月		
縮尺	S=1:500	図面番号	21 の 3
設計会社名			
事務所名	国土交通省 高崎河川国道事務所		

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

一本松築堤 標準横断図 S=1:50
(R 8 年度)

NO. 7

GH=79.91
FH=

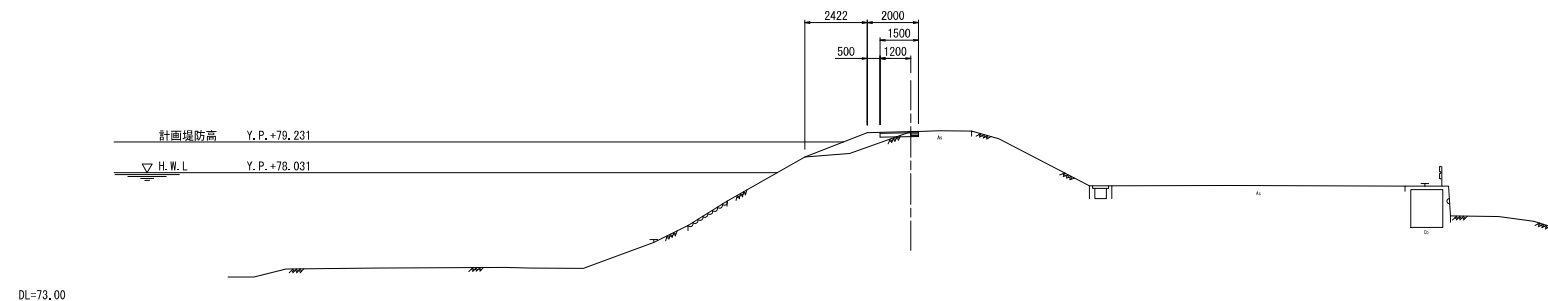


本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

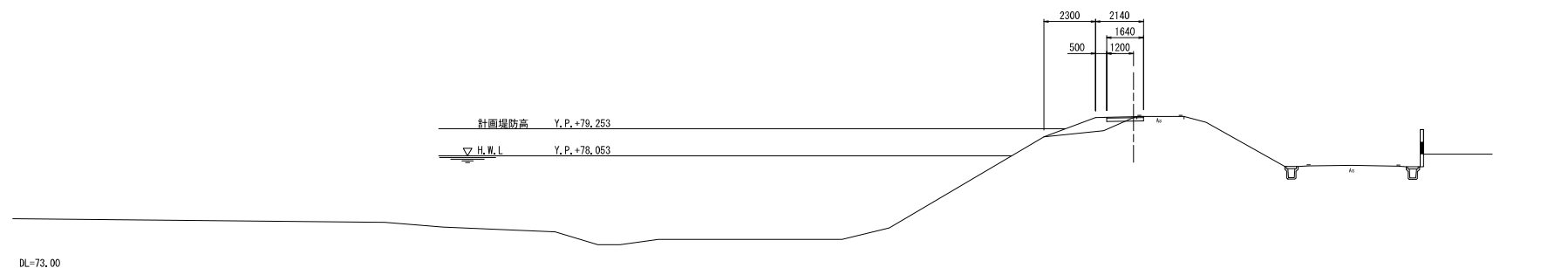
工 事 名	R 8 ・ R 9 烏川 ・ 神流川維持工事		
図 面 名	一本松築堤 標準横断図		
年 月 日	令和 8 年 1 月		
縮 尺	S=1:50	図面番号	2 1 の 4
会 社 名			
事務所名	国土交通省 高崎河川国道事務所		

一本松築堤 横断図 (1) S=1:100
(R 8 年度)

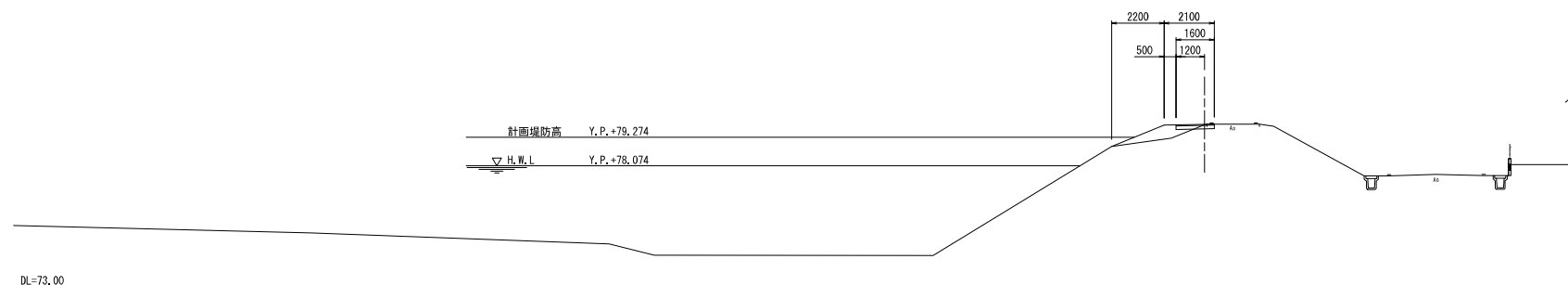
NO. 1
9H=70, 62
FH=



NO. 2
9H=70, 76
FH=



NO. 3
9H=70, 80
FH=

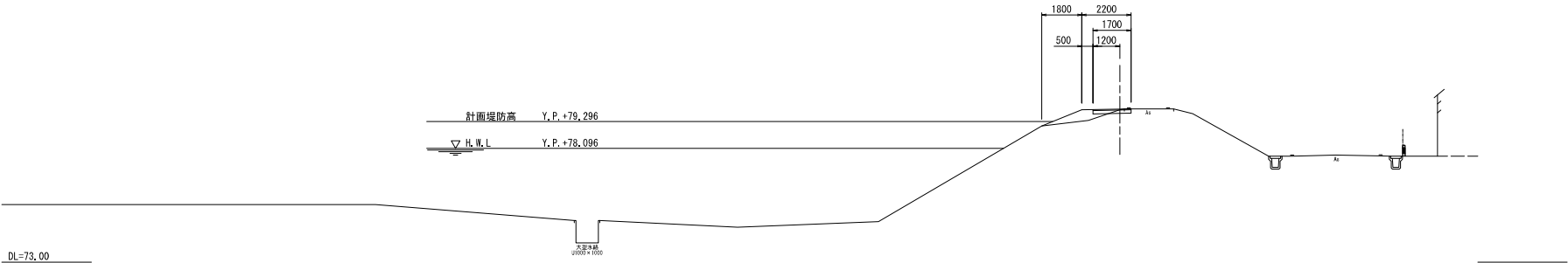


本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

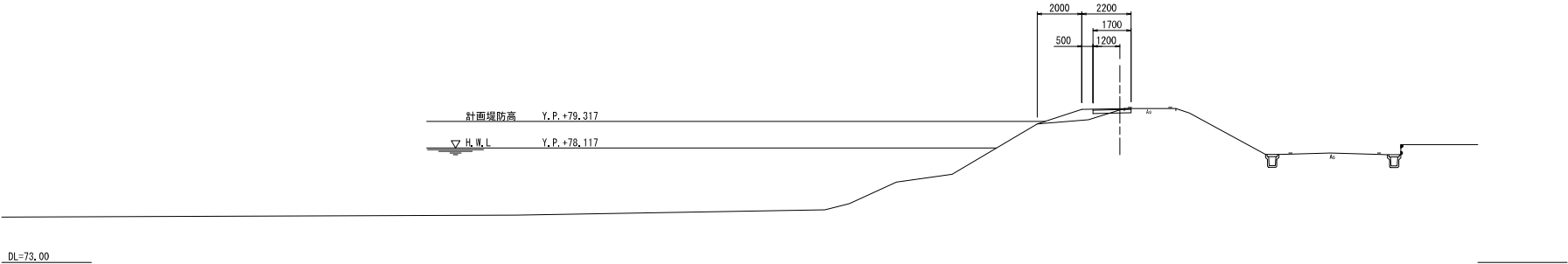
工 事 名	R 8 ・ R 9 烏川 ・ 神流川維持工事		
図 面 名	一本松築堤 横断図 (1)		
年 月 日	令和 8 年 1 月		
縮 尺	S=1:100	図面番号	2 1 の 5
設計会社名			
事務所名	国土交通省 高崎河川国道事務所		

一本松築堤 横断図 (2) S=1:100
(R 8 年度)

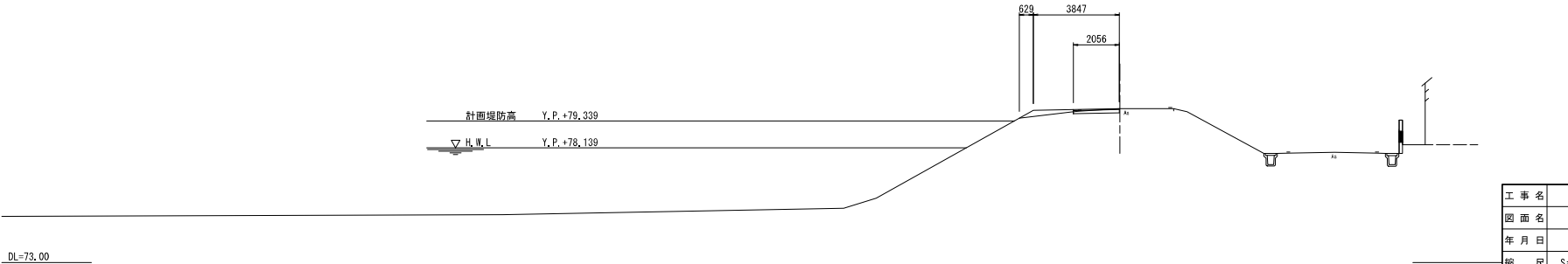
NO. 4
BH=79.82
FH=



NO. 5
BH=79.82
FH=



NO. 6
BH=79.89
FH=

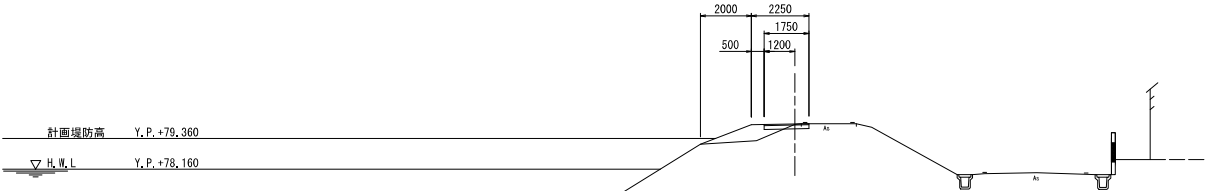


本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

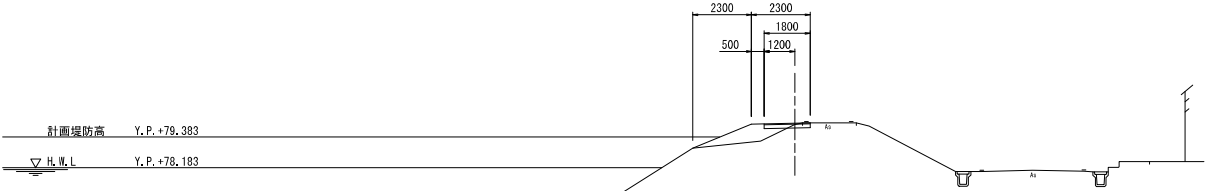
工 事 名	R 8 ・ R 9 烏川 ・ 神流川維持工事		
図 面 名	一本松築堤 横断図 (2)		
年 月 日	令和 8 年 1 月		
縮 尺	S=1:100	図面番号	2 1 の 6
設計会社名	国土交通省 高崎河川国道事務所		
事務所名	国土交通省 高崎河川国道事務所		

一本松築堤 横断図 (3) S=1:100
(R 8 年度)

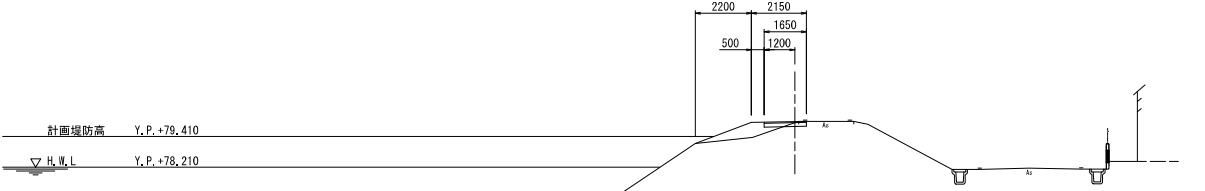
NO. 7
BH=79.91
FH=



NO. 8
BH=79.88
FH=



NO. 9
BH=79.85
FH=

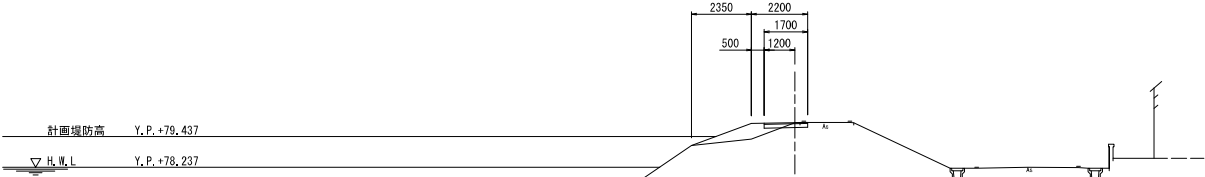


本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

工 事 名	R 8 ・ R 9 烏川 ・ 神流川維持工事		
図 面 名	一本松築堤 横断図 (3)		
年 月 日	令和 8 年 1 月		
縮 尺	S=1:100	図面番号	2 1 の 7
設計会社名	国土交通省 高崎河川国道事務所		
事務所名	国土交通省 高崎河川国道事務所		

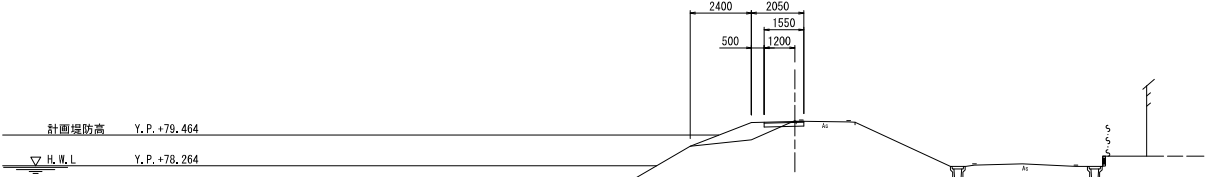
一本松築堤 横断図 (4) S=1:100
(R 8 年度)

NO. 10
BH=79.97
FH=



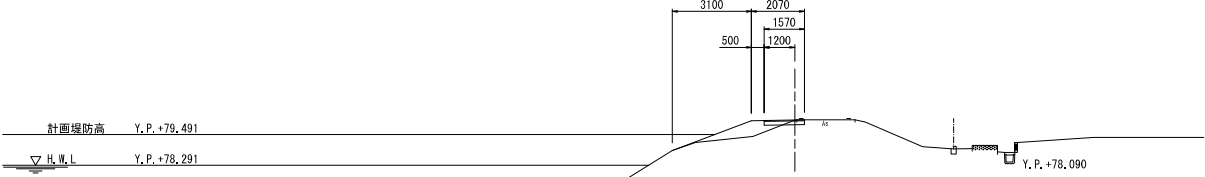
DL=73.00

NO. 11
BH=80.02
FH=



DL=73.00

NO. 12
BH=80.05
FH=

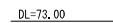


DL=73.00

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

工 事 名	R 8 ・ R 9 烏川 ・ 神流川維持工事		
図 面 名	一本松築堤 横断図 (4)		
年 月 日	令和 8 年 1 月		
縮 尺	S=1:100	図面番号	2 1 の 8
設計会社名	国土交通省 高崎河川国道事務所		
事務所名	国土交通省 高崎河川国道事務所		

NO. 13
GH=80.07
FH=



工 事 名	R 8・R 9 烏川・神流川維持工事		
図 面 名	一本松梁渡 横断図（５）		
年 月 日	令和 8 年 1 月		
縮 尺	S=1:100	図面番号	2 1 の 9
設計会社名			
事務所名	国土交通省 高崎河川国道事務所		

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

一本松築堤 撤去平面図 S=1:500

(R 8 年度)

烏川

舗装版取壊し t=40mm A=91.0m²

高崎商科大学
(グラウンド)

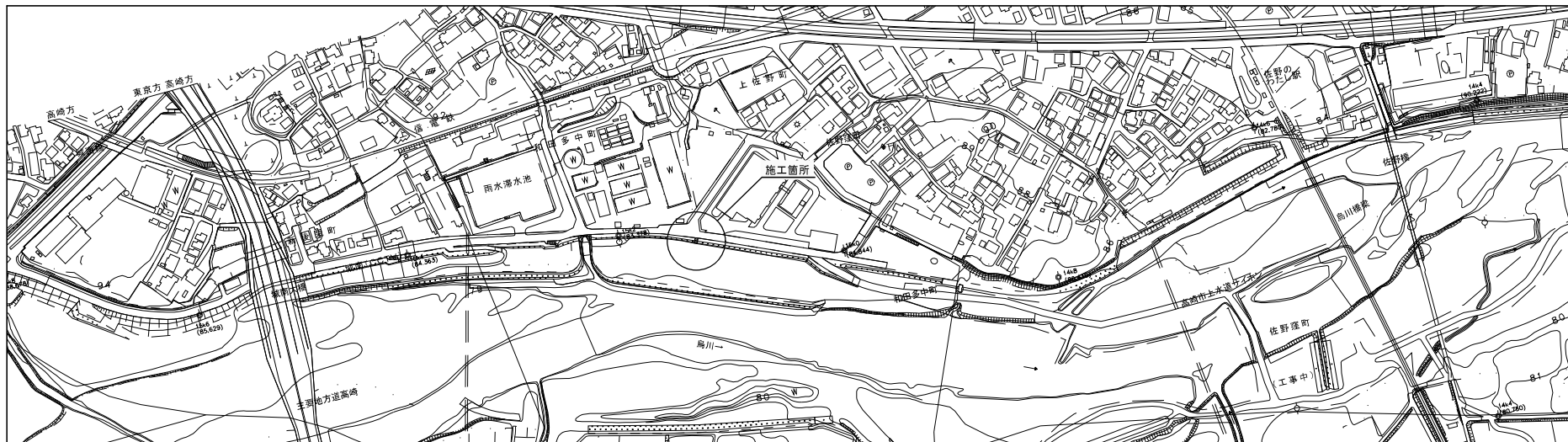
車止め撤去
N=1箇所

工 事 名	R 8・R 9 烏川・神流川維持工事		
図 面 名	一本松築堤 撤去平面図		
年 月 日	令和 8 年 1 月		
縮 尺	S=1:500	図面番号	21 の 10
設計会社名	国土交通省 高崎河川国道事務所		
事務所名	国土交通省 高崎河川国道事務所		

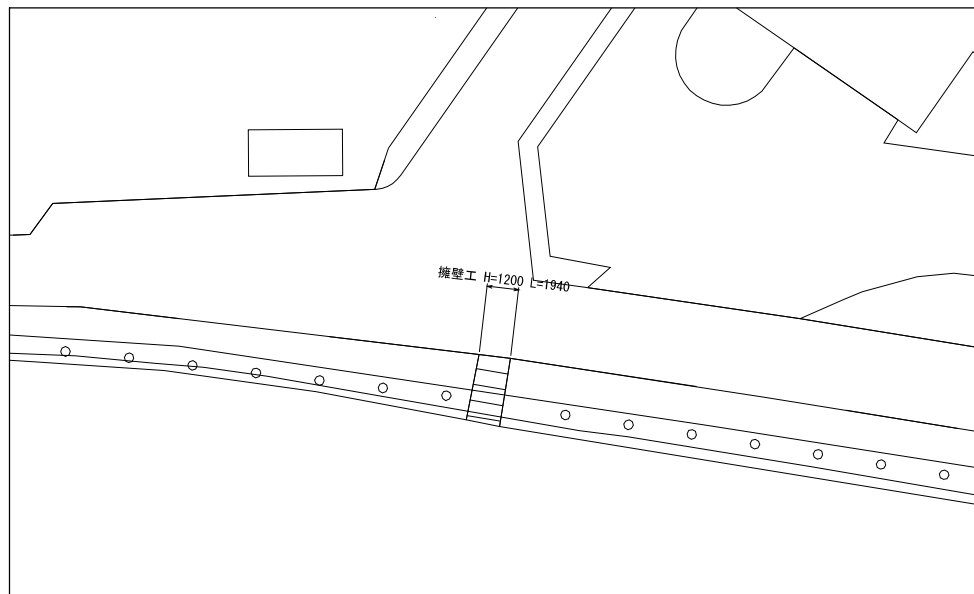
本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

擁壁工一般図
(高崎市和田多中町地区)
(R 8 年度)

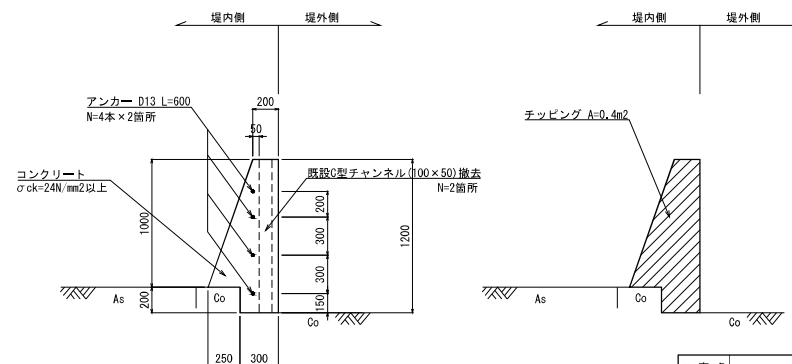
位置図 S=1:1000



平面図 S=1:200



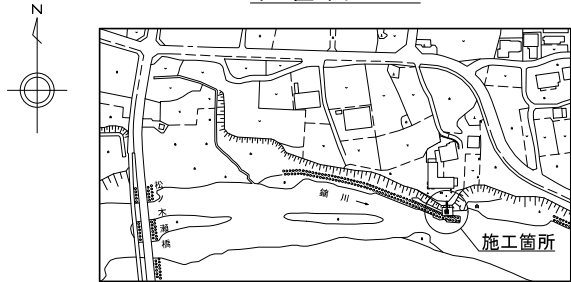
擁壁工詳細図 S=1:20



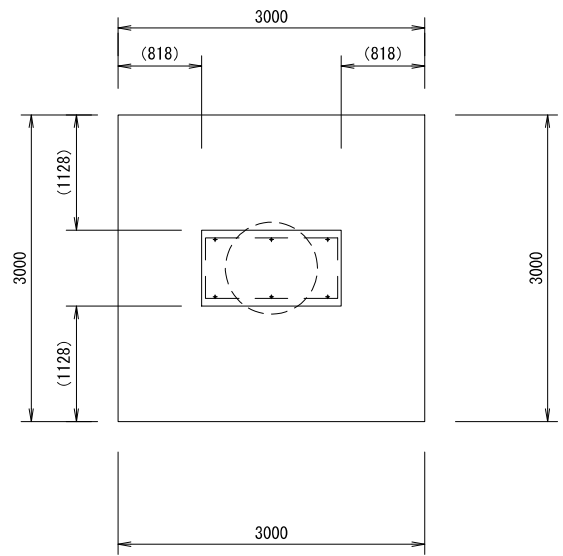
工事名	R 8・R 9 鳥川・神流川維持工事
図面名	擁壁工一般図
年月日	令和 8 年 1 月
縮尺	図示 図面番号 21 の 11
会社名	
事務所名	国土交通省 高崎河川国道事務所

岩井観測所局舎 詳細図 S=1:25
(R 8 年度)

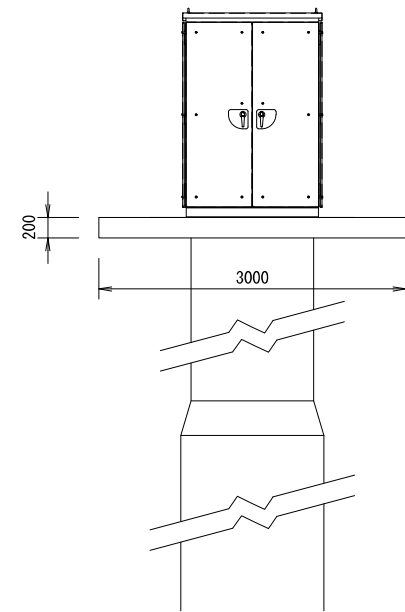
位置図 S=1:2000



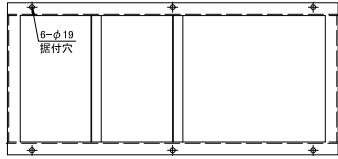
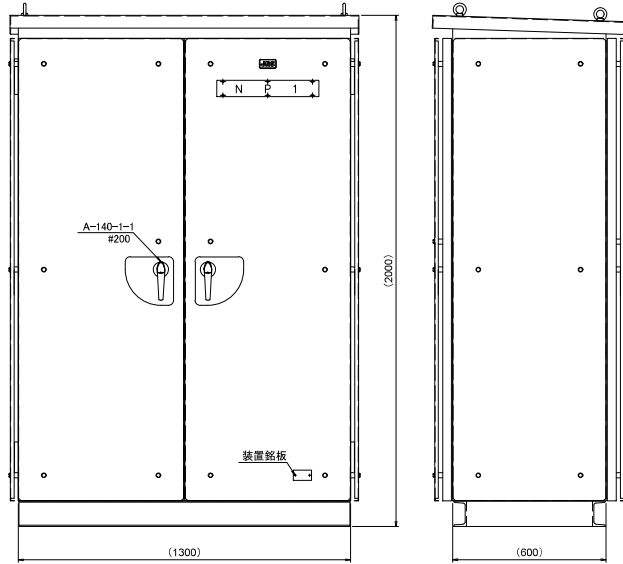
平面図 S=1:25



正面図 S=1:25



屋外筐体 外形図 S=1:10



据付図

寸法公差 (JIS-B-0405-V)	
区 分	公差
3mm 以下	±0.5
6mm 以下	±1
30mm 以下	±1.5
120mm 以下	±2.5
400mm 以下	±4
1000mm 以下	±6
2000mm 以下	±8

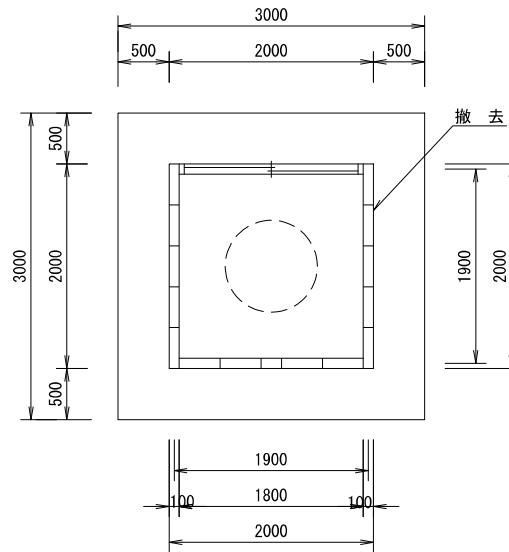
材質	電気重粉メッキ鋼板 2.0t
塗装色	マンセル 5Y7.1 半ツヤ相当
処理	アクリル樹脂塗装 70μm
製作数	1台
総重量	370kg
NP1	岩井水位観測所

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

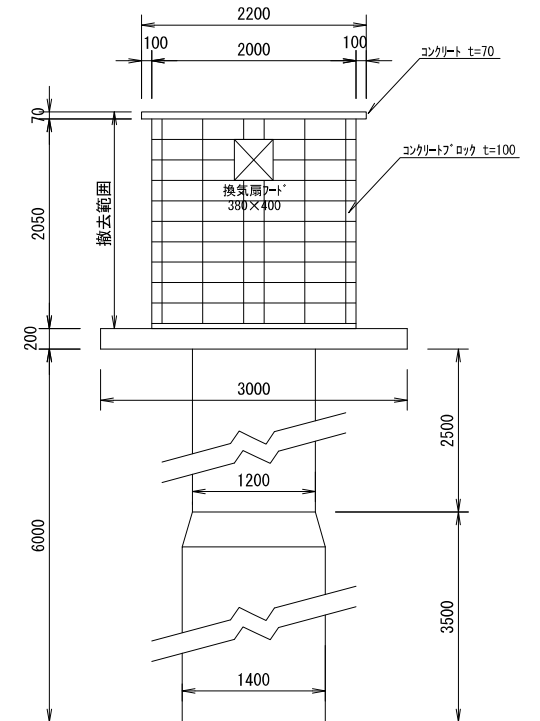
工 事 名	R 8・R 9 烏川・神流川維持工事		
図 面 名	岩井観測所局舎 詳細図		
年 月 日	令和 8 年 1 月		
縮 尺	図 示	図面番号	21 の 12
設計会社名	国土交通省 高崎河川国道事務所		
事務所名	国土交通省 高崎河川国道事務所		

岩井観測所旧局舎 撤去図 S=1:25
(R 8 年度)

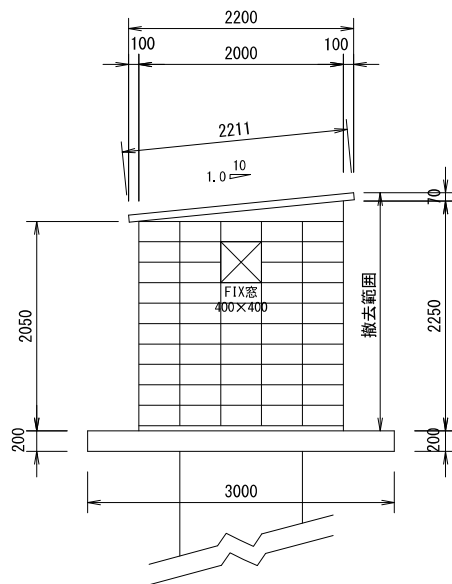
平面図



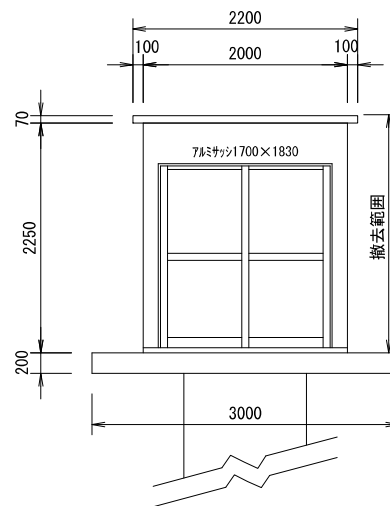
南側立面図



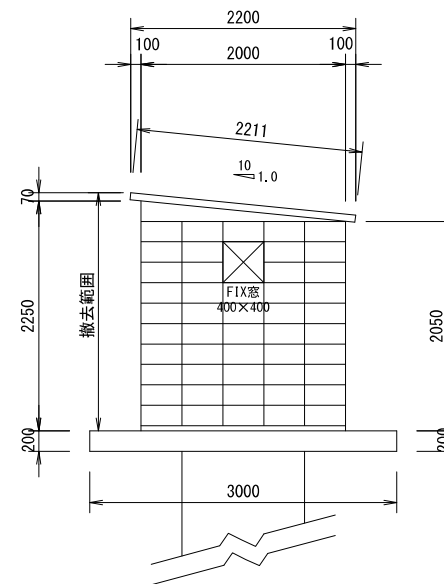
東側立面図



北側立面図



西側立面図



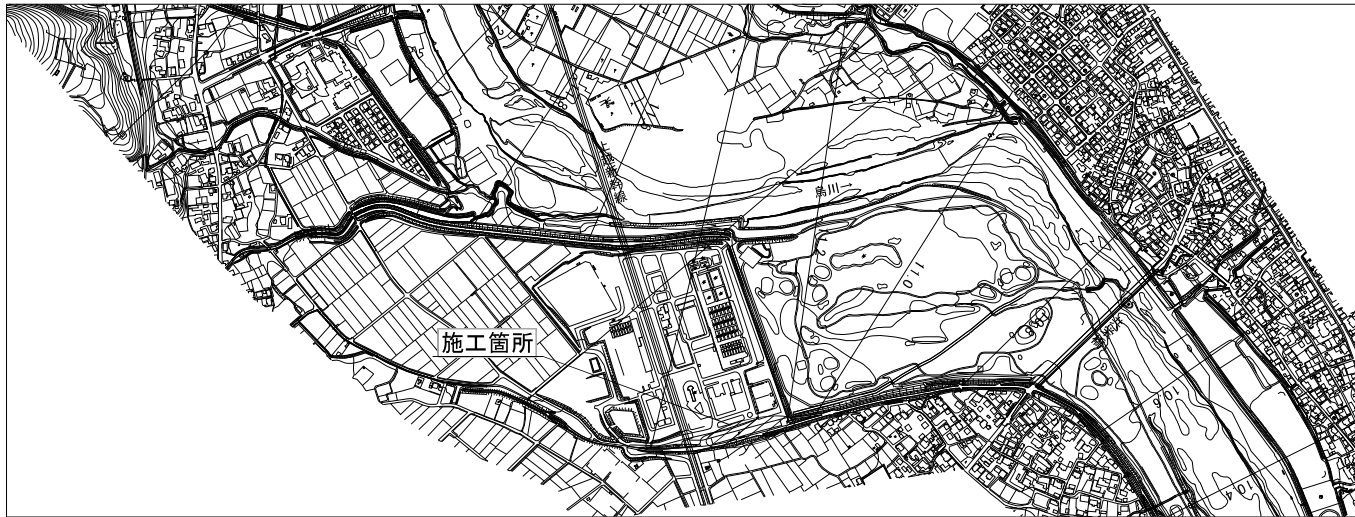
本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

工事名	R 8・R 9 鳥川・神流川維持工事		
図面名	岩井観測所旧局舎 撤去図		
年月日	令和 8 年 1 月		
縮尺	図示	図面番号	21 の 13
設計会社名	国土交通省 高崎河川国道事務所		
事務所名	国土交通省 高崎河川国道事務所		

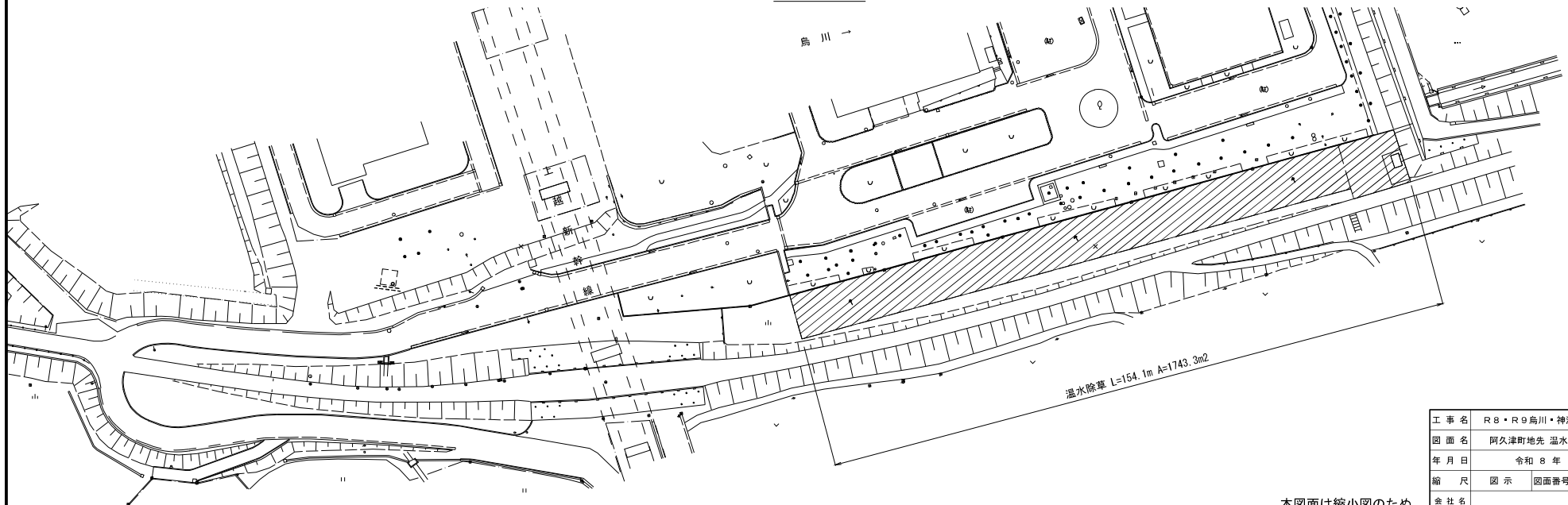
阿久津町地先 温水除草平面図

(R 8・R 9 年度)

位置図 S=1:5000



平面図 S=1:500



本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

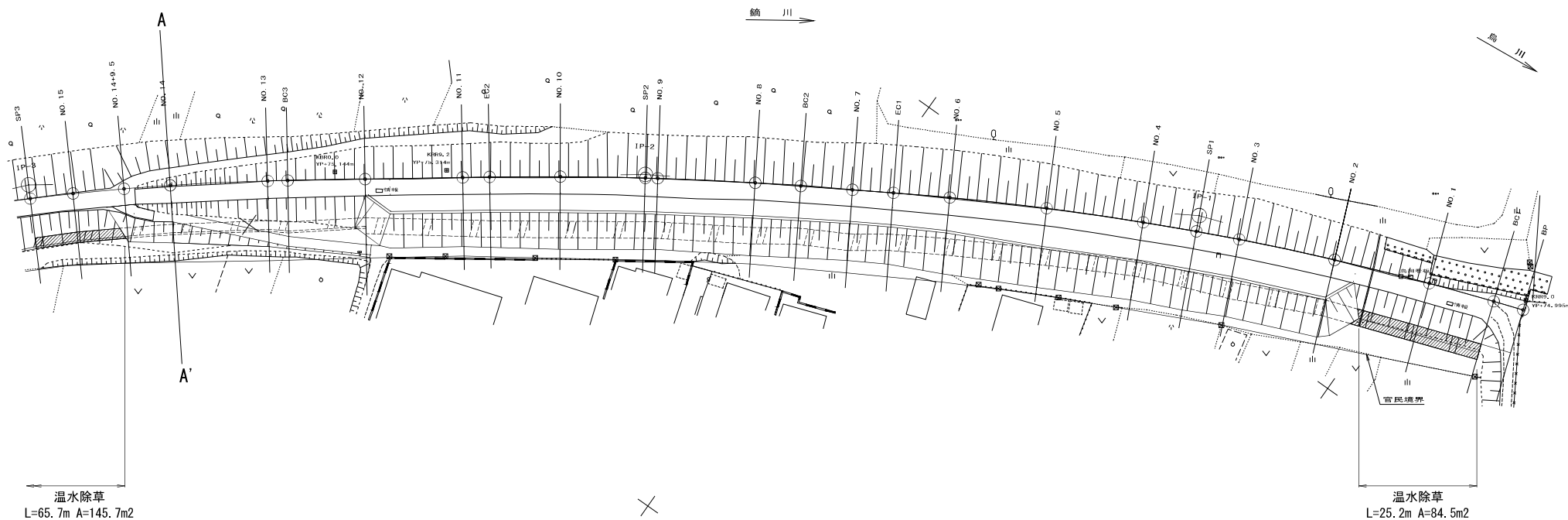
工 事 名	R 8・R 9 烏川・神流川維持工事		
図 面 名	阿久津町地先 温水除草平面図		
年 月 日	令和 8 年 1 月		
縮 尺	図 示	図面番号	21 の 14
会 社 名	国土交通省 高崎河川国道事務所		
事務所名	国土交通省 高崎河川国道事務所		

森新田地先 温水除草平面図（１）S=1:400

（R 8・R 9年度）

群馬県

藤岡市森新田



本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

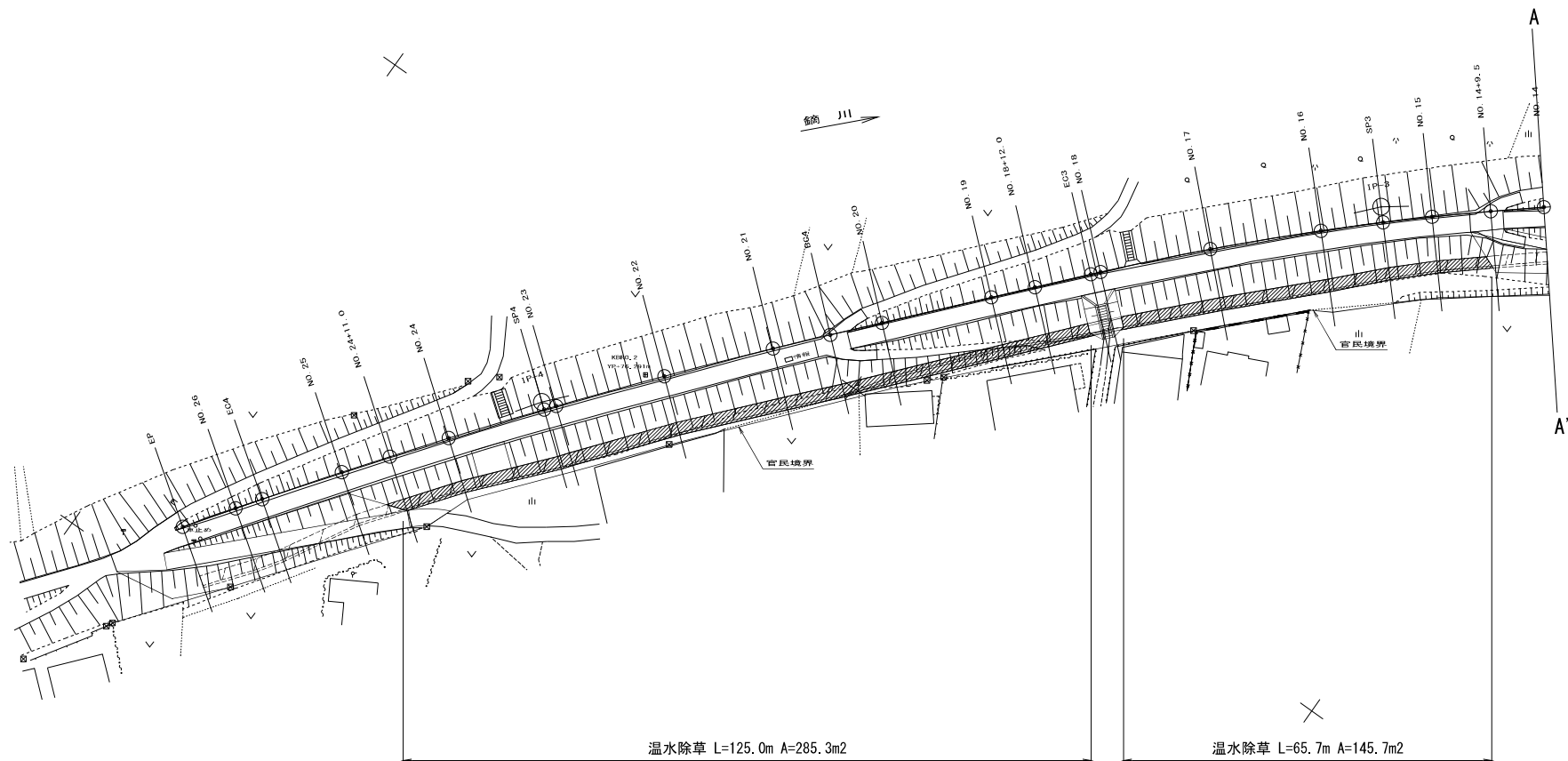
工事名	R 8・R 9 烏川・神流川維持工事		
図面名	森新田地先 温水除草平面図（１）		
年月日	令和 8 年 1 月		
縮尺	S=1:400	図面番号	21 の 15
会社名	国土交通省 高崎河川国道事務所		
事務所名	国土交通省 高崎河川国道事務所		

森新田地先 温水除草平面図（２） S=1:400

（R 8・R 9年度）

群馬県

藤岡市森新田



本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

工事名	R 8・R 9 烏川・神流川維持工事		
図面名	森新田地先 温水除草平面図（２）		
年月日	令和 8 年 1 月		
縮尺	S=1:400	図面番号	21 の 16
会社名	国土交通省 高崎河川国道事務所		
事務所名	国土交通省 高崎河川国道事務所		

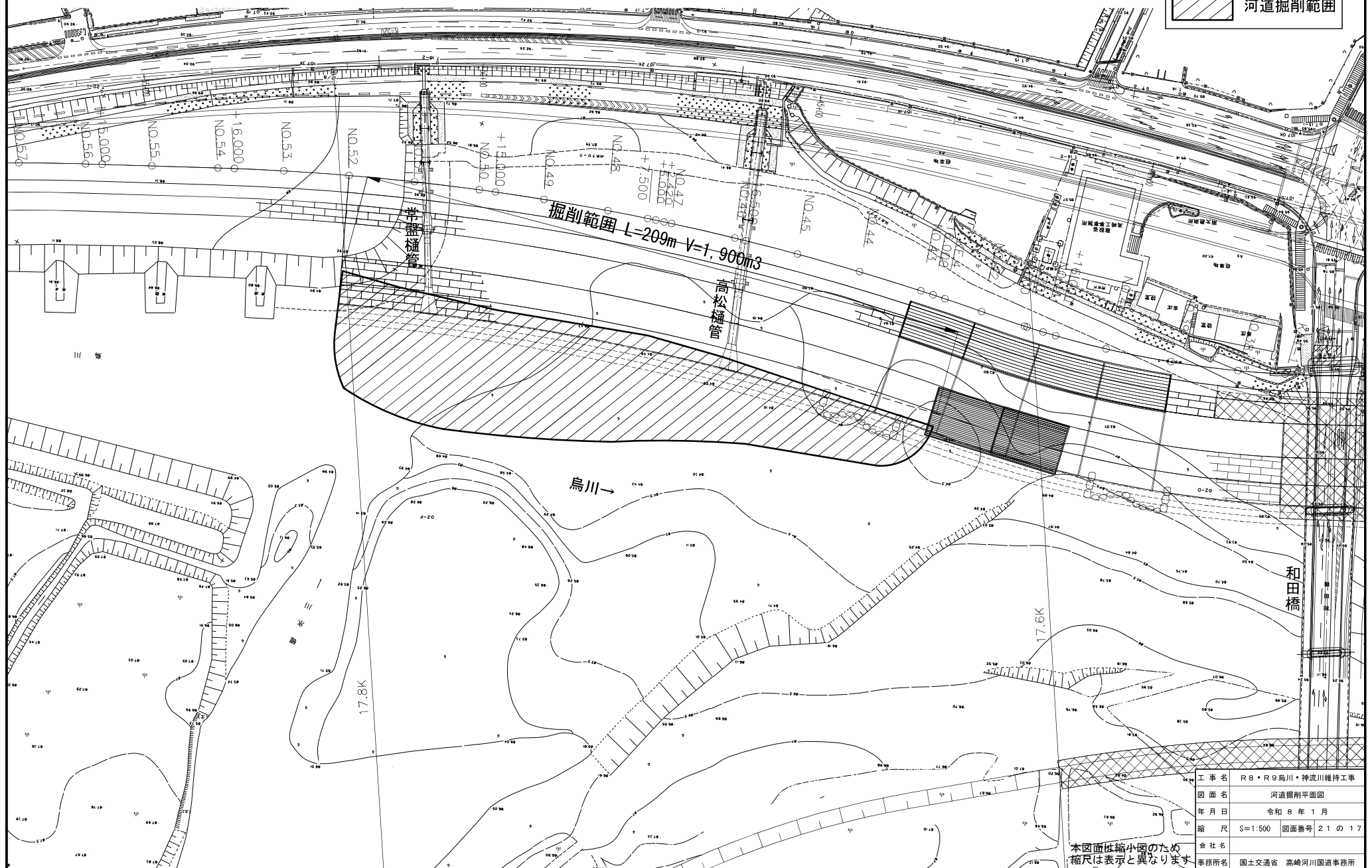
河道掘削平面図

S=1:500

(R 9 年度)

凡 例

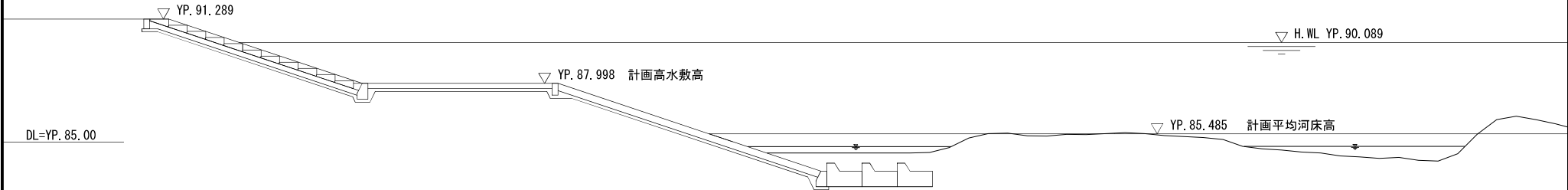
河道掘削範囲



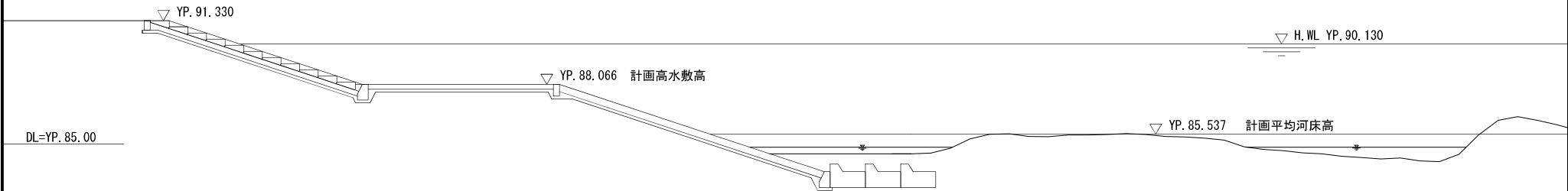
河道掘削横断図（１） S=1:100

（R 9 年度）

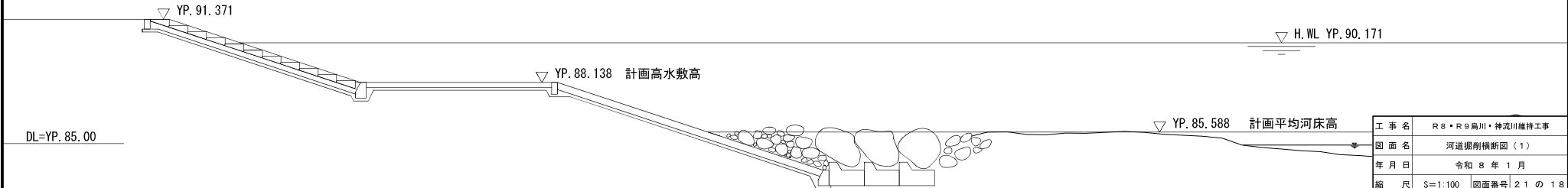
NO. 4 1



NO. 4 2



NO. 4 3



本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

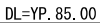
工 事 名	R 8 ・ R 9 烏川 ・ 神流川維持工事			
図 面 名	河道掘削横断図（１）			
年 月 日	令和 8 年 1 月			
縮 尺	S=1:100	図面番号	2 1	の 1 8
会 社 名				
事務所名	国土交通省 高崎河川国道事務所			

S=1 : 100

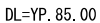
(R9年度)

NO. 44

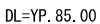
 掘削範囲



NO. 45



NO. 46



本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なりま

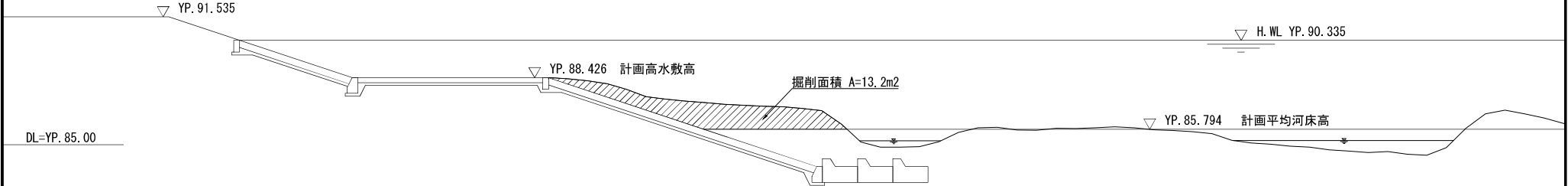
工 事 名	R8・R9 烏川・神流川維持工事		
図 面 名	河道掘削横断面 (2)		
年 月 日	令和 8 年 1 月		
縮 尺	S=1:100	図面番号	2 1 の 1
会 社 名			
事務所名	国土交通省 高崎河川国道事務所		

河道掘削横断図（3） S=1:100
（R 9 年度）

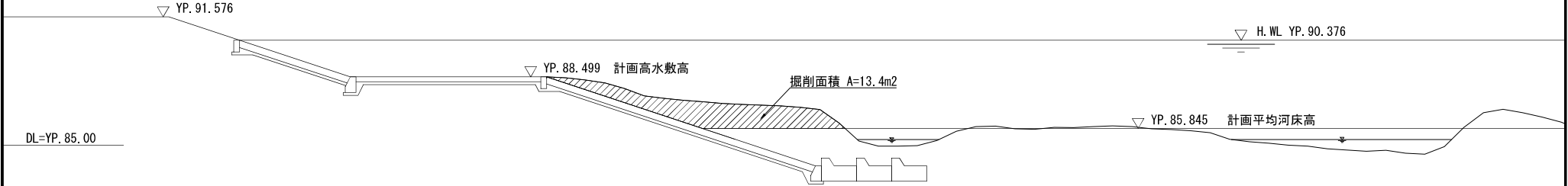
凡 例

掘削範囲

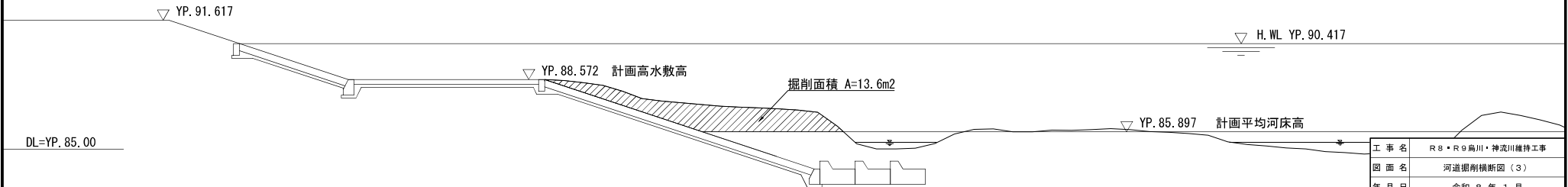
NO. 47



NO. 48



NO. 49



本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

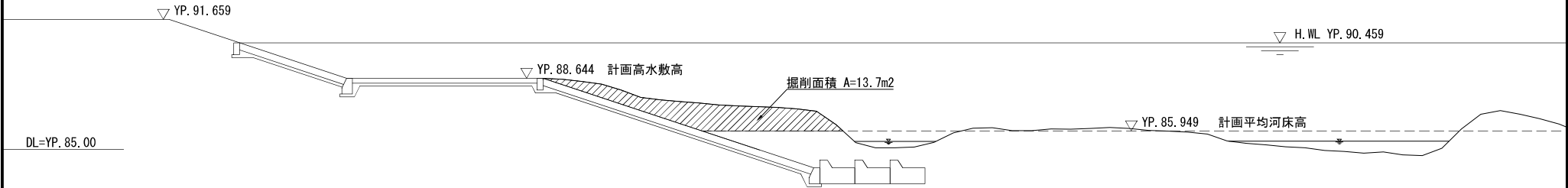
工 事 名	R 8 ・ R 9 烏川 ・ 神流川維持工事		
図 面 名	河道掘削横断図（3）		
年 月 日	令和 8 年 1 月		
縮 尺	S=1:100	図面番号	2 1 の 2 0
会 社 名	国士交通省 高崎河川国道事務所		
事務所名	国士交通省 高崎河川国道事務所		

河道掘削横断面図（４） S=1:100

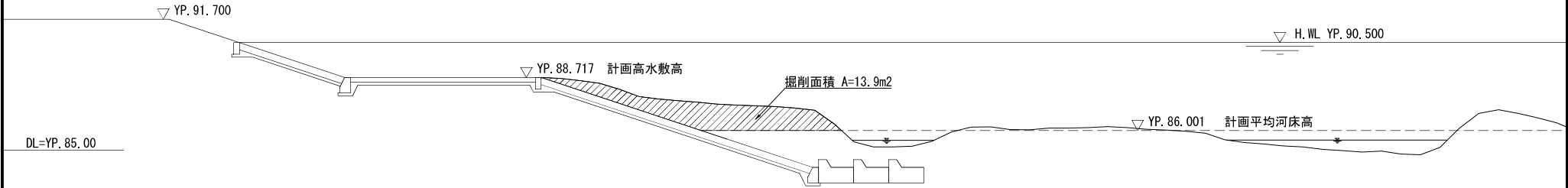
（R 9 年度）

NO. 50

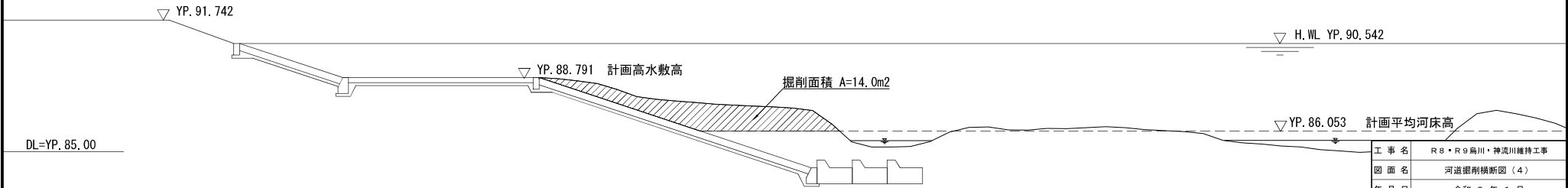
凡 例	
	掘削範囲



NO. 51



NO. 52



本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

工 事 名	R 8 ・ R 9 烏川・神流川維持工事		
図 面 名	河道掘削横断面図（４）		
年 月 日	令和 8 年 1 月		
縮 尺	S=1:100	図面番号	2 1 の 2 1
会 社 名	国土地交通省 高崎河川国道事務所		
事務所名	国土地交通省 高崎河川国道事務所		